

特別支援学校

幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領

平成 29 年 4 月 告示



文部科学省

特別支援学校

幼稚部教育要領

平成 29 年 4 月 告示



文部科学省

● 目次

● 教育基本法	3
● 学校教育法（抄）	7
● 学校教育法施行規則（抄）	9

● 特別支援学校幼稚部教育要領

● 前 文	13
● 第1章 総則	15
● 第1 幼稚部における教育の基本	15
● 第2 幼稚部における教育の目標	15
● 第3 幼稚部における教育において育みたい資質・ 能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほし い姿」	16
● 第4 教育課程の役割と編成等	18
● 第5 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価 ..	20
● 第6 特に留意する事項	22
● 第7 幼稚部に係る学校運営上の留意事項	23
● 第8 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育 活動など	24
● 第2章 ねらい及び内容	25
健康, 人間関係, 環境, 言葉及び表現	25
自立活動	26

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く^{ひら}教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することがで

き,その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

第三章 幼稚園

第二十二条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第二十三条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第二十四条 幼稚園においては、第二十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第二十五条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二条及び第二十三条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第二十六条 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第八章 特別支援教育

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中

学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十四条 特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第七十七条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

一 知的障害者

二 肢体不自由者

三 身体虚弱者

四 弱視者

五 難聴者

六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

学校教育法施行規則（抄）

昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号

第八章 特別支援教育

第二百二十九条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容並びに小学部、中学部及び高等部の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容又は教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領によるものとする。

前 文

第 1 章

総 則

第 1
幼稚園における
教育の基本

第 2
幼稚園における
教育の目標

第 3
育みたい資質・能力
及び育ってほしい姿

第 4
教育課程の
役割と編成等

第 5
指導計画の作成と幼児
理解に基づいた評価

第 6
特に留意する
事項

第 7
幼稚園に係る学校
運営上の留意事項

第 8
教育時間終了後等
に行う教育活動など

第 2 章
ねらい及び
内容

健康、人間
関係、環境、
言葉及び表現

自立活動

特別支援学校
移行措置
関係規定

小学校・中学校
移行措置
関係規定

○文部科学省告示第七十二号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第二百二十九条の規定に基づき、特別支援学校幼稚部教育要領（平成二十一年文部科学省告示第三十五号）の全部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成二十九年四月二十八日

文部科学大臣 松野 博一

特別支援学校幼稚部教育要領

目次

前文

第1章 総則

第1 幼稚部における教育の基本

第2 幼稚部における教育の目標

第3 幼稚部における教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

第4 教育課程の役割と編成等

第5 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

第6 特に留意する事項

第7 幼稚部に係る学校運営上の留意事項

第8 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動など

第2章 ねらい及び内容

健康，人間関係，環境，言葉及び表現

自立活動

教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

また、幼児期の教育については、同法第11条に掲げるとおり、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならないこととされている。

これからの幼稚部には、学校教育の始まりとして、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の幼児が、将来、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにするための基礎を培うことが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの幼稚部において、幼児期にふさわしい生活をどのように展開し、どのような資質・能力を育むようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

特別支援学校幼稚部教育要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。特別支援学校幼稚部教育要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する幼稚部における教育水準を全国

的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、幼児や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、特別支援学校幼稚園教育要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

幼児の自発的な活動としての遊びを生み出すために必要な環境を整え、一人一人の資質・能力を育んでいくことは、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から幼児や幼稚園に関わる全ての大人に期待される役割である。家庭との緊密な連携の下、小学部又は小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、幼児の自発的な活動としての遊びを通しての総合的な指導をする際に広く活用されるものとなることを期待して、ここに特別支援学校幼稚園教育要領を定める。

第1 幼稚園における教育の基本

第1
幼稚園における
教育の基本

第2
幼稚園における
教育の目標

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園における教育は、学校教育法第72条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

- 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- 2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- 3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとの関わりが重要であることを踏まえ、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

第2 幼稚園における教育の目標

幼稚園では、家庭との連携を図りながら、幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等を考慮し、この章の第1に示す幼稚園における教育の基本に基づいて展開される学校生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう次の目標の達成に努めなければならない。

- 1 学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標
- 2 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な態度や習慣などを育て、心身の調和的発達の基盤を培うようにすること

● 第3 幼稚園における教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- 1 幼稚園においては、生きる力の基礎を育むため、この章の第1に示す幼稚園における教育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。
 - (1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
 - (2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
 - (3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」
- 2 1に示す資質・能力は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体によって育むものである。
- 3 次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等に応じて、教師が指導を行う際に考慮するものである。

(1) 健康な心と体

幼稚園における生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

(2) 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

(3) 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

(4) 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の

行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

(5) 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、学校内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

(6) 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

(7) 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることをもちながら関わるようになる。

(8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

(9) 言葉による伝え合い

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

(10) 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士

で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

● 第4 教育課程の役割と編成等

1 教育課程の役割

各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの特別支援学校幼稚部教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の障害の状態や特性及び発達 の程度等並びに学校や地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。

また、各学校においては、6に示す全体的な計画にも留意しながら、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ教育課程を編成すること、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各幼稚部における教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

その際、幼児に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、第1章の第5の1に示す個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫すること。

2 各学校における教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、幼稚部における教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。

3 教育課程の編成上の基本事項

- (1) 幼稚部における生活の全体を通して第2章に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や幼児の生活経験や発達 の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織するものとする。この場合においては、特に、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達 の特性を踏まえ、入学から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮するものとする。
- (2) 幼稚部の毎学年の教育課程に係る教育週数は、39週を標準とし、幼児の障害の状態や特性及び発達 の程度等を考慮して適切に定めるものとする。
- (3) 幼稚部の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする。ただし、

幼児の障害の状態や特性及び発達 の程度等や季節などに適切に配慮するものとする。

4 教育課程の編成上の留意事項

教育課程の編成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 幼児の生活は、入学当初の一人一人の遊びや教師との触れ合いを通して幼稚園における生活に親しみ、安定していく時期から、他の幼児との関わりの中で幼児の主体的な活動が深まり、幼児が互いに必要な存在であることを認識するようになり、やがて幼児同士や学級全体で目的をもって協同して幼稚園における生活を展開し、深めていく時期などに至るまでの過程を様々に経ながら広げられていくものであることを考慮し、活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようにすること。
- (2) 入学当初、特に、3歳児の入学については、家庭との連携を緊密にし、生活のリズムや安全面に十分配慮すること。また、満3歳児については、学年の途中から入学することを考慮し、幼児が安心して幼稚園における生活を過ごすことができるよう配慮すること。
- (3) 幼稚園における生活が幼児にとって安全なものとなるよう、教職員による協力体制の下、幼児の主体的な活動を大切にしつつ、校庭や校舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと。

5 小学部における教育又は小学校教育との接続に当たっての留意事項

- (1) 学校においては、幼稚園における教育が、小学部又は小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。
- (2) 幼稚園における教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学部における教育又は小学校教育が円滑に行われるよう、小学部又は小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園における教育と小学部における教育又は小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

6 全体的な計画の作成

各学校においては、教育課程と、学校保健計画、学校安全計画などとを関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成するものとする。

第3
育みたい資質・能力
及び育ってほしい姿

第4
教育課程の
役割と編成等

● 第5 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

1 指導計画の考え方

幼稚園における教育は、幼児が自ら意欲をもって環境と関わることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものである。

学校においてはこのことを踏まえ、幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、それぞれの学校の教育課程に基づき、調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。

その際、幼児の障害の状態や特性及び発達程度等に応じた効果的な指導を行うため、一人一人の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成するとともに、個別の指導計画に基づいて行われた活動の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努めること。

2 指導計画の作成上の基本的事項

- (1) 指導計画は、幼児の発達に即して一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるようにするために、具体的に作成するものとする。
- (2) 指導計画の作成に当たっては、次に示すところにより、具体的なねらい及び内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されるようにするものとする。

ア 具体的なねらい及び内容は、幼稚園における生活において、幼児の発達の過程を見通し、幼児の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、幼児の障害の状態や特性及び発達程度等や、経験の程度、興味や関心などに応じて設定すること。

イ 環境は、具体的なねらいを達成するために適切なものとなるように構成し、幼児が自らその環境に関わることにより様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られるようにすること。その際、幼児の生活する姿や発想を大切にし、常にその環境が適切なものとなるようにすること。

ウ 幼児の行う具体的な活動は、生活の流れの中で様々に変化するものであることに留意し、幼児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう必要な援助をすること。

その際、幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図るものとする。

3 指導計画の作成上の留意事項

指導計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な幼児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。特に、週、日などの短期の指導計画については、幼児の生活のリズムに配慮し、幼児の意識や興味の連続性のある活動が相互に関連して幼稚園における生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすること。
- (2) 幼児が様々な人やものとの関わりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。その際、幼児の発達に即して主体的・対話的で深い学びが実現するようにするとともに、心を動かされる体験が次の活動を生み出すことを考慮し、一つ一つの体験が相互に結び付き、幼稚園における生活が充実するようにすること。
- (3) 言語に関する能力の発達と思考力等の発達に関連していることを踏まえ、幼稚園における生活全体を通して、幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等や、経験の程度を踏まえた言語環境を整え、言語活動の充実を図ること。
- (4) 幼児が次の活動への期待や意欲をもつことができるよう、幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等を踏まえながら、教師や他の幼児と共に遊びや生活の中で見通しをもったり、振り返ったりするよう工夫すること。
- (5) 行事の指導に当たっては、幼稚園における生活の自然の流れの中で生活に変化や潤いを与え、幼児が主体的に楽しく活動できるようにすること。なお、それぞれの行事についてはその教育的価値を十分検討し、適切なものを精選し、幼児の負担にならないようにすること。
- (6) 幼児期は直接的な体験が重要であることを踏まえ、視聴覚教材やコンピュータなど情報機器を活用する際には、幼稚園における生活では得難い体験を補完するなど、幼児の体験との関連を考慮すること。
- (7) 幼児の主体的な活動を促すためには、教師が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、教師は、理解者、共同作業など様々な役割を果たし、幼児の発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、適切な指導を行うようにすること。
- (8) 幼児の行う活動は、個人、グループ、学級全体などで多様に展開されるものであることを踏まえ、学校全体の教師による協力体制を作りながら、一人一人の幼児が興味や欲求を十分に満足させるよう適切な援助を行うようにすること。

4 幼児理解に基づいた評価の実施

幼児一人一人の発達の理解に基づいた評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすること。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。
- (2) 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学部若しくは小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること。

第6 特に留意する事項

- 1 幼児の指導に当たっては、その障害の状態や特性及び発達の程度等に応じて具体的な指導内容の設定を工夫すること。
- 2 複数の種類の障害を併せ有するなどの幼児の指導に当たっては、専門的な知識や技能を有する教師間の協力の下に指導を行ったり、必要に応じて専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めたりするなどして、全人的な発達を促すようにすること。
- 3 家庭及び地域並びに医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し、活用すること。
- 4 幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等に応じた適切な指導を行うため、次の事項に留意すること。
 - (1) 視覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、早期からの教育相談との関連を図り、幼児が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して周囲の状況を把握できるように配慮することで、安心して活発な活動が展開できるようにすること。また、身の回りの具体的な事物・事象及び動作と言葉とを結び付けて基礎的な概念の形成を図るようにすること。
 - (2) 聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、早期からの教育相談との関連を図り、保有する聴覚や視覚的な情報などを十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図る指導を進めること。また、言葉を用いて人との関わりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度や習慣を育てること。
 - (3) 知的障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、幼児の

活動内容や環境の設定を創意工夫し、活動への主体的な意欲を高めて、発達を促すようにすること。また、ゆとりや見通しをもって活動に取り組めるよう配慮するとともに、周囲の状況に応じて安全に行動できるようにすること。

- (4) 肢体不自由者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、幼児の姿勢保持や上下肢の動き等に応じ、進んで身体を動かそうとしたり、活動に参加しようとしたりする態度や習慣を身に付け、集団への参加ができるようにすること。また、体験的な活動を通して、基礎的な概念の形成を図るようにすること。
 - (5) 病弱者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、幼児の病気の状態等を十分に考慮し、負担過重にならない範囲で、様々な活動が展開できるようにすること。また、健康状態の維持・改善に必要な生活習慣を身に付けることができるようにすること。
- 5 海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児の学校生活への適応

海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

● 第7 幼稚部に係る学校運営上の留意事項

- 1 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、教育課程や指導の改善を図るものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。
- 2 幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚部における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにするものとする。その際、地域の自然、高齢者や異年齢の子供などを含む人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫するものとする。また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮するものとする。
- 3 学校医等との連絡を密にし、幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等に応じた保健及び安全に十分留意するものとする。

第5
指導計画の作成と幼児
理解に基づいた評価

第6
特に留意する
事項

第7
幼稚部に係る学校
運営上の留意事項

- 4 学校や地域の実態等により、特別支援学校間に加え、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校などとの間の連携や交流を図るものとする。特に、幼稚部における教育と小学部における教育又は小学校教育の円滑な接続のため、幼稚部の幼児と小学部又は小学校の児童との交流の機会を積極的に設けるようにするものとする。また、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、組織的かつ計画的に行うものとし、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めるものとする。
- 5 幼稚部の運営に当たっては、幼稚園等の要請により、障害のある幼児又は当該幼児の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により障害のある乳幼児又はその保護者に対して早期からの教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取り組むよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の幼稚園等との連携を図ること。

● 第8 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動など

各学校は、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動について、学校教育法に規定する目的並びにこの章の第1に示す幼稚部における教育の基本及び第2に示す幼稚部における教育の目標を踏まえ、全体的な計画を作成して実施するものとする。その際、幼児の心身の負担に配慮したり、家庭との緊密な連携を図ることに留意したりし、適切な責任体制と指導体制を整備した上で行うようにするものとする。また、幼稚部における教育の目標の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

この章に示すねらいは、幼稚園における教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたものであり、内容は、ねらいを達成するために指導する事項である。各領域は、これらを幼児の発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、また、幼児の障害に対応する側面から、その障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服に関する領域「自立活動」としてまとめ、示したものである。内容の取扱いは、幼児の発達を踏まえた指導を行うに当たって留意すべき事項である。

各領域に示すねらいは、幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること、内容は、幼児が環境に関わって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。ただし、自立活動については、個々の幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等に応じて、他の各領域に示す内容との緊密な関連を図りながら、自立活動の内容に重点を置いた指導を行うことについて配慮する必要がある。

また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、ねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際に考慮するものとする。

なお、特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて適切な、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが第1章の第1に示す幼稚園における教育の基本を逸脱しないよう慎重に配慮する必要がある。

健康、人間関係、環境、言葉及び表現

健康、人間関係、環境、言葉及び表現のそれぞれのねらい、内容及び内容の取扱いについては、幼稚園教育要領第2章に示すねらい、内容及び内容の取扱いに準ずるものとするが、指導に当たっては、幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等に十分配慮するものとする。

第7
幼稚園に係る学校
運営上の留意事項

第8
教育時間終了後等
に行う教育活動など

健康、人間
関係、環境、
言葉及び表現

自立活動

1 ねらい

個々の幼児が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

2 内 容

(1) 健康の保持

- ア 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
- イ 病気の状態の理解と生活管理に関すること。
- ウ 身体各部の状態の理解と養護に関すること。
- エ 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。
- オ 健康状態の維持・改善に関すること。

(2) 心理的な安定

- ア 情緒の安定に関すること。
- イ 状況の理解と変化への対応に関すること。
- ウ 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

(3) 人間関係の形成

- ア 他者とのかかわりの基礎に関すること。
- イ 他者の意図や感情の理解に関すること。
- ウ 自己の理解と行動の調整に関すること。
- エ 集団への参加の基礎に関すること。

(4) 環境の把握

- ア 保有する感覚の活用に関すること。
- イ 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。
- ウ 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
- エ 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。
- オ 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

(5) 身体の動き

- ア 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
- イ 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
- ウ 日常生活に必要な基本動作に関すること。
- エ 身体の移動能力に関すること。
- オ 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

(6) コミュニケーション

- ア コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
- イ 言語の受容と表出に関すること。
- ウ 言語の形成と活用に関すること。
- エ コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
- オ 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) 自立活動の指導に当たっては、個々の幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導のねらい及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成するものとする。その際、2に示す内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとする。
- (2) 個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 個々の幼児について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。
 - イ 幼児の実態把握に基づいて得られた指導すべき課題相互の関連を検討すること。その際、これまでの学習状況や将来の可能性を見通しながら、長期的及び短期的な観点から指導のねらいを設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。
 - ウ 具体的な指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。
 - (ア) 幼児が、興味をもって主体的に取り組む、成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容を取り上げること。
 - (イ) 個々の幼児が、発達の遅れている側面を補うために、発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を取り上げること。
 - (ウ) 幼児が意欲的に感じ取ろうとしたり、気が付いたり、表現したりすることができるような指導内容を取り上げること。
 - エ 幼児の学習状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。
 - オ 各領域におけるねらい及び内容と密接な関連を保つように指導内容の設定を工夫し、計画的、組織的に指導が行われるようにすること。
- (3) 自立活動の時間を設けて指導する場合は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようにすること。
- (4) 幼児の障害の状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにすること。

- (5) 自立活動の指導の成果が就学先等でも生かされるように、個別の教育支援計画等を活用して関係機関等との連携を図るものとする。

特別支援学校

小学部・中学部学習指導要領

平成 29 年 4 月 告示



文部科学省

目次

● 教育基本法	33
● 学校教育法（抄）	37
● 学校教育法施行規則（抄）	40

● 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

● 前 文	58
● 第1章 総則	61
● 第1節 教育目標	61
● 第2節 小学部及び中学部における教育の基本と 教育課程の役割	61
● 第3節 教育課程の編成	63
● 第4節 教育課程の実施と学習評価	69
● 第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援	71
● 第6節 学校運営上の留意事項	72
● 第7節 道德教育に関する配慮事項	74
● 第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い	75
● 第2章 各教科	78
● 第1節 小学部	78
● 第2節 中学部	129
● 第3章 特別の教科 道德	192
● 第4章 外国語活動	193
● 第5章 総合的な学習の時間	197
● 第6章 特別活動	198
● 第7章 自立活動	199

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く^{ひら}教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することがで

き、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

第二章 義務教育

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

第四章 小学校

第二十九条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

第三十条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

第三十一条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

第五章 中学校

第四十五条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

第四十六条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第八章 特別支援教育

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十四条 特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第七十七条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

一 知的障害者

二 肢体不自由者

三 身体虚弱者

四 弱視者

五 難聴者

六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

第四章 小学校

第二節 教育課程

第五十条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（以下この節において「各教科」という。）、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

2 私立の小学校の教育課程を編成する場合は、前項の規定にかかわらず、宗教を加えることができる。この場合においては、宗教をもつて前項の道徳に代えることができる。

第五十一条 小学校（第五十二条の二第二項に規定する中学校連携型小学校及び第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校を除く。）の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。

第五十二条 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

第五十三条 小学校においては、必要がある場合には、一部の各教科について、これらを合わせて授業を行うことができる。

第五十四条 児童が心身の状況によつて履修することが困難な各教科は、その児童の心身の状況に適合するように課さなければならない。

第五十五条 小学校の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、児童の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）又は第五十二条の規定によらないことができる。

第五十五条の二 文部科学大臣が、小学校において、当該小学校又は当該小学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該小学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法（平成十八年法律第

百二十号)及び学校教育法第三十条第一項の規定等に照らして適切であり、児童の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条(中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項)又は第五十二条の規定の全部又は一部によらないことができる。

第五十六条 小学校において、学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条(中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項)又は第五十二条の規定によらないことができる。

第五十六条の二 小学校において、日本語に通じない児童のうち、当該児童の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条(中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項)及び第五十二条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第五十六条の三 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童が設置者の定めるところにより他の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部において受けた授業を、当該児童の在学する小学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

第五章 中学校

第七十二条 中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科(以下本章及び第七章中「各教科」という。)、道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

第七十三条 中学校(併設型中学校、第七十四条の二第二項に規定する小学校連携型中学校、第七十五条第二項に規定する連携型中学校及び第七十九条の九第二項に規定する小学校併設型中学校を除く。)の各学年における各教科、道徳、総合

的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二に定める授業時数を標準とする。

第七十四条 中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第四十二条中「五学級」とあるのは「二学級」と、第五十五条から第五十六条の二まで及び第五十六条の四の規定中「第五十条第一項」とあるのは「第七十二条」と、「第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）」とあるのは「第七十三条（併設型中学校にあつては第百七十七条において準用する第百七条、小学校連携型中学校にあつては第七十四条の三、連携型中学校にあつては第七十六条、第七十九条の九第二項に規定する小学校併設型中学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第二項）」と、「第五十二条」とあるのは「第七十四条」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第四十六条」と、第五十六条の三中「他の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」とあるのは「他の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」と読み替えるものとする。

第八章 特別支援教育

第二百二十六条 特別支援学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。

第二百二十七条 特別支援学校の中学部の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳、総合的な学

習の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語科を加えて教育課程を編成することができる。

第二百二十九条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容並びに小学部、中学部及び高等部の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容又は教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領によるものとする。

第二百三十条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第二百二十六条から第二百二十八条までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

第二百三十一条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合又は教員を派遣して教育を行う場合において、特に必要があるときは、第二百二十六条から第二百二十九条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

2 前項の規定により特別の教育課程による場合において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

第二百三十二条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第二百二十六条から第二百二十九条までの規定によらないことができる。

第二百三十二条の二 文部科学大臣が、特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、当該特別支援学校又は当該特別支援学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該特別支援学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法及び学校教育法第七十二条の規定等に照らして適切であり、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣

が別に定めるところにより，第百二十六条から第百二十九条までの規定の一部又は全部によらないことができる。

第百三十二条の三 特別支援学校の小学部又は中学部において，日本語に通じない児童又は生徒のうち，当該児童又は生徒の日本語を理解し，使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には，文部科学大臣が別に定めるところにより，第百二十六条，第百二十七条及び第百二十九条の規定にかかわらず，特別の教育課程によることができる。

第百三十二条の四 前条の規定により特別の教育課程による場合においては，校長は，児童又は生徒が設置者の定めるところにより他の小学校，中学校，義務教育学校，中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を，当該児童又は生徒の在学する特別支援学校の小学部又は中学部において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

第百三十八条 小学校，中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については，特に必要がある場合は，第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。），第五十一条，第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。），第五十二条の三，第七十二条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。），第七十三条，第七十四条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。），第七十四条の三，第七十六条，第七十九条の五（第七十九条の十二において準用する場合を含む。）及び第百七条（第百十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，特別の教育課程によることができる。

第百四十条 小学校，中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において，次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には，文部科学大臣が別に定めるところにより，第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。），第五十一条，第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。），第五十二条の三，第七十二条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。），第七十三条，第七十四条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。），第七十四条の三，第七十六条，第七十九条の五（第七十九条の十二において準用する場合を含む。）及び第百七条（第百十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者

三 情緒障害者

四 弱視者

五 難聴者

六 学習障害者

七 注意欠陥多動性障害者

八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

第百四十一条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

別表第一（第五十一条関係）

区 分		第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年	第 5 学年	第 6 学年
各 教 科 の 授 業 時 数	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図 画 工 作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
道 徳 の 授 業 時 数		34	35	35	35	35	35
外国語活動の授業時数						35	35
総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 授 業 時 数				70	70	70	70
特別活動の授業時数		34	35	35	35	35	35
総 授 業 時 数		850	910	945	980	980	980

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 三 第五十条第二項の場合において、道徳のほかに宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもつてこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第二から別表第二の三まで及び別表第四の場合においても同様とする。）

別表第二（第七十三条関係）

区 分		第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年
各 教 科 の 授 業 時 数	国 語	140	140	105
	社 会	105	105	140
	数 学	140	105	140
	理 科	105	140	140
	音 楽	45	35	35
	美 術	45	35	35
	保 健 体 育	105	105	105
	技 術 ・ 家 庭	70	70	35
	外 国 語	140	140	140
道 徳 の 授 業 時 数		35	35	35
総合的な学習の時間の授業時数		50	70	70
特 別 活 動 の 授 業 時 数		35	35	35
総 授 業 時 数		1015	1015	1015

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

平成二十七年三月二十七日文部科学省令第十一号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十条，第五十一条，第七十二条，第七十三条，第七十六条，第七十七条，第二百二十六条及び第二百二十七条中「道徳」を「特別の教科である道徳」に改める。

第二百二十八条第二項中「，道徳」を「及び道徳」に改める。

第二百三十条第二項中「道徳」を「特別の教科である道徳（特別支援学校の高等部にあつては，前条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定める道徳）」に改める。

別表第一，別表第二及び別表第四中「道徳」を「特別の教科である道徳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この省令の規定は，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第五十条，第五十一条，第二百二十六条及び別表第一の改正規定並びに次項の規定 平成三十年四月一日

二 第七十二条，第七十三条，第七十六条，第七十七条，第二百二十七条，第二百二十八条第二項，第二百三十条第二項，別表第二及び別表第四の改正規定 平成三十一年四月一日

（経過措置）

2 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における学校教育法施行規則第二百三十条第二項の適用については，同項中「道徳」とあるのは「道徳（特別支援学校の小学部にあつては，特別の教科である道徳）」とする。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令(抄)

平成二十九年三月三十一日 文部科学省令第二十号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「及び体育」を「，体育及び外国語」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第五十一条関係）

区 分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科の 授業時数	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図 画 工 作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外 国 語					70	70
特別の教科である 道徳の授業時数		34	35	35	35	35	35
外国語活動の授業時数				35	35		
総合的な学習の 時間の授業時数				70	70	70	70
特別活動の授業時数		34	35	35	35	35	35
総 授 業 時 数		850	910	980	1015	1015	1015

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 三 第五十条第二項の場合において、特別の教科である道徳のほかに宗教を加

えるときは、宗教の授業時数をもつてこの表の特別の教科である道徳の授業時数の一部に代えることができる。(別表第二から別表第二の三まで及び別表第四の場合においても同様とする。)

附 則

この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

平成二十九年四月二十八日 文部科学省令第二十七号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二百二十六条第一項中「及び体育」を「，体育及び外国語」に改め，同条第二項に次のただし書を加える。

ただし，必要がある場合には，外国語活動を加えて教育課程を編成することができる。

附 則

この省令は，平成三十二年四月一日から施行する。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

平成二十九年七月七日文部科学省令第二十九号

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第二十号）の一部を次のように改正する。

附則に次のただし書を加える。

ただし、次項及び附則第三項の規定は平成三十年四月一日から施行する。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間、小学校の各学年における外国語活動の授業時数及び総授業時数は、学校教育法施行規則別表第一の規定にかかわらず、附則別表第一に定める外国語活動の授業時数及び総授業時数を標準とする。ただし、同表に定める外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、総合的な学習の時間の授業時数及び総授業時数から十五を超えない範囲内の授業時数を減じることができることとする。

3 （略）

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附則別表第一（附則第二項関係）

区 分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
外国語活動の授業時数			15	15	50	50
総 授 業 時 数	850	910	960	995	995	995

備考 この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。

附則別表第二（附則第三項関係）

（略）

備考

一 この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。

二 （略）

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

平成二十九年十二月二十七日文部科学省令第四十二号

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第二十七号）の一部を次のように改める。

附則に次のただし書を加える。

ただし、第二百二十六条第二項の改正規定については、平成三十年四月一日から施行する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

前 文
第 1 章 総 則
第 1 節 教育目標
第 2 節 小・中学部における教育の 基本と教育課程の役割
第 3 節 教育課程 の編成
第 4 節 教育課程の実施 と学習評価
第 5 節 児童又は生徒の 調和的な発達の支援
第 6 節 学校運営上の 留意事項
第 7 節 道徳教育に 関する配慮事項
第 8 節 重複障害者等に關す る教育課程の取扱い
第 2 章 各教科
第 1 節 小学部
第 2 節 中学部
第 3 章 特別の教科 道徳
第 4 章 外国語活動
第 5 章 総合的な 学習の時間
第 6 章 特別活動
第 7 章 自立活動
特別支援学校 移行措置 関係規定
小学校・中学校 移行措置 関係規定

○文部科学省告示第七十三号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百二十九条の規定に基づき、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十六号）の全部を次のように改正し、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、中学部については、平成三十三年三月三十一日まで、なお従前の例によるものとし、また、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の必要な特例については、別に定める。

平成二十九年四月二十八日

文部科学大臣 松野 博一

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

目次

前文

第1章 総則

第1節 教育目標

第2節 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割

第3節 教育課程の編成

第4節 教育課程の実施と学習評価

第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援

第6節 学校運営上の留意事項

第7節 道德教育に関する配慮事項

第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

第2章 各教科

第1節 小学部

第1款 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

第1 各教科の目標及び内容

〔生活〕

〔国語〕

〔算数〕

〔音楽〕

〔図画工作〕

〔体育〕

第2 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

第2節 中学部

第1款 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第2款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1 各教科の目標及び内容

〔国 語〕

〔社 会〕

〔数 学〕

〔理 科〕

〔音 楽〕

〔美 術〕

〔保健体育〕

〔職業・家庭〕

〔外国語〕

第2 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

第3章 特別の教科 道徳

第4章 外国語活動

第5章 総合的な学習の時間

第6章 特別活動

第7章 自立活動

教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童又は生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、児童又は生徒や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

児童又は生徒が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能

力を伸ばせるようにしていくことは、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から児童又は生徒や学校に関わる全ての大人に期待される役割である。幼稚部における教育及び小学部における教育又は小学校教育の基礎の上に、中学部における教育又は中学校教育及び高等部における教育又は高等学校教育以降の生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、児童又は生徒の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を定める。

第1節 教育目標

第1節
教育目標第2節
小・中学部における教育の
基本と教育課程の役割

小学部及び中学部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、児童及び生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 小学部においては、学校教育法第30条第1項に規定する小学校教育の目標
- 2 中学部においては、学校教育法第46条に規定する中学校教育の目標
- 3 小学部及び中学部を通じ、児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

第2節 小学部及び中学部における教育の
基本と教育課程の役割

- 1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童又は生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。
- 2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第4節の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(4)までに掲げる事項の実現を図り、児童又は生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。
 - (1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、児童又は生徒の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童又は生徒の学習習慣が確立するよう配慮すること。
 - (2) 道德教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養^{かん}を目指した教育の充実に努めること。

学校における道德教育は、特別の教科である道德（以下「道德科」という。）

を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動のそれぞれの特質に応じて、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、小学部においては、自己の生き方を考え、中学部においては、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

- (3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、小学部の体育科や家庭科（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においては生活科）、中学部の保健体育科や技術・家庭科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては職業・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び自立活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。
 - (4) 学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。
- 3 2の（1）から（4）までに掲げる事項の実現を図り、豊かな創造性を備え持続

可能な社会の創り手となることが期待される児童又は生徒に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動（ただし、第3節の3の（2）のイ及びカにおいて、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）及び自立活動の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図るものとする。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。

- (1) 知識及び技能が習得されるようにすること。
 - (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。
 - (3) 学びに向かう力、人間性等を^{かん}涵養すること。
- 4 各学校においては、児童又は生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。その際、児童又は生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、第3節の3の（3）のイに示す個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫すること。

第3節 教育課程の編成

1 各学校の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。その際、小学部は小学校学習指導要領の第5章総合的な学習の時間の第2の1、中学部は中学校学習指導要領の第4章総合的な学習の時間の第2の1に基づき定められる目標との関連を図るものとする。

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

- (1) 各学校においては、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決

能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

- (2) 各学校においては、児童又は生徒や学校、地域の実態並びに児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容等の取扱い

ア 第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。

イ 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての児童又は生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず加えて指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の目標や内容並びに各学年や各段階、各分野又は各言語の目標や内容（知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、外国語科及び外国語活動の各言語の内容）の趣旨を逸脱したり、児童又は生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

ウ 第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の内容並びに各学年、各段階、各分野又は各言語の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

エ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において、学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動の内容は、2学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては、これらの事項を児童や学校、地域の実態に応じ、2学年間を見通して計画的に指導することとし、特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて、又はいずれの学年においても指導するものとする。

オ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教

育を行う特別支援学校の中学部においては、生徒や学校、地域の実態を考慮して、生徒の特性等に応じた多様な学習活動が行えるよう、第2章に示す各教科や、特に必要な教科を、選択教科として開設し生徒に履修させることができる。その場合にあっては、全ての生徒に指導すべき内容との関連を図りつつ、選択教科の授業時数及び内容を適切に定め選択教科の指導計画を作成し、生徒の負担過重となることのないようにしなければならない。また、特に必要な教科の名称、目標、内容などについては、各学校が適切に定めるものとする。

カ 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部においては、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳科、特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き、全ての児童に履修させるものとする。また、外国語活動については、児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。

キ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き、全ての生徒に履修させるものとする。また、外国語科については、生徒や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。

ク 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科の指導に当たっては、各教科の段階に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。その際、小学部は6年間、中学部は3年間を見通して計画的に指導するものとする。

ケ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては、生徒や学校、地域の実態を考慮して、特に必要がある場合には、その他特に必要な教科を選択教科として設けることができる。その他特に必要な教科の名称、目標、内容などについては、各学校が適切に定めるものとする。その際、第2章第2節第2款の第2に示す事項に配慮するとともに、生徒の負担過重となることのないようにしなければならない。

コ 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、小学部においては第3章特別の教科道徳において準ずるものとしている小学校学習指導要領第3章特別の教科道徳の第2に示す内容、中学部においては第3章特別の教科道徳において準ずるものとしている中学校学習指導要領第3章特別の教科道徳の第2に示す内容とし、その実施に当たっては、第7節に示す道徳教育に関する配慮事項を踏まえるものとする。

(2) 授業時数等の取扱い

- ア 小学部又は中学部の各学年における第2章以下に示す各教科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部において、外国語科を設ける場合を含む。以下同じ。）、道徳科、外国語活動（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において、外国語活動を設ける場合を含む。以下同じ。）、総合的な学習の時間、特別活動（学級活動（学校給食に係る時間を除く。）に限る。以下、この項、イ及びカにおいて同じ。）及び自立活動（以下「各教科等」という。）の総授業時数は、小学校又は中学校の各学年における総授業時数に準ずるものとする。この場合、各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定めるものとする。
- イ 小学部又は中学部の各教科等の授業は、年間35週（小学部第1学年については34週）以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童又は生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等（中学部においては、特別活動を除く。）や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。
- ウ 小学部又は中学部の各学年の総合的な学習の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮して、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校については、小学部第3学年以上及び中学部の各学年において、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については、中学部の各学年において、それぞれ適切に定めるものとする。
- エ 特別活動の授業のうち、小学部の児童会活動、クラブ活動及び学校行事並びに中学部の生徒会活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。
- オ 小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとする。
- カ 各学校の時間割については、次の事項を踏まえ適切に編成するものとする。
 - (ア) 小学部又は中学部の各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めること。
 - (イ) 各教科等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定

の教科等の指導を行う場合において、当該教科等を担当する教師が、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができること。

(ウ) 給食、休憩などの時間については、各学校において工夫を加え、適切に定めること。

(エ) 各学校において、児童又は生徒や学校、地域の実態及び各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成できること。

キ 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

(3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項

ア 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(ア) 各教科等の各学年、各段階、各分野又は各言語の指導内容については、(1)のアを踏まえつつ、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、第4節の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること。

(イ) 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。

(ウ) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において、学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、児童や学校、地域の実態に応じ、児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮しつつ、効果的、段階的に指導するようにすること。

(エ) 小学部においては、児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに指導内容の関連性等を踏まえつつ、合科的・関連的な指導を進めること。

(オ) 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行う場合、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応

じて、具体的に指導内容を設定するものとする。また、各教科等の内容の一部又は全部を合わせて指導を行う場合には、授業時数を適切に定めること。

- イ 各教科等の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、次の事項に配慮しながら、個別の指導計画を作成すること。
 - (ア) 児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度等を考慮して、基礎的・基本的な事項に重点を置くこと。
 - (イ) 児童又は生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、それぞれの児童又は生徒に作成した個別の指導計画や学校の実態に応じて、指導方法や指導体制の工夫改善に努めること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度等を考慮して、個別指導を重視するとともに、グループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童又は生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第4節の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

4 学部段階間及び学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学部段階間及び学校段階等間の接続を図るものとする。

- (1) 小学部においては、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、特別支援学校幼稚部教育要領及び幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学部入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

- (2) 小学部においては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領又は中学校学

習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領又は高等学校学習指導要領を踏まえ、中学部における教育又は中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。

- (3) 中学部においては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領又は小学校学習指導要領を踏まえ、小学部における教育又は小学校教育までの学習の成果が中学部における教育に円滑に接続され、義務教育段階の終わりまでに育成することを旨とする資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること。
- (4) 中学部においては、特別支援学校高等部学習指導要領又は高等学校学習指導要領を踏まえ、高等部における教育又は高等学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。

第4節 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 第2節の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童又は生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し、児童又は生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

- (2) 第3節の2の(1)に示す言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、児童又は生徒の言語活動を充実すること。あわせて、(7)に示すとおり読書活動を充実すること。
- (3) 第3節の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な

環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

あわせて、小学部においては、各教科等の特質に応じて、次の学習活動を計画的に実施すること。

ア 児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動

イ 児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動

(4) 児童又は生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるよう工夫すること。

(5) 児童又は生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。

(6) 児童又は生徒が自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設けるなど、児童又は生徒の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。

(7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童又は生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童又は生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

2 障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合については、障害の状態や学習環境等に応じて、指導方法や指導体制を工夫し、学習活動が効果的に行われるようにすること。

3 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 児童又は生徒のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。

(2) 各教科等の指導に当たっては、個別の指導計画に基づいて行われた学習状況

や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにすること。

- (3) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童又は生徒の学習の成果が円滑に接続されるよう工夫すること。

第5節 児童又は生徒の調和的な 発達の支援

第4節 教育課程の実施 と学習評価

第5節 児童又は生徒の 調和的な発達の支援

1 児童又は生徒の調和的な発達を支える指導の充実

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 学習や生活の基盤として、教師と児童又は生徒との信頼関係及び児童又は生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童又は生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童又は生徒の発達を支援すること。
- あわせて、小学部の低学年、中学年、高学年の学年の時期の特長を生かした指導の工夫を行うこと。
- (2) 児童又は生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童理解又は生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。
- (3) 児童又は生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、中学部においては、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。
- (4) 児童又は生徒が、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、もてる能力を最大限伸ばすことができるよう、生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他様々な学習機会に関する情報の提供に努めること。また、生涯を通じてスポーツや芸術文化活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう、地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害者福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう配慮すること。

- (5) 家庭及び地域並びに医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童又は生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成すること。
 - (6) 複数の種類の障害を併せ有する児童又は生徒（以下「重複障害者」という。）については、専門的な知識、技能を有する教師や特別支援学校間の協力の下に指導を行ったり、必要に応じて専門の医師やその他の専門家の指導・助言を求めたりするなどして、学習効果を一層高めるようにすること。
 - (7) 学校医等との連絡を密にし、児童又は生徒の障害の状態等に応じた保健及び安全に十分留意すること。
- 2 海外から帰国した児童又は生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある児童又は生徒に対する日本語指導
- (1) 海外から帰国した児童又は生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。
 - (2) 日本語の習得に困難のある児童又は生徒については、個々の児童又は生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。
- 3 学齢を経過した者への配慮
- (1) 中学部において、夜間その他の特別の時間に授業を行う課程において学齢を経過した者を対象として特別の教育課程を編成する場合には、学齢を経過した者の年齢、経験又は勤労状況その他の実情を踏まえ、中学部における教育の目的及び目標並びに第2章第2節以下に示す各教科等の目標に照らして、中学部における教育を通じて育成を目指す資質・能力を身に付けることができるようにするものとする。
 - (2) 学齢を経過した者を教育する場合には、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

第6節 学校運営上の留意事項

- 1 教育課程の改善と学校評価等、教育課程外の活動との連携等
- (1) 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・

マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

- (2) 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるよう留意するものとする。
- (3) 中学部において、教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連が図られるよう留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。
- (2) 他の特別支援学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

特に、小学部の児童又は中学部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

- 3 小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童若しくは生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取

り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校等との連携を図ること。

第7節 道徳教育に関する配慮事項

道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。

- 1 各学校においては、第2節の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、児童又は生徒や学校、地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳に示す内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。
- 2 小学部においては、児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。
 - (1) 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ること。
 - (2) 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること。
 - (3) 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。
- 3 小学部においては、学校や学級内の人間関係や環境を整えとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資すること

となるよう留意すること。

- 4 中学部においては、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、小学部における道德教育の指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする事、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。
- 5 中学部においては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道德教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。
- 6 学校の道德教育の全体計画や道德教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道德教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

第6節
学校運営上の
留意事項

第7節
道德教育に
関する配慮事項

第8節
重複障害者等に
関する教育課程の
取扱い

第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

- 1 児童又は生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。その際、各教科、道德科、外国語活動及び特別活動の当該各学年より後の各学年（知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科の当該各段階より後の各段階）又は当該各学部より後の各学部の目標の系統性や内容の関連に留意しなければならない。
 - (1) 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること。
 - (2) 各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該各学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができること。また、道德科の各学年の内容の一部又は全部を、当該各学年より前の学年の内容の一部又は全部によって、替えることができること。
 - (3) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育

を行う特別支援学校の小学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。

- (4) 中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する小学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって、替えることができること。
- (5) 中学部の外国語科については、小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。
- (6) 幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができること。

- 2 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部に就学する児童のうち、小学部の3段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達成している者については、小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。

また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、中学校学習指導要領第2章に示す各教科の目標及び内容並びに小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。

- 3 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する児童又は生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する第2章第1節第2款若しくは第2節第2款に示す知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができるものとする。また、小学部の児童については、外国語活動の目標及び内容の一部又は全部を第4章第2款に示す知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の外国語活動の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができるものとする。したがって、この場合、小学部の児童については、外国語科及び総合的な学習の時間を、中学部の生徒については、外国語科を設けないことができるものとする。
- 4 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。
- 5 障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合については、上記1から4に示すところによることがで

きるものとする。

- 6 重複障害者，療養中の児童若しくは生徒又は障害のため通学して教育を受けることが困難な児童若しくは生徒に対して教員を派遣して教育を行う場合について，特に必要があるときは，実情に応じた授業時数を適切に定めるものとする。

第1節 小学部

第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者
である児童に対する教育を行う特別支援学校

各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする。

指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たっては、児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮するとともに、特に次の事項に配慮するものとする。

1 視覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 児童が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して、具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて、的確な概念の形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにすること。
- (2) 児童の視覚障害の状態等に応じて、点字又は普通の文字の読み書きを系統的に指導し、習熟させること。なお、点字を常用して学習する児童に対しても、漢字・漢語の理解を促すため、児童の発達の段階等に応じて適切な指導が行われるようにすること。
- (3) 児童の視覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項から着実に習得できるよう指導すること。
- (4) 視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び音声教材等各種教材の効果的な活用を通して、児童が容易に情報を収集・整理し、主体的な学習ができるようにするなど、児童の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。
- (5) 児童が場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮することで、空間や時間の概念を養い、見通しをもって意欲的な学習活動を展開できるようにすること。

2 聴覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 体験的な活動を通して、学習の基盤となる語句などについての的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること。

- (2) 児童の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うよう工夫すること。
- (3) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して、発表や児童同士の話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ、的確な意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫すること。
- (4) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、補聴器や人工内耳等の利用により、児童の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (5) 児童の言語概念や読み書きの力などに応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど指導を工夫すること。
- (6) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

3 肢体不自由者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 体験的な活動を通して言語概念等の形成を的確に図り、児童の障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に努めること。
- (2) 児童の身体の動きの状態や認知の特性、各教科の内容の習得状況等を考慮して、指導内容を適切に設定し、重点を置く事項に時間を多く配当するなど計画的に指導すること。
- (3) 児童の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。
- (4) 児童の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。
- (5) 各教科の指導に当たっては、特に自立活動の時間における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

4 病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 個々の児童の学習状況や病気の状態、授業時数の制約等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、指導内容

の連続性に配慮した工夫を行ったり、各教科等相互の関連を図ったりして、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

- (2) 健康状態の維持や管理、改善に関する内容の指導に当たっては、自己理解を深めながら学びに向かう力を高めるために、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。
- (3) 体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、児童の病気の状態や学習環境に応じて、間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れるなど、指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (4) 児童の身体活動の制限や認知の特性、学習環境等に応じて、教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。
- (5) 児童の病気の状態等を考慮し、学習活動が負担過重となる又は必要以上に制限することがないようにすること。
- (6) 病気のため、姿勢の保持や長時間の学習活動が困難な児童については、姿勢の変換や適切な休養の確保などに留意すること。

第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

● 第1 各教科の目標及び内容

〔生活〕

1 目標

具体的な活動や体験を通して、生活に関わる見方・考え方を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わり等に気付くとともに、生活に必要な習慣や技能を身に付けるようにする。
- (2) 自分自身や身の回りの生活のことや、身近な人々、社会及び自然と自分との関わりについて理解し、考えたことを表現することができるようにする。
- (3) 自分のことに取り組んだり、身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学んだり、生活を豊かにしようとしたりする態度を養う。

2 各段階の目標及び内容

○ 1段階

(1) 目標

ア 活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴に関心をもつとともに、身の回りの生活において必要な基本的な習慣や技能を身に付けるようにする。

イ 自分自身や身の回りの生活のことや、身近な人々、社会及び自然と自分との関わりについて関心をもち、感じたことを伝えようとする。

ウ 自分のことに取り組もうとしたり、身近な人々、社会及び自然に関心をもち、意欲をもって学んだり、生活に生かそうとしたりする態度を養う。

(2) 内 容

ア 基本的生活習慣

食事や用便等の生活習慣に関わる初歩的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 簡単な身辺処理に気付き、教師と一緒に行動すること。

(イ) 簡単な身辺処理に関する初歩的な知識や技能を身に付けること。

イ 安全

危ないことや危険な場所等における安全に関わる初歩的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りの安全に気付き、教師と一緒に安全な生活に取り組もうとすること。

(イ) 安全に関わる初歩的な知識や技能を身に付けること。

ウ 日課・予定

日課に沿って教師と共にする学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りの簡単な日課に気付き、教師と一緒に日課に沿って行動しようとする。

(イ) 簡単な日課について、関心をもつこと。

エ 遊び

自分で好きな遊びをすることなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りの遊びに気付き、教師や友達と同じ場所で遊ぼうとすること。

(イ) 身の回りの遊びや遊び方について関心をもつこと。

オ 人との関わり

小さな集団での学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 教師や身の回りの人に気付き、教師と一緒に簡単な挨拶などをしようとする。

(イ) 身の回りの人との関わり方に関心をもつこと。

カ 役割

学級等の集団における役割などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りの集団に気付き、教師と一緒に参加しようとする事

(イ) 集団の中での役割に関心をもつこと。

キ 手伝い・仕事

教師と一緒に印刷物を配ることや身の回りの簡単な手伝いなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りの簡単な手伝いや仕事を教師と一緒にしようとする事

(イ) 簡単な手伝いや仕事に関心をもつこと。

ク 金銭の扱い

簡単な買い物や金銭を大切に扱うことなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りの生活の中で、教師と一緒に金銭を扱おうとする事

(イ) 金銭の扱い方などに関心をもつこと。

ケ きまり

学校生活の簡単なきまりに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りの簡単なきまりに従って教師と一緒に行動しようとする事

(イ) 簡単なきまりについて関心をもつこと。

コ 社会の仕組みと公共施設

自分の家族や近隣に関心をもつこと及び公園等の公共施設に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りにある社会の仕組みや公共施設に気付き、それを教師と一緒にみんなに伝えようとする事

(イ) 身の回りの社会の仕組みや公共施設の使い方などについて関心をもつこと。

サ 生命・自然

教師と一緒に公園や野山などの自然に触れることや生き物に興味や関心をもつことなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りにある生命や自然に気付き、それを教師と一緒にみんなに伝えようとする事

(イ) 身の回りの生命や自然について関心をもつこと。

シ ものの仕組みと働き

身の回りの生活の中で、物の重さに気付くことなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りにあるものの仕組みや働きに気付く、それを教師と一緒にみんなに伝えようとする。

(イ) 身の回りにあるものの仕組みや働きについて関心をもつこと。

○2段階

(1) 目 標

ア 活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴や変化に気付くとともに、身近な生活において必要な習慣や技能を身に付けるようにする。

イ 自分自身や身の回りの生活のことや、身近な人々、社会及び自然と自分との関わりについて気付く、感じたことを表現しようとする。

ウ 自分のことに取り組もうとしたり、身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけようとしたり、意欲や自信をもって学んだり、生活に生かそうとしたりする態度を養う。

(2) 内 容

ア 基本的生活習慣

食事、用便、清潔等の基本的生活習慣に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 必要な身辺処理が分かり、身近な生活に役立てようとする。

(イ) 身近な生活に必要な身辺処理に関する基礎的な知識や技能を身に付けること。

イ 安全

遊具や器具の使い方、避難訓練等の基本的な安全や防災に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身近な生活の安全に関心をもち、教師の援助を求めながら、安全な生活に取り組もうとすること。

(イ) 安全や防災に関わる基礎的な知識や技能を身に付けること。

ウ 日課・予定

絵や写真カードなどを手掛かりにして、見通しをもち主体的に取り組むことなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身近な日課・予定が分かり、教師の援助を求めながら、日課に沿って

行動しようとする事。

- (イ) 身近な日課・予定について知ること。

エ 遊び

教師や友達と簡単な遊びをすることなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 身近な遊びの中で、教師や友達と簡単なきまりのある遊びをしたり、遊びを工夫しようとしたりすること。

- (イ) 簡単なきまりのある遊びについて知ること。

オ 人との関わり

身近な人と接することなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 身近な人を知り、教師の援助を求めながら挨拶や話などをする事。

- (イ) 身近な人との接し方などについて知ること。

カ 役割

学級や学年、異年齢の集団等における役割に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 身近な集団活動に参加し、簡単な係活動をする事。

- (イ) 簡単な係活動などの役割について知ること。

キ 手伝い・仕事

人の役に立つことのできる手伝いや仕事に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 教師の援助を求めながら身近で簡単な手伝いや仕事をしようとする事。

- (イ) 簡単な手伝いや仕事について知ること。

ク 金銭の扱い

金銭の価値に気付くことや金銭を扱うことなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 身近な生活の中で、教師に援助を求めながら買い物をし、金銭の大切さや必要性について気付くこと。

- (イ) 金銭の扱い方などを知ること。

ケ きまり

順番を守ることや信号を守って横断することなど、簡単なきまりやマナーに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身近で簡単なきまりやマナーに気付き、それらを守って行動しようとする
こと。

(イ) 簡単なきまりやマナーについて知ること。

コ 社会の仕組みと公共施設

自分の住む地域のことや図書館や児童館等の公共施設に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 教師の援助を求めながら身近な社会の仕組みや公共施設に気付き、それらを表現しようとする
こと。

(イ) 身近な社会の仕組みや公共施設の使い方などを知ること。

サ 生命・自然

小動物等を飼育し生き物への興味・関心をもつことや天候の変化、季節の特徴に関心をもつことなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身近な生命や自然の特徴や変化が分かり、それらを表現しようとする
こと。

(イ) 身近な生命や自然について知ること。

シ ものの仕組みと働き

身近な生活の中で、ものの仕組みなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身近にあるものの仕組みや働きが分かり、それらを表現しようとする
こと。

(イ) 身近にあるものの仕組みや働きについて知ること。

○3段階

(1) 目 標

ア 活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わりに気付くとともに、生活に必要な習慣や技能を身に付けるようにする。

イ 自分自身や身の回りの生活のことや、身近な人々、社会及び自然と自分との関わりについて理解し、考えたことを表現することができるようにする。

ウ 自分のことに取り組んだり、身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学んだり、生活を豊かにしようとしたりする態度を養う。

(2) 内 容

ア 基本的生活習慣

身の回りの整理や身なりなどの基本的な生活習慣や日常生活に役立つことに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 必要な身辺処理や集団での基本的な生活習慣が分かり、日常生活に役立てようとする。
- (イ) 日常生活に必要な身辺処理等に関する知識や技能を身に付けること。

イ 安全

交通安全や避難訓練等の安全や防災に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 日常生活の安全や防災に関心を持ち、安全な生活をするよう心がけること。
- (イ) 安全や防災に関わる知識や技能を身に付けること。

ウ 日課・予定

一週間程度の予定、学校行事や家庭の予定などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 日常生活の日課・予定が分かり、およその予定を考えながら、見直しをもって行動しようとする。
- (イ) 日課や身近な予定を立てるために必要な知識や技能を身に付けること。

エ 遊び

日常生活の中での遊びに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 日常生活の遊びで、友達と関わりをもち、きまりを守ったり、遊びを工夫し発展させたりして、仲良く遊ぼうとする。
- (イ) きまりのある遊びや友達と仲良く遊ぶことなどの知識や技能を身に付けること。

オ 人との関わり

身近なことを教師や友達と話すことなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 身近な人と自分との関わりが分かり、一人で簡単な応対などをしようとする。
- (イ) 身近な人との簡単な応対などをするための知識や技能を身に付けること。

カ 役割

様々な集団や地域での役割に関わる学習活動を通して、次の事項を身に

付けることができるよう指導する。

(ア) 様々な集団活動に進んで参加し、簡単な役割を果たそうとすること。

(イ) 集団の中での簡単な役割を果たすための知識や技能を身に付けること。

キ 手伝い・仕事

自分から調理や製作などの様々な手伝いをすることや学級の備品等の整理などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 日常生活の手伝いや仕事を進んでしようとする事。

(イ) 手伝いや仕事をするための知識や技能を身に付けること。

ク 金銭の扱い

価格に応じて必要な貨幣を組み合わせるなどの金銭に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 日常生活の中で、金銭の価値が分かり扱いに慣れること。

(イ) 金銭の扱い方などの知識や技能を身に付けること。

ケ きまり

学校のきまりや公共の場でのマナー等に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 日常生活の簡単なきまりやマナーが分かり、それらを守って行動しようとする事。

(イ) 簡単なきまりやマナーに関する知識や技能を身に付けること。

コ 社会の仕組みと公共施設

自分の地域や周辺の地理などの社会の様子、警察署や消防署などの公共施設に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 日常生活に関わりのある社会の仕組みや公共施設が分かり、それらを表現すること。

(イ) 日常生活に関わりのある社会の仕組みや公共施設などを知ったり、活用したりすること。

サ 生命・自然

身近にいる昆虫、魚、小鳥の飼育や草花などの栽培及び四季の変化や天体の動きなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 日常生活に関わりのある生命や自然の特徴や変化が分かり、それらを表現すること。

- (イ) 日常生活に関わりのある生命や自然について関心をもって調べること。

シ ものの仕組みと働き

日常生活の中で、ものの仕組みなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 日常生活の中で、ものの仕組みや働きが分かり、それらを表現すること。
- (イ) ものの仕組みや働きに関して関心をもって調べること。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 年間や、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにつくすること。その際、児童が具体的な場面で実際的な活動を通して、自分と身近な社会や自然との関わりについての関心を深められるようにすること。

イ 各教科等との関連を図り、指導の効果を高めるようにするとともに、中学部の社会科、理科及び職業・家庭科の学習を見据え、系統的・発展的に指導できるようにすること。

ウ 2の各段階の内容のサについては、動物や植物への関わり方が深まるよう継続的な飼育、栽培を行うなど工夫すること。

エ 入学当初においては、幼児期における遊びを通じた総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにすること。

オ 自分自身の生活や成長を振り返る活動を通して、自分でできるようになったこと、役割が増えたことなどが分かるとともに、これまでの生活や成長を支えてくれた人々への感謝の気持ちと、これからの意欲的な取り組みにより、更に成長できるようにすること。

- (2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 具体的な活動や体験を行うに当たっては、日々の日課に即して、実際的な指導ができるようにすること。

イ 身近な人々、社会及び自然に関する活動の楽しさを味わうとともに、それらを通して気付いたことや楽しかったことなどについて、多様な方法により表現し、考えることができるようにすること。

ウ 具体的な活動や体験を通して気付いたことを基に考えることができるよ

うにするため、見付ける、比べる、たとえる、試す、見通す、工夫するなどの多様な学習活動を行うようにすること。

エ 2の各段階の内容のクは、算数科との関連を図りながら、実際のな指導ができるようにすること。

オ 具体的な活動や体験を行うに当たっては、身近な幼児、高齢者など多様な人々と触れ合うことができるようにすること。

〔国 語〕

1 目 標

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し使うことができるようにする。
- (2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を身に付け、思考力や想像力を養う。
- (3) 言葉で伝え合うよさを感じるとともに、言語感覚を養い、国語を大切にしておその能力の向上を図る態度を養う。

2 各段階の目標及び内容

○1 段階

(1) 目 標

ア 日常生活に必要な身近な言葉が分かり使うようになるとともに、いろいろな言葉や我が国の言語文化に触れることができるようにする。

イ 言葉をイメージしたり、言葉による関わりを受け止めたりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合い、自分の思いをもつことができるようにする。

ウ 言葉で表すことやそのよさを感じるとともに、言葉を使おうとする態度を養う。

(2) 内 容

〔知識及び技能〕

ア 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身近な人の話し掛けに慣れ、言葉が事物の内容を表していることを感じる

こと。

(イ) 言葉のもつ音やリズムに触れたり、言葉が表す事物やイメージに触れたり

すること。

イ 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 昔話などについて、読み聞かせを聞くなどして親しむこと。

(イ) 遊びを通して、言葉のもつ楽しさに触れること。

(ウ) 書くことに関する次の事項を理解し使うこと。

⑦ いろいろな筆記具に触れ、書くことを知ること。

⑧ 筆記具の持ち方や、正しい姿勢で書くことを知ること。

(エ) 読み聞かせに注目し、いろいろな絵本などに興味をもつこと。

〔思考力、判断力、表現力等〕

A 聞くこと・話すこと

聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 教師の話や読み聞かせに応じ、音声を模倣したり、表情や身振り、簡単な話し言葉などで表現したりすること。

イ 身近な人からの話し掛けに注目したり、応じて答えたりすること。

ウ 伝えたいことを思い浮かべ、身振りや音声などで表すこと。

B 書くこと

書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 身近な人との関わりや出来事について、伝えたいことを思い浮かべたり、選んだりすること。

イ 文字に興味をもち、書こうとすること。

C 読むこと

読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 教師と一緒に絵本などを見て、示された身近な事物や生き物などに気付き、注目すること。

イ 絵本などを見て、知っている事物や出来事などを指さしなどで表現すること。

ウ 絵や矢印などの記号で表された意味に応じ、行動すること。

エ 絵本などを見て、次の場面を楽しみにしたり、登場人物の動きなどを模倣したりすること。

○2段階

(1) 目 標

ア 日常生活に必要な身近な言葉を身に付けるとともに、いろいろな言葉や我が国の言語文化に触れることができるようにする。

イ 言葉が表す事柄を想起したり受け止めたりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合い、自分の思いをもつことができるようにする。

ウ 言葉がもつよさを感じるとともに、読み聞かせに親しみ、言葉でのやり取りを聞いたり伝えたりしようとする態度を養う。

(2) 内 容

〔知識及び技能〕

ア 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身近な人の話し掛けや会話などの話し言葉に慣れ、言葉が、気持ちや要求を表していることを感じる。

(イ) 日常生活でよく使われている平仮名を読むこと。

(ウ) 身近な人との会話を通して、物の名前や動作など、いろいろな言葉の種類に触れること。

イ 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 昔話や童謡の歌詞などの読み聞かせを聞いたり、言葉などを模倣したりするなどして、言葉の響きやリズムに親しむこと。

(イ) 遊びややり取りを通して、言葉による表現に親しむこと。

(ウ) 書くことに関する次の事項を理解し使うこと。

㊦ いろいろな筆記具を用いて、書くことに親しむこと。

㊧ 写し書きやなぞり書きなどにより、筆記具の正しい持ち方や書くときの正しい姿勢など、書写の基本を身に付けること。

(エ) 読み聞かせに親しんだり、文字を拾い読みしたりして、いろいろな絵本や図鑑などに興味をもつこと。

〔思考力、判断力、表現力等〕

A 聞くこと・話すこと

聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 身近な人の話に慣れ、簡単な事柄と語句などを結び付けたり、語句などから事柄を思い浮かべたりすること。

イ 簡単な指示や説明を聞き、その指示等に応じた行動をすること。

ウ 体験したことなどについて、伝えたいことを考えること。

エ 挨拶をしたり、簡単な^{せりふ}台詞などを表現したりすること。

B 書くこと

書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 経験したことのうち身近なことについて、写真などを手掛かりにして、伝えたいことを思い浮かべたり、選んだりすること。

イ 自分の名前や物の名前を文字で表すことができることを知り、簡単な平仮名をなぞったり、書いたりすること。

C 読むこと

読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 教師と一緒に絵本などを見て、登場するものや動作などを思い浮かべること。

イ 教師と一緒に絵本などを見て、時間の経過などの大体を捉えること。

ウ 日常生活でよく使われている表示などの特徴に気付き、読もうとしたり、表された意味に応じた行動をしたりすること。

エ 絵本などを見て、好きな場面を伝えたり、言葉などを模倣したりすること。

○3段階

(1) 目 標

ア 日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に触れ、親しむことができるようにする。

イ 出来事の順序を思い出す力や感じたり想像したりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を身に付け、思い付いたり考えたりすることができるようにする。

ウ 言葉がもつよさを感じるとともに、図書に親しみ、思いや考えを伝えたり受け止めたりしようとする態度を養う。

(2) 内 容

〔知識及び技能〕

ア 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身近な人との会話や読み聞かせを通して、言葉には物事の内容を表す働きがあることに気付くこと。

(イ) 姿勢や口形に気を付けて話すこと。

(ウ) 日常生活でよく使う促音、長音などが含まれた語句、平仮名、片仮名、漢字の正しい読み方を知ること。

(エ) 言葉には、意味による語句のまとまりがあることに気付くこと。

(オ) 文の中における主語と述語との関係や助詞の使い方により、意味が変わることを知ること。

(カ) 正しい姿勢で音読すること。

イ 話や文章の中に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 物事の始めと終わりなど、情報と情報との関係について理解すること。

(イ) 図書を用いた調べ方を理解し使うこと。

ウ 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 昔話や神話・伝承などの読み聞かせを聞き、言葉の響きやリズムに親しむこと。

(イ) 出来事や経験したことを伝え合う体験を通して、いろいろな語句や文の表現に触れること。

(ウ) 書くことに関する次の事項を理解し使うこと。

㊦ 目的に合った筆記具を選び、書くこと。

㊧ 姿勢や筆記具の持ち方を正しくし、平仮名や片仮名の文字の形に注意しながら丁寧に書くこと。

(エ) 読み聞かせなどに親しみ、いろいろな絵本や図鑑があることを知ること。

〔思考力、判断力、表現力等〕

A 聞くこと・話すこと

聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 絵本の読み聞かせなどを通して、出来事など話の大体を聞き取ること。

イ 経験したことを思い浮かべ、伝えたいことを考えること。

ウ 見聞きしたことなどのあらましや自分の気持ちなどについて思い付いたり、考えたりすること。

エ 挨拶や電話の受け答えなど、決まった言い方を使うこと。

オ 相手に伝わるよう、発音や声の大きさに気を付けること。

カ 相手の話に関心をもち、自分の思いや考えを相手に伝えたり、相手の思いや考えを受け止めたりすること。

B 書くこと

書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 身近で見聞きしたり、経験したりしたことについて書きたいことを見付け、その題材に必要な事柄を集めること。

イ 見聞きしたり、経験したりしたことから、伝えたい事柄の順序を考えること。

ウ 見聞きしたり、経験したりしたことについて、簡単な語句や短い文を書くこと。

エ 書いた語句や文を読み、間違いを正すこと。

オ 文などに対して感じたことを伝えること。

C 読むこと

読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 絵本や易しい読み物などを読み、挿絵と結び付けて登場人物の行動や場面の様子などを想像すること。

イ 絵本や易しい読み物などを読み、時間的な順序など内容の大体を捉えること。

ウ 日常生活に必要な語句や文、看板などを読み、必要な物を選んだり行動したりすること。

エ 登場人物になったつもりで、音読したり演じたりすること。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、言葉の特徴や使い方などを身に付け自分の思いや考えを深める学習の充実を図ること。

イ 2の各段階の内容の〔知識及び技能〕に示す事項については、〔思考力、判断力、表現力等〕に示す事項の指導を通して指導することを基本とすること。

ウ 2の各段階の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「A聞くこと・話すこと」に関する指導に配当する授業時数は、児童の言語発達の状態を考慮し、適切に定めること。また、音声言語のための教材を積極的に活用するなどして、指導の効果を高めるよう工夫すること。

エ 2の各段階の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「B書くこと」に関する指導に配当する授業時数は、児童の運動の能力や手先の器用さなどを考慮し、適切に定めること。また、書き表す内容や方法については、個に応じて適切に選択すること。

オ 2の各段階の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「C読むこと」に関する指導に配当する授業時数は、児童の言語発達の状態を考慮し、適切に定めること。また、身近な題材を中心に段階的に様々な題材や文章に触れる機会を設けること。

(2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 2の各段階の内容のうち、文字に関する事項については、次のとおり取り扱うこと。

- (ア) 平仮名及び片仮名を読み、書くとともに、片仮名で書く語の種類を知り、文や文章の中で使うことができるよう指導を工夫すること。
- (イ) 日常生活や他教科等で必要な漢字を読み、文や文章の中で使うなど、適切に指導内容を設定し、指導すること。
- (ウ) 平仮名、片仮名の読み書きが身に付き、字形を取ることができるなどの児童の学習状況に応じて、ローマ字を取り扱うこともできること。

イ 2の内容の指導に当たっては、学校図書館などを目的をもって計画的に利用し、児童が図書に親しむことができるよう配慮すること。

ウ 教材については、次の事項に留意すること。

- (ア) 児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じ、興味・関心のある題材や生活に関連する身近な題材を中心に扱いながら、徐々に様々な種類や形式の文、文章に触れる機会を設けること。その際、児童が自分の考えや気持ちを伝える活動を重視すること。
- (イ) 読み物教材は、場面の切り替えや筋の移り変わりが捉えやすい題材を選ぶようにすること。

【算 数】

1 目 標

数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などに気付き理解するとともに、日常の事象を数量や図形に注目して処理する技能を身に付けるようにする。
- (2) 日常の事象の中から数量や図形を直感的に捉える力、基礎的・基本的な数量や図形の性質などに気付き感じ取る力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表したり柔軟に表したりする力を養う。
- (3) 数学的活動の楽しさに気付き、関心や興味をもち、学習したことを結び付けてよりよく問題を解決しようとする態度、算数で学んだことを学習や生活に活用しようとする態度を養う。

2 各段階の目標及び内容

○1段階

(1) 目 標

A 数量の基礎

- ア 身の回りのものに気付き、対応させたり、組み合わせたりすることなどについての技能を身に付けるようにする。
- イ 身の回りにあるもの同士を対応させたり、組み合わせたりするなど、数量に関心をもって関わる力を養う。
- ウ 数量や図形に気付き、算数の学習に関心をもって取り組もうとする態度を養う。

B 数と計算

- ア ものの有無や3までの数的要素に気付き、身の回りのものの数に関心をもって関わることについての技能を身に付けるようにする。
- イ 身の回りのものの有無や数的要素に注目し、数を直感的に捉えたり、数を用いて表現したりする力を養う。
- ウ 数量に気付き、算数の学習に関心をもって取り組もうとする態度を養う。

C 図形

- ア 身の回りのものの上下や前後、形の違いに気付き、違いに応じて関わることについての技能を身に付けるようにする。
- イ 身の回りのものの形に注目し、同じ形を捉えたり、形の違いを捉えたりする力を養う。
- ウ 図形に気付き、算数の学習に関心をもって取り組もうとする態度を養う。

D 測定

- ア 身の回りにあるものの量の大きさに気付き、量の違いについての感覚を養うとともに、量に関わることについての技能を身に付けるようにする。
- イ 身の回りにあるものの大きさや長さなどの量の違いに注目し、量の大きさにより区別する力を養う。
- ウ 数量や図形に気付き、算数の学習に関心をもって取り組もうとする態度を養う。

(2) 内 容

A 数量の基礎

- ア 具体物に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。
 - ⑦ 具体物に気付いて指を差したり、つかもうとしたり、目で追った

りすること。

- ① 目の前で隠されたものを探したり，身近にあるものや人の名を聞いて指を差したりすること。

(イ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

- ㊦ 対象物に注意を向け，対象物の存在に注目し，諸感覚を協応させながら捉えること。

イ ものともものとを対応させることに関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

- ㊦ ものともものとを対応させて配ること。
- ① 分割した絵カードを組み合わせること。
- ㊵ 関連の深い絵カードを組み合わせること。

(イ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

- ㊦ ものともものとを関連付けることに注意を向け，ものの属性に注目し，仲間であることを判断したり，表現したりすること。

B 数と計算

ア 数えることの基礎に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

- ㊦ ものの有無に気付くこと。
- ① 目の前のものを，1個，2個，たくさんで表すこと。
- ㊵ 5までの範囲で数唱をすること。
- ㊥ 3までの範囲で具体物を取ることに。
- ㊦ 対応させてものを配ること。
- ㊦ 形や色，位置が変わっても，数は変わらないことについて気付くこと。

(イ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

- ㊦ 数詞ともものとの関係に注目し，数のまとまりや数え方に気付き，それらを学習や生活で生かすこと。

C 図形

ア ものの類別や分類・整理に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

- ㊦ 具体物に注目して指を差したり，つかもうとしたり，目で追ったりすること。

- ① 形を観点に区別すること。
- ② 形が同じものを選ぶこと。
- ③ 似ている二つのものを結び付けること。
- ④ 関連の深い一対のものや絵カードを組み合わせる事。
- ⑤ 同じもの同士の集合づくりをすること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

- ⑦ 対象物に注意を向け、対象物の存在に気づき、諸感覚を協応させながら具体物を捉えること。
- ① ものの属性に着目し、様々な情報から同質なものや類似したものに気づき、日常生活の中で関心をもつこと。
- ② ものともとの関係に注意を向け、ものの属性に気づき、関心をもって対応しながら、表現する仕方を見つけ出し、日常生活で生かすこと。

D 測定

ア 身の回りにある具体物のもつ大きさに関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。
- ⑦ 大きさや長さなどを、基準に対して同じか違うかによって区別すること。
- ① ある・ない、大きい・小さい、多い・少ない、などの用語に注目して表現すること。
- (イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
- ⑦ 大小や多少等で区別することに関心をもち、量の大きさを表す用語に注目して表現すること。

〔数学的活動〕

ア 内容の「A数量の基礎」、「B数と計算」、「C図形」及び「D測定」に示す学習については、次のような数学的活動に取り組むものとする。

- (ア) 身の回りの事象を観察したり、具体物を操作したりして、数量や形に関わる活動
- (イ) 日常生活の問題を取り上げたり算数の問題を具体物などを用いて解決したりして、結果を確かめる活動

○2段階

(1) 目 標

A 数と計算

ア 10までの数の概念や表し方について分かり、数についての感覚をも

つとともに、ものと数との関係に関心をもって関わることについての技能を身に付けるようにする。

イ 日常生活の事象について、ものの数に着目し、具体物や図などを用いながら数の数え方を考え、表現する力を養う。

ウ 数量に関心をもち、算数で学んだことの楽しさやよさを感じながら興味をもって学ぶ態度を養う。

B 図形

ア 身の回りのものの形に着目し、集めたり、分類したりすることを通して、図形の違いが分かるようにするための技能を身に付けるようにする。

イ 身の回りのものの形に関心をもち、分類したり、集めたりして、形の性質に気付く力を養う。

ウ 図形に関心をもち、算数で学んだことの楽しさやよさを感じながら興味をもって学ぶ態度を養う。

C 測定

ア 身の回りにある具体物の量の大きさに注目し、量の大きさの違いが分かるとともに、二つの量の大きさを比べることについての技能を身に付けるようにする。

イ 量に着目し、二つの量を比べる方法が分かり、一方を基準にして他方と比べる力を養う。

ウ 数量や図形に関心をもち、算数で学んだことの楽しさやよさを感じながら興味をもって学ぶ態度を養う。

D データの活用

ア 身の回りのものや身近な出来事のつながりに関心をもち、それを簡単な絵や記号などを用いた表やグラフで表したり、読み取ったりする方法についての技能を身に付けるようにする。

イ 身の回りのものや身近な出来事のつながりなどの共通の要素に着目し、簡単な表やグラフで表現する力を養う。

ウ 数量や図形に関心をもち、算数で学んだことの楽しさやよさを感じながら興味をもって学ぶ態度を養う。

(2) 内 容

A 数と計算

ア 10までの数の数え方や表し方、構成に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ ものともものとを対応させることによって、ものの個数を比べ、同

等・多少が分かること。

- ① ものの集まりと対応して、数詞が分かること。
- ② ものの集まりや数詞と対応して数字が分かること。
- ③ 個数を正しく数えたり書き表したりすること。
- ④ 二つの数を比べて数の大小が分かること。
- ⑤ 数の系列が分かり、順序や位置を表すのに数を用いること。
- ⑥ 0の意味について分かること。
- ⑦ 一つの数を二つの数に分けたり、二つの数を一つの数にまとめたりして表すこと。
- ⑧ 具体的な事物を加えたり、減らしたりしながら、集合数を一つの数と他の数と関係付けてみること。
- ⑨ 10の補数が分かること。
- (イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
 - ⑦ 数詞と数字、ものとの関係に着目し、数の数え方や数の大きさの比べ方、表し方について考え、それらを学習や生活で興味をもって生かすこと。

B 図形

- ア ものの分類に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。
 - ⑦ 色や形、大きさに着目して分類すること。
 - ① 身近なものを目的、用途及び機能に着目して分類すること。
 - (イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
 - ⑦ ものを色や形、大きさ、目的、用途及び機能に着目し、共通点や相違点について考えて、分類する方法を日常生活で生かすこと。
- イ 身の回りにあるものの形に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。
 - ⑦ 身の回りにあるものの形に関心をもち、丸や三角、四角という名称を知ること。
 - ① 縦や横の線、十字、△や□をかくこと。
 - ② 大きさや色など属性の異なるものであっても形の属性に着目して、分類したり、集めたりすること。
 - (イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
 - ⑦ 身の回りにあるものの形に関心に向け、丸や三角、四角を考えな

がら分けたり，集めたりすること。

C 測定

ア 身の回りにある具体物の量の大きさに注目し，二つの量の大きさに関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ 長さ，重さ，高さ及び広さなどの量の大きさが分かること。

㊧ 二つの量の大きさについて，一方を基準にして相対的に比べること。

㊨ 長い・短い，重い・軽い，高い・低い及び広い・狭いなどの用語が分かること。

(イ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

㊦ 長さ，重さ，高さ及び広さなどの量を，一方を基準にして比べることに関心をもったり，量の大きさを用語を用いて表現したりすること。

D データの活用

ア ものの分類に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ 身近なものを目的，用途，機能に着目して分類すること。

(イ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

㊦ 身近なものの色や形，大きさ，目的及び用途等に関心を向け，共通点や相違点を考えながら，興味をもって分類すること。

イ 同等と多少に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ ものともものとを対応させることによって，ものの同等や多少が分かること。

(イ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

㊦ 身の回りにあるものの個数に着目して絵グラフなどに表し，多少を読み取って表現すること。

ウ ○×を用いた表に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ 身の回りの出来事から○×を用いた簡単な表を作成すること。

- ④ 簡単な表で使用する○×の記号の意味が分かること。
- (イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
- ⑦ 身の回りの出来事を捉え、○×を用いた簡単な表で表現すること。

〔数学的活動〕

ア 内容の「A数と計算」、「B図形」、「C測定」及び「Dデータの活用」に示す学習については、次のような数学的活動に取り組むものとする。

- (ア) 身の回りの事象を観察したり、具体物を操作したりする活動
- (イ) 日常生活の問題を具体物などを用いて解決したり結果を確かめたりする活動
- (ウ) 問題解決した過程や結果を、具体物などを用いて表現する活動

○3段階

(1) 目 標

A 数と計算

- ア 100までの数の概念や表し方について理解し、数に対する感覚を豊かにするとともに、加法、減法の意味について理解し、これらの簡単な計算ができるようにすることについての技能を身に付けるようにする。
- イ 日常の事象について、ものの数に着目し、具体物や図などを用いながら数の数え方や計算の仕方を考え、表現する力を養う。
- ウ 数量の違いを理解し、算数で学んだことのよさや楽しさを感じながら学習や生活に活用しようとする態度を養う。

B 図形

- ア 身の回りのものの形の観察などの活動を通して、図形についての感覚を豊かにするとともに、ものについて、その形の合同、移動、位置、機能及び角の大きさの意味に関わる基礎的な知識を理解することなどについての技能を身に付けるようにする。
- イ 身の回りのものの形に着目し、ぴったり重なる形、移動、ものの位置及び機能的な特徴等について具体的に操作をして考える力を養う。
- ウ 図形や数量の違いを理解し、算数で学んだことのよさや楽しさを感じながら学習や生活に活用しようとする態度を養う。

C 測定

- ア 身の回りにある長さや体積などの量の単位と測定の意味について理解し、量の大きさについての感覚を豊かにするとともに、測定することなどについての技能を身に付けるようにする。
- イ 身の回りにある量の単位に着目し、目的に応じて量を比較したり、量の大小及び相等関係を表現したりする力を養う。

ウ 数量や図形の違いを理解し、算数で学んだことのよさや楽しさを感じながら学習や生活に活用しようとする態度を養う。

D データの活用

ア 身の回りにある事象を、簡単な絵や図を用いて整理したり、記号に置き換えて表したりしながら、読み取り方について理解することについての技能を身に付けるようにする。

イ 身の回りの事象を、比較のために簡単な絵や図に置き換えて簡潔に表現したり、データ数を記号で表現したりして、考える力を養う。

ウ 数量や図形の違いを理解し、算数で学んだことのよさや楽しさを感じながら学習や生活に活用しようとする態度を養う。

(2) 内 容

A 数と計算

ア 100 までの整数の表し方に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ 20 までの数について、数詞を唱えたり、個数を数えたり書き表したり、数の大小を比べたりすること。

㊧ 100 までの数について、数詞を唱えたり、個数を数えたり書き表したり、数の系列を理解したりすること。

㊨ 数える対象を2ずつや5ずつのまとまりで数えること。

㊩ 数を10のまとまりとして数えたり、10のまとまりと端数に分けて数えたり書き表したりすること。

㊪ 具体物を分配したり等分したりすること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

㊦ 数のまとまりに着目し、数の数え方や数の大きさの比べ方、表し方について考え、学習や生活で生かすこと。

イ 整数の加法及び減法に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ 加法が用いられる合併や増加等の場合について理解すること。

㊧ 加法が用いられる場面を式に表したり、式を読み取ったりすること。

㊨ 1位数と1位数との加法の計算ができること。

㊩ 1位数と2位数との和が20までの加法の計算ができること。

㊪ 減法が用いられる求残や減少等の場合について理解すること。

㉞ 減法が用いられる場面を式に表したり、式を読み取ったりすること。

㉟ 20 までの数の範囲で減法の計算ができること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

㊦ 日常の事象における数量の関係に着目し、計算の意味や計算の仕方を見付け出したり、学習や生活で生かしたりすること。

B 図形

ア 身の回りにあるものの形に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ ものの形に着目し、身の回りにあるものの特徴を捉えること。

㉠ 具体物を用いて形を作ったり分解したりすること。

㉡ 前後、左右、上下など方向や位置に関する言葉を用いて、ものの位置を表すこと。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

㊦ 身の回りにあるものから、いろいろな形を見付けたり、具体物を用いて形を作ったり分解したりすること。

㉠ 身の回りにあるものの形を図形として捉えること。

㉡ 身の回りにあるものの形の観察などをして、ものの形を認識したり、形の特徴を捉えたりすること。

イ 角の大きさに関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ 傾斜をつくると角ができることを理解すること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

㊦ 傾斜が変化したときの斜面と底面の作り出す開き具合について、大きい・小さいと表現すること。

C 測定

ア 身の回りのものの量の単位と測定に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ 長さ、広さ、かさなどの量を直接比べる方法について理解し、比較すること。

㉠ 身の回りにあるものの大きさを単位として、その幾つ分かで大きさを比較すること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

- ㊦ 身の回りのものの長さ、広さ及びかさについて、その単位に着目して大小を比較したり、表現したりすること。

イ 時刻や時間に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

- ㊦ 日常生活の中で時刻を読むこと。
- ㊧ 時間の単位（日、午前、午後、時、分）について知り、それらの関係を理解すること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

- ㊦ 時刻の読み方を日常生活に生かして、時刻と生活とを結び付けて表現すること。

D データの活用

ア 身の回りにある事象を簡単な絵や図、記号に置き換えることに関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

- ㊦ ものとももの対応やものの個数について、簡単な絵や図に表して整理したり、それらを読んだりすること。
- ㊧ 身の回りにあるデータを簡単な記号に置き換えて表し、比較して読み取ること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

- ㊦ 個数の把握や比較のために簡単な絵や図、記号に置き換えて簡潔に表現すること。

〔数学的活動〕

ア 内容の「A数と計算」、「B図形」、「C測定」及び「Dデータの活用」に示す学習については、次のような数学的活動に取り組むものとする。

(ア) 身の回りの事象を観察したり、具体物を操作したりして、算数に主体的に関わる活動

(イ) 日常生活の事象から見いだした算数の問題を、具体物、絵図、式などを用いて解決し、結果を確かめる活動

(ウ) 問題解決した過程や結果を、具体物や絵図、式などを用いて表現し、伝える活動

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育むべき資質・能力の育成に向けて、数学的活動を通して、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、数学的な見方・考え方を働かせながら、日常の事象を数理的に捉え、算数の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決し、学習の過程を振り返り、概念を形成するなどの学習の充実を図ること。

イ 数量や図形についての基礎的な能力の維持や向上を図るため、適宜練習の機会を設けて計画的に指導すること。また、段階間の指導内容を円滑に接続させるため、適切な反復による学習を進めるようにすること。

ウ 2の内容の「A数と計算（1段階はB）」、「B図形（1段階はC）」、「C測定（1段階はD）」及び「Dデータの活用（1段階はA「数量の基礎」）」の指導の間の関連を図ること。

(2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 思考力、判断力、表現力等を育成するため、各段階の内容の指導に当たっては、具体物、言葉、数、式、図、表、グラフなどを用いて考えたり、説明したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったりするなどの学習活動を積極的に取り入れるようにすること。

イ 「A数と計算（1段階はB）」の指導に当たっては、具体物などの教具を適宜用いて、数と計算についての意味の理解を深めるよう留意すること。

ウ 1段階の内容に示す事項については、次の(ア)から(ウ)までに留意するものとする。

(ア) 内容の「A数量の基礎」のアの(ア)の㉗及び㉘、(イ)の㉗に示す事項については、内容の「C図形」のアの(ア)の㉗から㉙まで及び(イ)の㉗から㉙までの基礎的な事項として関連付けながら取り上げること。

(イ) 内容の「A数量の基礎」のイについては、分割した絵カードや関連の深い絵カードを組み合わせるなど、初歩的な分析や総合について取り扱うものとする。

(ウ) 内容の「C図形」のアの(ア)の㉗については、様々な情報のうちから、必要な情報のみを取り出し、他を捨象することを取り扱うものとする。また、㉘から㉙までの類別や分類・整理につながるよう配慮するものとする。

エ 2段階の内容に示す事項については、次の(ア)から(ウ)までに留意するものとする。

(ア) 内容の「A数と計算」の指導に当たっては、次の㉗及び㉘についての金銭の価値に親しむことを取り扱うものとする。

㉗ 金種を用いる。

- ④ 様々な種類の貨幣のもつ価値を知る。
 - (イ) 内容の「B図形」のアの(ア)の④については、相違点や類似点に着目して分類することを取り扱うものとする。
 - (ウ) 内容の「Dデータの活用」のアの(ア)の⑦については、分類してまとめたもの同士の数量に着目できるよう配慮するものとする。
- オ 3段階の内容に示す事項については、次の(ア)から(オ)までに留意するものとする。
- (ア) 内容の「A数と計算」の指導に当たっては、次の⑦についての金銭の価値に親しむことを取り扱うものとする。
 - ⑦ 金種の理解
 - a 金種を用いる。
 - b 様々な種類の貨幣のもつ価値を理解する。
 - c おつりを扱うこと。
 - (イ) 内容の「B図形」の指導に当たっては、次の⑦の基礎的事項と関連付けながら取り上げること。
 - ⑦ 大きさとしての角の理解
 - a 身の回りにある直角を紙に写し取ったり、紙粘土でつくったりして「形としての角」を抽出する。
 - b 角度を変えるなどの操作を通して「大きさとしての角」を実感できるようにする。
 - (ウ) 内容の「C測定」の指導に当たっては、次の⑦から⑨までの基礎的な事項と関連付けながら取り上げること。
 - ⑦ 量の保存性に対する理解
 - a 量を他の位置に移すことや分割していくつかに分けること、また、そのときに見かけの形が変わることなどを体験できるようにする。
 - b 見かけの形を元に戻したときに量の大きさが変わっていないということから、保存性について確かめるようにする。
 - ⑧ 量の性質の理解
 - a 量の概念を理解し、豊かにするために、「量の比較性」、「量の測定性」、「量の加法性」に関わる体験を重視する。
 - ⑨ 時計の理解
 - a アナログ時計の長針と短針とを区別して捉えることができるようにする。
 - b アナログ時計の時は短針で決まること、分は長針が指す目盛りで決まることを理解できるようにする。

- (エ) 内容の「C測定」のイの(ア)については、直接的な表示により時刻に関心をもちやすいデジタル方式を取り扱うことができるよう配慮するものとする。
- (オ) 内容の「C測定」のイ及び「Dデータの活用」のアの(ア)の㊦については、児童の日常生活に関連する学習と関連付けながら取り上げること。
- (3) 数学的活動の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 数学的活動は、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けたり、思考力、判断力、表現力等を高めたり、算数を学ぶことの楽しさを実感したりするために、重要な役割を果たすものであることから、2の内容の「A数と計算（1段階はB）」、「B図形（1段階はC）」、「C測定（1段階はD）」及び「Dデータの活用（1段階は「A数量の基礎）」」に示す事項については、数学的活動を通して指導するようにすること。
 - イ 数学的活動を楽しめるようにするとともに、算数を生活に活用することなどについて実感する機会を設けること。

〔音 楽〕

1 目 標

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活の中の音や音楽に興味や関心をもって関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲名や曲想と音楽のつくりについて気付くとともに、感じたことを音楽表現するために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 感じたことを表現することや、曲や演奏の楽しさを見いだしながら、音や音楽の楽しさを味わって聴くことができるようにする。
- (3) 音や音楽に楽しく関わり、協働して音楽活動をする楽しさを感じるとともに、身の回りの様々な音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。

2 各段階の目標及び内容

○1段階

(1) 目 標

ア 音や音楽に注意を向けて気付くとともに、関心に向け、音楽表現を楽しむために必要な身体表現、器楽、歌唱、音楽づくりにつながる技能を身に付けるようにする。

イ 音楽的な表現を楽しむことや、音や音楽に気付きながら関心や興味をもって聴くことができるようにする。

ウ 音や音楽に気付いて、教師と一緒に音楽活動をする楽しさを感じるとともに、音楽経験を生かして生活を楽しめるものにしようとする態度を養う。

(2) 内 容

A 表 現

ア 音楽遊びの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 音や音楽遊びについての知識や技能を得たり生かしたりしながら、音や音楽を聴いて、自分なりに表そうとすること。

(イ) 表現する音や音楽に気付くこと。

(ウ) 思いに合った表現をするために必要な次の㉗から㉙までの技能を身に付けること。

㉗ 音や音楽を感じて体を動かす技能

㉘ 音や音楽を感じて楽器の音を出す技能

㉙ 音や音楽を感じて声を出す技能

B 鑑 賞

ア 音楽遊びの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 音や音楽遊びについての知識や技能を得たり生かしたりしながら、音や音楽を聴いて、自分なりの楽しさを見付けようとする。

(イ) 聴こえてくる音や音楽に気付くこと。

○2段階

(1) 目 標

ア 曲名や曲想と簡単な音楽のつくりについて気付くとともに、音楽表現を楽しむために必要な身体表現、器楽、歌唱、音楽づくりの技能を身に付けるようにする。

イ 音楽表現を工夫することや、表現することを通じて、音や音楽に興味をもって聴くことができるようにする。

ウ 音や音楽に関わり、教師と一緒に音楽活動をする楽しさに興味をもちながら、音楽経験を生かして生活を明るく楽しいものにしようとする態度を養う。

(2) 内 容

A 表 現

ア 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、好き

な歌ややさしい旋律の一部分を自分なりに歌いたいという思いをもつこと。

(イ) 次の㊦及び㊧について気付くこと。

㊦ 曲の特徴的なリズムと旋律

㊧ 曲名や歌詞に使われている特徴的な言葉

(ウ) 思いに合った表現をするために必要な次の㊦から㊨までの技能を身に付けること。

㊦ 範唱を聴いて、曲の一部分を模唱する技能

㊧ 自分の歌声に注意を向けて歌う技能

㊨ 教師や友達と一緒に歌う技能

イ 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、身近な打楽器などに親しみ音を出そうとする思いをもつこと。

(イ) 次の㊦及び㊧について気付くこと。

㊦ 拍や曲の特徴的なリズム

㊧ 楽器の音色の違い

(ウ) 思いに合った表現をするために必要な次の㊦から㊨までの技能を身に付けること。

㊦ 範奏を聴き、模倣をして演奏する技能

㊧ 身近な打楽器を演奏する技能

㊨ 教師や友達と一緒に演奏する技能

ウ 音楽づくりの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 音楽づくりについての知識や技能を得たり生かしたりしながら、次の㊦及び㊧をできるようにすること。

㊦ 音遊びを通して、音の面白さに気付くこと。

㊧ 音や音楽で表現することについて思いをもつこと。

(イ) 次の㊦及び㊧について、それらが生み出す面白さなどに触れて気付くこと。

㊦ 声や身の回りの様々な音の特徴

㊧ 音のつなげ方の特徴

(ウ) 気付きを生かした表現や思いに合った表現をするために必要な次の㊦及び㊧の技能を身に付けること。

㊦ 音を選んだりつなげたりして、表現する技能

① 教師や友達と一緒に簡単な音や音楽をつくる技能

エ 身体表現の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身体表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、簡単なリズムの特徴を感じ取り、体を動かすことについて思いをもつこと。

(イ) 次の㉖及び㉗について気付くこと。

㉖ 拍や曲の特徴的なリズム

㉗ 曲名と動きとの関わり

(ウ) 思いに合った動きで表現するために必要な次の㉖から㉗までの技能を身に付けること。

㉖ 示範を見て模倣したり、拍や特徴的なリズムを意識したりして手足や身体全体を動かす技能

㉗ 音や音楽を聴いて、手足や身体全体を自然に動かす技能

㉘ 教師や友達と一緒に体を動かす技能

B 鑑賞

ア 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、身近な人の演奏を見たり、体の動きで表したりしながら聴くこと。

(イ) 身近な人の演奏に触れて、好きな音色や楽器の音を見付けること。

○3段階

(1) 目標

ア 曲名や曲想と音楽のつくりについて気付くとともに、音楽表現を楽しむために必要な身体表現、器楽、歌唱、音楽づくりの技能を身に付けるようにする。

イ 音楽表現に対する思いをもつことや、曲や演奏の楽しさを見いだしながら音楽を味わって聴くことができるようにする。

ウ 音や音楽に楽しく関わり、協働して音楽活動をする楽しさを感じながら、身の回りの様々な音楽に興味をもつとともに、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養う。

(2) 内容

A 表現

ア 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、歌唱

表現に対する思いをもつこと。

(イ) 次の㉗及び㉘について気付くこと。

㉗ 曲の雰囲気と曲の速さや強弱との関わり

㉘ 曲名や歌詞に使われている言葉から受けるイメージと曲の雰囲気との関わり

(ウ) 思いに合った歌い方で歌うために必要な次の㉗から㉘までの技能を身に付けること。

㉗ 範唱を聴いて歌ったり，歌詞やリズムを意識して歌ったりする技能

㉘ 自分の歌声の大きさや発音などに気を付けて歌う技能

㉙ 教師や友達と一緒に声を合わせて歌う技能

イ 器楽の活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら，器楽表現に対する思いをもつこと。

(イ) 次の㉗及び㉘について気付くこと。

㉗ リズム，速度や強弱の違い

㉘ 演奏の仕方による楽器の音色の違い

(ウ) 思いに合った表現をするために必要な次の㉗から㉘までの技能を身に付けること。

㉗ 簡単な楽譜などを見てリズム演奏などをする技能

㉘ 身近な打楽器や旋律楽器を使って演奏する技能

㉙ 教師や友達の楽器の音を聴いて演奏する技能

ウ 音楽づくりの活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 音楽づくりについての知識や技能を得たり生かしたりしながら，次の㉗及び㉘をできるようにすること。

㉗ 音遊びを通して，音の面白さに気付いたり，音楽づくりの発想を得たりすること。

㉘ どのように音を音楽にしていくかについて思いをもつこと。

(イ) 次の㉗及び㉘について，それらが生み出す面白さなどに関わって気付くこと。

㉗ 声や身の回りの様々な音の特徴

㉘ 簡単なリズム・パターンの特徴

(ウ) 気付きや発想を生かした表現や，思いに合った表現をするために必

要な次の㊦及び㊩の技能を身に付けること。

㊦ 音を選んだりつなげたりして表現する技能

㊩ 教師や友達と一緒に音楽の仕組みを用いて、簡単な音楽をつくる技能

エ 身体表現の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身体表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、簡単なリズムや旋律の特徴、歌詞を感じ取り、体を動かすことについて思いをもつこと。

(イ) 次の㊦及び㊩の関わりについて気付くこと。

㊦ 曲のリズム、速度、旋律

㊩ 曲名、拍やリズムを表す言葉やかけ声、歌詞の一部

(ウ) 思いに合った体の動きで表現するために必要な次の㊦から㊩までの技能を身に付けること。

㊦ 示範を見たり、拍やリズム、旋律を意識したりして、身体表現をする技能

㊩ 音や音楽を聴いて、様々な体の動きで表現する技能

㊩ 教師や友達と一緒に体を使って表現する技能

B 鑑賞

ア 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏の楽しさを見いだして聴くこと。

(イ) 曲想や楽器の音色、リズムや速度、旋律の特徴に気付くこと。

〔共通事項〕

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じとったこととの関わりについて考えること。

イ 絵譜や色を用いた音符、休符、記号や用語について、音楽における働きと関わらせて、その意味に触れること。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ること。
 - イ 2の目標及び内容の「A表現」のアからエまで（1段階はア）の指導については、(ア)、(イ)及び(ウ)の各事項を、「B鑑賞」のアの指導については、(ア)及び(イ)の各事項を、適切に関連させて指導すること。
 - ウ 2の目標及び内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。
 - エ 2の目標及び内容の「A表現」のアからエまで（1段階はア）及び「B鑑賞」のアの指導については、適宜、〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図るようにすること。
 - オ 国歌「君が代」は、時期に応じて適切に指導すること。
 - カ 各段階においては、児童の発達の段階と生活年齢を考慮すること。
- (2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 各段階の指導に当たっては、音や音楽との一体感を味わえるようにするため、指導のねらいに即して体を動かす活動を取り入れるようにすること。
 - イ 各段階の指導に当たっては、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図る指導を工夫すること。その際、児童の言語理解や発声・発語の状況等を考慮し、必要に応じてコンピュータや教育機器も活用すること。
 - ウ 児童が学校内における音楽活動とのつながりを意識できるような機会を作るなど、児童や学校、地域の実態に応じ、生活や社会の中の音や音楽と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。
 - エ 合奏や合唱などの活動を通して和音のもつ表情を感じることができるようにすること。また、長調及び短調の曲においては、Ⅰ、Ⅳ、Ⅴ及びⅤ₇などの和音を中心に指導すること。
 - オ 我が国や郷土の音楽の指導に当たっては、そのよさなどを感じ取って表現したり鑑賞したりできるよう、楽譜や音源等の示し方、伴奏の仕方、曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方など指導方法について工夫すること。
 - カ 各段階の「A表現」のアの歌唱の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

- (ア) 児童の実態や学習状況及び必要に応じて適宜、移動ド唱法を取り上げるようにすること。
- (イ) 成長に伴う声の変化に気付くことができるよう、変声期の児童に対して適切に配慮すること。
- キ 各段階の「A表現」のイ（1段階はア）の楽器については、次のとおり取り扱うこと。
 - (ア) 各段階で取り上げる打楽器は、簡単に演奏できる楽器、木琴、鉄琴、和楽器、諸外国に伝わる様々な楽器を含めて、児童の実態や発達の段階を考慮して選択すること。
 - (イ) 各段階で取り上げる身近な楽器は、様々な打楽器、鍵盤ハーモニカなどの中から児童の実態や発達の段階を考慮して選択すること。
 - (ウ) 3段階で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、鍵盤楽器などの中から児童の実態や発達の段階を考慮して選択すること。
 - (エ) 合奏で扱う楽器については、リズム、旋律、和音などの各声部の演奏ができるよう、楽器の特性を生かして選択すること。
- ク 2段階及び3段階の「A表現」のウの音楽づくりの指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。
 - (ア) 音遊びや即興的な表現では、リズムや旋律を模倣したり、身近なものから多様な音を探したりして、音楽づくりのための発想を得ることができるよう指導すること。
 - (イ) どのような音楽を、どのようにしてつくるかなどについて、児童の実態に応じて具体的な例を示しながら指導すること。
 - (ウ) つくった音楽については、指導のねらいに即し、必要に応じて記録できるようにすること。記録の仕方については、図や絵によるものなど、柔軟に指導すること。
 - (エ) 拍のないリズム、我が国の音楽に使われている音階や調性にとらわれない音階などを児童の実態に応じて取り上げるようにすること。
- ケ 各段階の「B鑑賞」の指導に当たっては、気付いたり感じたりしたことを体の動きで表現したり、絵に描いたり、言葉で表現したりできるよう指導を工夫すること。
- コ 2の目標及び内容の〔共通事項〕の（1）のアに示す「音楽を形づくっている要素」については、児童の発達の段階や指導のねらいに応じて、次の(ア)及び(イ)を適切に選択したり関連付けたりして必要に応じて指導すること。
 - (ア) 音楽を特徴付けている要素

- ⑦ 音色，リズム，速度，旋律，強弱，音の重なり，和音の響き，音階，調，拍，フレーズなど

(イ) 音楽の仕組み

- ⑦ 反復，呼びかけとこたえ，変化，音楽の縦と横との関係など

サ 「共通事項」の(1)のイに示す「音符，休符，記号や用語」については，児童の実態や学習状況を考慮して取り扱うこと。

シ 歌唱教材は，次に示すものを取り扱うこと。

- (ア) 児童の生活年齢及び発達の段階に応じた，日常生活に関連した曲。
(イ) 主となる歌唱教材については，(ウ)の共通教材を含めて，人々に長く親しまれている音楽など，いろいろな種類の曲。
(ウ) 共通教材は，次に示すものとする。

「うみ」	(文部省唱歌)	はやしりゅう は 林柳波作詞	いのうえたけ し 井上武士作曲
「かたつむり」	(文部省唱歌)		
「日のまる」	(文部省唱歌)	たか の たつゆき 高野辰之作詞	おか の ていいち 岡野貞一作曲
「ひらいたひらいた」	(わらべうた)		
「かくれんぼ」	(文部省唱歌)	はやしりゅう は 林柳波作詞	しもふさかんいち 下総皖一作曲
「春がきた」	(文部省唱歌)	たか の たつゆき 高野辰之作詞	おか の ていいち 岡野貞一作曲
「虫のこえ」	(文部省唱歌)		
「夕やけこやけ」		なかむら う こう 中村雨紅作詞	くさかわしん 草川信作曲

ス 器楽教材は，次に示すものを取り扱うこと。

- (ア) 児童の生活年齢及び発達の段階に応じた，指導のねらいとの関係において適切であり，身近で親しみのもてるもの。
(イ) 主となる器楽教材については，既習の歌唱教材を含め，主旋律に簡単なリズム伴奏を加えた曲。

セ 音楽づくり教材は，次に示すものを取り扱うこと。

- (ア) 児童の生活年齢及び発達の段階に応じた指導のねらいとの関係において適切であり，身近で親しみのもてるもの。

ソ 音や音楽の特徴を身体表現にするために適した教材は，次に示すものを取り扱うこと。

- (ア) 主となる教材については，既習の歌唱教材や器楽教材を含め，音や音楽を聴いて体を動かすことができるものを中心に，児童の生活年齢及び発達の段階に応じた指導のねらいとの関係において適切であり，親しみのもてるもの。

タ 鑑賞教材は，次に示すものを取り扱うこと。

- (ア) 主となる鑑賞教材については，既習の歌唱教材や器楽教材を含め，児

童の生活年齢及び発達の段階に応じた、曲想を感じ取り、情景を思い浮かべやすい、いろいろな種類の曲。

- (イ) 音楽を形づくっている要素の働きを感じ取りやすく、聴く楽しさを感じやすい曲。
- (ウ) 楽器の音色や人の声の表現の違いを聴き取りやすい、いろいろな演奏形態による曲。

〔図画工作〕

1 目 標

表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 形や色などの造形的な視点に気付き、表したいことに合わせて材料や用具を使い、表し方を工夫してつくることができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表したいことや表し方などについて考え、発想や構想をしたり、身の回りの作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。
- (3) つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う。

第1節
小学部

2 各段階の目標及び内容

○1段階

(1) 目 標

- ア 形や色などに気付き、材料や用具を使おうとするようにする。
- イ 表したいことを思い付いたり、作品を見たりできるようにする。
- ウ 進んで表したり見たりする活動に取り組み、つくりだすことの楽しさに気付くとともに、形や色などに関わることにより楽しい生活を創造しようとする態度を養う。

(2) 内 容

A 表 現

- ア 線を引く、絵をかくなどの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (ア) 材料などから、表したいことを思い付くこと。
 - (イ) 身の回りの自然物などに触れながらかく、切る、ぬる、はるなどすること。

B 鑑 賞

ア 身の回りにあるものや自分たちの作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りにあるものなどを見ること。

〔共通事項〕

ア 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 自分が感じたことや行ったことを通して、形や色などについて気付くこと。

(イ) 形や色などを基に、自分のイメージをもつこと。

○2段階

(1) 目 標

ア 形や色などの違いに気付き、表したいことを基に材料や用具を使い、表し方を工夫してつくるようにする。

イ 表したいことを思い付いたり、作品などの面白さや楽しさを感じ取ったりすることができるようにする。

ウ 進んで表現や鑑賞の活動に取り組み、つくりだす喜びを感じるとともに、形や色などに関わることにより楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養う。

(2) 内 容

A 表 現

ア 身近な出来事や思ったことを基に絵をかく、粘土で形をつくるなどの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 材料や、感じたこと、想像したこと、見たことから表したいことを思い付くこと。

(イ) 身近な材料や用具を使い、かいたり、形をつくったりすること。

B 鑑 賞

ア 身の回りにあるものや自分たちの作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身近にあるものなどの形や色の面白さについて感じ取り、自分の見方や感じ方を広げること。

〔共通事項〕

ア 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 自分が感じたことや行ったことを通して、形や色などの違いに気付くこ

と。

- (イ) 形や色などを基に、自分のイメージをもつこと。

○3段階

(1) 目 標

- ア 形や色などの造形的な視点に気付き、表したいことに合わせて材料や用具を使い、表し方を工夫してつくるようにする。
- イ 造形的なよさや美しさ、表したいことや表し方などについて考え、発想や構想をしたり、身の回りの作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。
- ウ 進んで表現や鑑賞の活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、形や色などに関わることにより楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養う。

(2) 内 容

A 表 現

- ア 日常生活の出来事や思ったことを基に絵をかいたり、作品をつくったりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (ア) 材料や、感じたこと、想像したこと、見たこと、思ったことから表したいことを思い付くこと。
 - (イ) 様々な材料や用具を使い、工夫して絵をかいたり、作品をつくったりすること。

B 鑑 賞

- ア 自分たちの作品や身の回りにある作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (ア) 自分たちの作品や、日常生活の中にあるものなどの形や色、表し方の面白さなどについて、感じ取り、自分の見方や感じ方を広げること。

〔共通事項〕

- ア 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (ア) 自分の感覚や行為を通して、形や色などの感じに気付くこと。
 - (イ) 形や色などの感じを基に、自分のイメージをもつこと。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする

こと。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、表現したり鑑賞したりする資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。

イ 2の各段階の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、相互の関連を図るようにすること。ただし、「B鑑賞」の指導に当たっては、指導の効果を高めるための必要がある場合には、児童や学校の実態に応じ、独立して行うようにすること。

ウ 2の各段階の内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の各事項の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。

エ 2の各段階の内容の「A表現」の指導に当たっては、適宜共同してつくりだす活動を取り上げるようにすること。

オ 2の各段階の内容の「B鑑賞」に当たっては、感じたことや思ったことを周りの人と共有できる機会を設けるようにすること。

カ 2の各段階の指導に当たっては、他教科や特別活動等との関連を図り、総合的に活動することで、指導の効果を高めるようにすること。

(2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 造形活動においては、材料や用具の安全な使い方について指導するとともに活動場所を事前に点検するなどして、事故防止について徹底すること。

イ 児童が個性を生かして活動することができるようにするため、学習活動や表現方法などに幅をもたせるようにすること。

ウ 「A表現」の指導に当たっては、活動の全過程を通して児童が実現したい思いを大切にしながら活動できるようにし、自分のよさや可能性を見だし、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養うようにすること。

エ 各活動において、互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにすること。

オ 土、木、紙などの身近な材料に親しんで造形活動などをすることや、はさみ、のりなど身近で扱いやすい用具等の扱い方を理解して使えるよう指導すること。

カ 「A表現」及び「B鑑賞」の学習を通して学んだことが、生活や社会の中で生かせるよう指導することや、作品や用具等を大切に扱うことを指導すること。

キ コンピュータ、カメラなどの情報機器を利用することについては、表現や鑑賞の活動で使う用具の一つとして扱うとともに、必要性を十分に検討して利用すること。

ク 材料については、地域の身近にある材料なども取り上げ、指導すること。

ケ 作品を校内の適切な場所に展示するなどし、日常の学校生活においてそれらを鑑賞することができるよう配慮すること。また、学校や地域の実態に応じて、校外に児童の作品を展示する機会を設けるなどすること。

〔体 育〕

1 目 標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題に気付き、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 遊びや基本的な運動の行い方及び身近な生活における健康について知るとともに、基本的な動きや健康な生活に必要な事柄を身に付けるようにする。
- (2) 遊びや基本的な運動及び健康についての自分の課題に気付き、その解決に向けて自ら考え行動し、他者に伝える力を養う。
- (3) 遊びや基本的な運動に親しむことや健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。

2 各段階の目標及び内容

○1段階

(1) 目 標

- ア 教師と一緒に、楽しく体を動かすことができるようにするとともに、健康な生活に必要な事柄ができるようにする。
- イ 体を動かすことの楽しさや心地よさを表現できるようにするとともに、健康な生活を営むために必要な事柄について教師に伝えることができるようにする。
- ウ 簡単な合図や指示に従って、楽しく運動をしようとしたり、健康に必要な事柄をしようとしたりする態度を養う。

(2) 内 容

A 体づくり運動遊び

体づくり運動遊びについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 教師と一緒に、手足を動かしたり、歩いたりして楽しく体を動かすこと。
- イ 手足を動かしたり、歩いたりして体を動かすことの楽しさや心地よさを表現すること。

- ウ 簡単な合図や指示に従って、体づくり運動遊びをしようとする事。
- B 器械・器具を使つての遊び
 - 器械・器具を使つての遊びについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 教師と一緒に、器械・器具を使つて楽しく体を動かす事。
 - イ 器械・器具を使つて体を動かすことの楽しさや心地よさを表現すること。
 - ウ 簡単な合図や指示に従って、器械・器具を使つての遊びをしようとする事。
- C 走・跳の運動遊び
 - 走・跳の運動遊びについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 教師と一緒に、走ったり、跳んだりして楽しく体を動かす事。
 - イ 走ったり、跳んだりして体を動かすことの楽しさや心地よさを表現すること。
 - ウ 簡単な合図や指示に従って、走・跳の運動遊びをしようとする事。
- D 水遊び
 - 水遊びについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 教師と一緒に、水の特性を生かした簡単な水遊びを楽しくすること。
 - イ 水の中で体を動かすことの楽しさや心地よさを表現すること。
 - ウ 簡単な合図や指示に従って、水遊びをしようとする事。
- E ボール遊び
 - ボール遊びについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 教師と一緒に、ボールを使つて楽しく体を動かす事。
 - イ ボールを使つて体を動かすことの楽しさや心地よさを表現すること。
 - ウ 簡単な合図や指示に従って、ボール遊びをしようとする事。
- F 表現遊び
 - 表現遊びについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 教師と一緒に、音楽の流れている場所で楽しく体を動かす事。
 - イ 音楽の流れている場所で体を動かすことの楽しさや心地よさを表現すること。
 - ウ 簡単な合図や指示に従って、表現遊びをしようとする事。
- G 保健
 - 健康な生活に必要な事柄について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 教師と一緒に、うがいなどの健康な生活に必要な事柄をすること。

イ 健康な生活に必要な事柄に気づき、教師に伝えること。

○2段階

(1) 目 標

ア 教師の支援を受けながら、楽しく基本的な運動ができるようにするとともに、健康な生活に必要な事柄ができるようにする。

イ 基本的な運動に慣れ、その楽しさや感じたことを表現できるようにするとともに、健康な生活に向け、感じたことを他者に伝える力を養う。

ウ 簡単なきまりを守り、友達とともに安全に楽しく運動をしようしたり、健康に必要な事柄をしようしたりする態度を養う。

(2) 内 容

A 体づくり運動

体づくり運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 教師の支援を受けながら、楽しく基本的な体づくり運動をすること。

イ 基本的な体づくり運動に慣れ、その楽しさや感じたことを表現すること。

ウ 簡単なきまりを守り、友達とともに安全に楽しく、基本的な体づくり運動をしようとする。

B 器械・器具を使つての運動

器械・器具を使つての運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 教師の支援を受けながら、楽しく器械・器具を使つての基本的な運動をすること。

イ 器械・器具を使つての基本的な運動に慣れ、その楽しさや感じたことを表現すること。

ウ 簡単なきまりを守り、友達とともに安全に楽しく、器械・器具を使つての基本的な運動をしようとする。

C 走・跳の運動

走・跳の運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 教師の支援を受けながら、楽しく走・跳の基本的な運動をすること。

イ 走・跳の基本的な運動に慣れ、その楽しさや感じたことを表現すること。

ウ 簡単なきまりを守り、友達とともに安全に楽しく、走・跳の基本的な

運動をしようとする事。

D 水の中での運動

水の中での運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 教師の支援を受けながら、楽しく水の中での基本的な運動をすること。

イ 水の中での基本的な運動に慣れ、その楽しさや感じたことを表現すること。

ウ 簡単なきまりを守り、友達とともに安全に楽しく、水の中での基本的な運動をしようとする事。

E ボールを使った運動やゲーム

ボールを使った運動やゲームについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 教師の支援を受けながら、楽しくボールを使った基本的な運動やゲームをすること。

イ ボールを使った基本的な運動やゲームに慣れ、その楽しさや感じたことを表現すること。

ウ 簡単なきまりを守り、友達とともに安全に楽しく、ボールを使った基本的な運動やゲームをしようとする事。

F 表現運動

表現運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 教師の支援を受けながら、音楽に合わせて楽しく表現運動をすること。

イ 基本的な表現運動に慣れ、その楽しさや感じたことを表現すること。

ウ 簡単なきまりを守り、友達とともに安全に楽しく、基本的な表現運動をしようとする事。

G 保健

健康な生活に必要な事柄について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 教師の支援を受けながら、健康な生活に必要な事柄をすること。

イ 健康な生活に必要な事柄に慣れ、感じたことを他者に伝えること。

○3段階

(1) 目 標

ア 基本的な運動の楽しさを感じ、その行い方を知り、基本的な動きを身に付けるとともに、健康や身体の変化について知り、健康な生活ができるようになる。

イ 基本的な運動の楽しみ方や健康な生活の仕方について工夫するとともに

に、考えたことや気付いたことなどを他者に伝える力を養う。

- ウ きまりを守り、自分から友達と仲よく楽しく運動をしたり、場や用具の安全に気を付けたりしようとするとともに、自分から健康に必要な事柄をしようとする態度を養う。

(2) 内 容

A 体づくり運動

体づくり運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 基本的な体づくり運動の楽しさを感じ、その行い方を知り、基本的な動きを身に付けること。

- イ 基本的な体づくり運動の楽しみ方を工夫するとともに、考えたことや気付いたことなどを他者に伝えること。

- ウ きまりを守り、自分から友達と仲よく楽しく基本的な体づくり運動をしたり、場や用具の安全に気を付けたりしようとする。

B 器械・器具を使つての運動

器械・器具を使つての運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 器械・器具を使つての基本的な運動の楽しさを感じ、その行い方を知り、基本的な動きを身に付けること。

- イ 器械・器具を使つての基本的な運動の行い方を工夫するとともに、考えたことや気付いたことなどを他者に伝えること。

- ウ きまりを守り、自分から友達と仲よく楽しく器械・器具を使つての基本的な運動をしたり、場や器械・器具の安全に気を付けたりしようとする。

C 走・跳の運動

走・跳の運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 走・跳の基本的な運動の楽しさを感じ、その行い方を知り、基本的な動きを身に付けること。

- イ 走・跳の基本的な運動の楽しみ方を工夫するとともに、考えたことや気付いたことなどを他者に伝えること。

- ウ きまりを守り、自分から友達と仲よく楽しく走・跳の基本的な運動をしたり、場や用具の安全に気を付けたりしようとする。

D 水の中での運動

水の中での運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導

する。

ア 水の中での基本的な運動の楽しさを感じ、その行い方を知り、基本的な動きを身に付けること。

イ 水の中での基本的な運動の楽しみ方を工夫するとともに、考えたことや気付いたことなどを他者に伝えること。

ウ きまりを守り、自分から友達と仲よく楽しく水の中での基本的な運動をしたり、場や用具の安全に気を付けたりしようとする事。

E ボールを使った運動やゲーム

ボールを使った運動やゲームについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア ボールを使った基本的な運動やゲームの楽しさを感じ、その行い方を知り、基本的な動きを身に付けること。

イ ボールを使った基本的な運動やゲームの楽しみ方を工夫するとともに、考えたことや気付いたことなどを他者に伝えること。

ウ きまりを守り、自分から友達と仲よく楽しくボールを使った基本的な運動やゲームをしたり、場や用具の安全に気を付けたりしようとする事。

F 表現運動

表現運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 基本的な表現運動の楽しさを感じ、その行い方を知り、基本的な動きを身に付け、表現したり踊ったりすること。

イ 基本的な表現運動の楽しみ方を工夫するとともに、考えたことや気付いたことなどを他者に伝えること。

ウ きまりを守り、自分から友達と仲よく楽しく表現運動をしたり、場や用具の安全に気を付けたりしようとする事。

G 保健

健康な生活に必要な事柄について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 健康や身体の変化について知り、健康な生活に必要な事柄に関する基本的な知識や技能を身に付けること。

イ 健康な生活に必要な事柄について工夫するとともに、考えたことや気付いたことなどを他者に伝えること。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 各段階の内容のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、体育や保健の見方・考え方を働かせ、遊びや運動、健康についての自己の課題に気づき、個々の児童の障害の状態等に応じて、その解決のための方法を選んだり工夫したりするような活動の充実を図ること。また、運動の楽しさや喜びを味わったり、健康の大切さを実感したりすることができるよう、留意すること。
- イ 「A体づくり運動遊び」又は「A体づくり運動」及び「G保健」については、6学年間にわたって取り扱うこと。
- ウ 「G保健」については、生活科の2の各段階に示す内容のアの「基本的生活習慣」やイの「安全」などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。
- (2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
- ア 学校や地域の実態を考慮するとともに、個々の児童の障害の状態等、遊びや運動の経験及び技能の程度などに応じた指導や児童自らが遊びや運動の課題の解決を目指す活動を行えるよう工夫すること。
- イ 運動を苦手と感じている児童や、運動に意欲的に取り組まない児童への指導を工夫すること。
- ウ 「A体づくり運動遊び」及び「A体づくり運動」から「F表現遊び」及び「F表現運動」までと「G保健」との関連を図る指導を工夫すること。
- エ 自然との関わりの深い雪遊び、氷上遊び、スキー、スケート、水辺活動などの指導については、児童の障害の状態等、学校や地域の実態等に応じて積極的に行うことに留意すること。
- オ オリンピック・パラリンピックなどとも関連させ、遊びや運動を「すること」、「知ること」、「見ること」、「応援すること」などにつながるようにすること。

● 第2 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、個々の児童の知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を考慮しながら、第1の各教科の目標及び内容を基に、6年間を見通して、全体的な指導計画に基づき具体的な指導目標や指導内容を設定するものとする。
- 2 個々の児童の実態に即して、教科別の指導を行うほか、必要に応じて各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動を合わせて指導を行うなど、効果

的な指導方法を工夫するものとする。その際、各教科等において育成を目指す資質・能力を明らかにし、各教科等の内容間の関連を十分に図るよう配慮するものとする。

- 3 個々の児童の実態に即して、生活に結び付いた効果的な指導を行うとともに、児童が見通しをもって、意欲をもち主体的に学習活動に取り組むことができるよう指導計画全体を通して配慮するものとする。
- 4 第1章総則の第2節の2の(2)に示す道德教育の目標に基づき、道德科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道德に示す内容について、各教科の特質に応じて適切な指導をするものとする。
- 5 児童の実態に即して学習環境を整えるなど、安全に留意するものとする。
- 6 児童の実態に即して自立や社会参加に向けて経験が必要な事項を整理した上で、指導するよう配慮するものとする。
- 7 学校と家庭等とが連携を図り、児童の学習過程について、相互に共有するとともに、児童が学習の成果を現在や将来の生活に生かすことができるよう配慮するものとする。
- 8 児童の知的障害の状態や学習状況、経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークを有効に活用し、指導の効果を高めるようにするものとする。

第2節 中学部

第1款 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

各教科の目標，各学年，各分野又は各言語の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては，中学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする。

指導計画の作成と内容の取扱いに当たっては，生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮するとともに，第2章第1節第1款において特に示している事項に配慮するものとする。

第2款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

● 第1 各教科の目標及び内容

〔国 語〕

1 目 標

言葉による見方・考え方を働かせ，言語活動を通して，国語で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 日常生活や社会生活に必要な国語について，その特質を理解し適切に使うことができるようにする。
- (2) 日常生活や社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め，思考力や想像力を養う。
- (3) 言葉がもつよさに気付くとともに，言語感覚を養い，国語を大切にしてその能力の向上を図る態度を養う。

2 各段階の目標及び内容

○1段階

(1) 目 標

- ア 日常生活や社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに，我が国の言語文化に親しむことができるようにする。
- イ 順序立てて考える力や感じたり想像したりする力を養い，日常生活や社

会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えをもつことができるようにする。

ウ 言葉がもつよさに気付くとともに、図書に親しみ、国語で考えたり伝え合ったりしようとする態度を養う。

(2) 内 容

〔知識及び技能〕

ア 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身近な大人や友達とのやり取りを通して、言葉には、事物の内容を表す働きや、経験したことを伝える働きがあることに気付くこと。

(イ) 発音や声の大きさに気を付けて話すこと。

(ウ) 長音、拗音、促音、撥音、助詞の正しい読み方や書き方を知ること。

(エ) 言葉には、意味による語句のまとまりがあることを理解するとともに、話し方や書き方によって意味が異なる語句があることに気付くこと。

(オ) 主語と述語との関係や接続する語句の役割を理解すること。

(カ) 普通の言葉との違いに気を付けて、丁寧な言葉を使うこと。

(キ) 語のまとまりに気を付けて音読すること。

イ 話や文章の中に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 事柄の順序など、情報と情報との関係について理解すること。

ウ 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 自然や季節の言葉を取り入れた俳句などを聞いたり作ったりして、言葉の響きやリズムに親しむこと。

(イ) 挨拶状などに書かれた語句や文を読んだり書いたりし、季節に応じた表現があることを知ること。

(ウ) 書くことに関する次の事項を取り扱うこと。

㊦ 姿勢や筆記具の持ち方を正しくし、文字の形に注意しながら、丁寧に書くこと。

㊧ 点画相互の接し方や交わり方、長短や方向などに注意して文字を書くこと。

(エ) 読書に親しみ、簡単な物語や、自然や季節などの美しさを表した詩や紀行文などがあることを知ること。

〔思考力、判断力、表現力等〕

A 聞くこと・話すこと

聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 身近な人の話や簡単な放送などを聞き、聞いたことを書き留めたり分からないことを聞き返したりして、話の大体を捉えること。
- イ 話す事柄を思い浮かべ、伝えたいことを決めること。
- ウ 見聞きしたことや経験したこと、自分の意見などについて、内容の大体が伝わるように伝える順序等を考えること。
- エ 自己紹介や電話の受け答えなど、相手や目的に応じた話し方で話すこと。
- オ 相手の話に関心を持ち、分かったことや感じたことを伝え合い、考えをもつこと。

B 書くこと

書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 見聞きしたことや経験したことの中から、伝えたい事柄を選び、書く内容を大まかにまとめること。
- イ 相手に伝わるように事柄の順序に沿って簡単な構成を考えること。
- ウ 文の構成、語句の使い方に気を付けて書くこと。
- エ 自分が書いたものを読み返し、間違いを正すこと。
- オ 文章に対する感想を持ち、伝え合うこと。

C 読むこと

読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 簡単な文や文章を読み、情景や場面の様子、登場人物の心情などを想像すること。
- イ 語や語句の意味を基に時間的な順序や事柄の順序など内容の大体を捉えること。
- ウ 日常生活に必要な語句や文章などを読み、行動すること。
- エ 文章を読んで分かったことを伝えたり、感想をもったりすること。

○2段階

(1) 目標

- ア 日常生活や社会生活、職業生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しむことができるようにする。
- イ 筋道立てて考える力や豊かに感じたり想像したりする力を養い、日常生活や社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えをまとめることができるようにする。
- ウ 言葉がもつよさに気付くとともに、いろいろな図書に親しみ、国語を大切に、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。

(2) 内 容

〔知識及び技能〕

ア 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 日常生活の中での周りの人とのやり取りを通して、言葉には、考えたことや思ったことを表す働きがあることに気付くこと。
- (イ) 発声や発音に気を付けたり、声の大きさを調節したりして話すこと。
- (ウ) 長音、拗音、促音、撥音などの表記や助詞の使い方を理解し、文や文章の中で使うこと。
- (エ) 理解したり表現したりするために必要な語句の量を増し、使える範囲を広げること。
- (オ) 修飾と被修飾との関係、指示する語句の役割について理解すること。
- (カ) 敬体と常体があることを理解し、その違いに注意しながら書くこと。
- (キ) 内容の大体を意識しながら音読すること。

イ 話や文章の中に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 考えとそれを支える理由など、情報と情報との関係について理解すること。
- (イ) 必要な語や語句の書き留め方や、比べ方などの情報の整理の仕方を理解し使うこと。

ウ 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 易しい文語調の短歌や俳句を音読したり暗唱したりするなどして、言葉の響きやリズムに親しむこと。
- (イ) 生活に身近なことわざなどを知り、使うことにより様々な表現に親しむこと。
- (ウ) 書くことに関する次の事項を取り扱うこと。
 - ㊦ 点画の書き方や文字の形に注意しながら、筆順に従って丁寧に書くこと。
 - ㊧ 漢字や仮名の大きさ、配列に注意して書くこと。
- (エ) 幅広く読書に親しみ、本にはいろいろな種類があることを知ること。

〔思考力、判断力、表現力等〕

A 聞くこと・話すこと

聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 身近な人の話や放送などを聞きながら、聞いたことを簡単に書き留めたり、分からないときは聞き返したりして、内容の大体を捉えること。

- イ 相手や目的に応じて、自分の伝えたいことを明確にすること。
 - ウ 見聞きしたことや経験したこと、自分の意見やその理由について、内容の大体が伝わるように伝える順序や伝え方を考えること。
 - エ 相手に伝わるように発音や声の大きさ、速さに気を付けて話したり、必要な話し方を工夫したりすること。
 - オ 物事を決めるために、簡単な役割や進め方に沿って話し合い、考えをまとめること。
- B 書くこと
- 書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 相手や目的を意識して、見聞きしたことや経験したことの中から書くことを選び、伝えたいことを明確にすること。
 - イ 書く内容の中心を決め、自分の考えと理由などとの関係を明確にして、文章の構成を考えること。
 - ウ 事実と自分の考えとの違いなどが相手に伝わるように書き表し方を工夫すること。
 - エ 文章を読み返す習慣を身に付け、間違いを正したり、語と語との続き方を確かめたりすること。
 - オ 文章に対する感想を伝え合い、内容や表現のよいところを見付けること。
- C 読むこと
- 読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 様々な読み物を読み、情景や場面の様子、登場人物の心情などを想像すること。
 - イ 語と語や文と文との関係を基に、出来事の順序や気持ちの変化など内容の大体を捉えること。
 - ウ 日常生活や社会生活、職業生活に必要な語句、文章、表示などの意味を読み取り、行動すること。
 - エ 中心となる語句や文を明確にしながら読むこと。
 - オ 読んで感じたことや分かったことを伝え合い、一人一人の感じ方などに違いがあることに気付くこと。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、言

葉の特徴や使い方などを身に付け自分の思いや考えを深める学習の充実を図ること。

イ 2の各段階の内容の〔知識及び技能〕に示す事項については、〔思考力、判断力、表現力等〕に示す事項の指導を通して指導することを基本とすること。

ウ 2の各段階の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「A聞くこと・話すこと」に関する指導については、生活に必要な話し言葉を身に付け、活用できるよう指導すること。

エ 2の各段階の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「B書くこと」に関する指導については、筆記具を用いる技能の指導に偏ることなく、文章を書く場面を設けるよう工夫すること。

オ 2の各段階の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「C読むこと」に関する指導については、発達の段階に応じた様々な文章に接し、日常生活において読書活動を活発に行うようにするとともに、他教科等における読書の指導や学校図書館等における指導との関連を図るようにすること。

(2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 2の各段階の内容のうち、文字に関する事項については、次のとおり取り扱うこと。

(ア) 生活場面や関わる相手が多様になることに応じて、平仮名、片仮名、漢字に加えてローマ字などの文字を取り扱うようにすること。

(イ) これまでに学習した句読点の使い方や長音、撥音^{はつ}などの表記について、中学部においても正しくより適切に用いることができるよう引き続き指導すること。

イ 2の内容の指導に当たっては、学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。その際、本などの種類や配置、探し方について指導するなど、生徒が必要な本を選ぶことができるよう配慮すること。

ウ 教材の取扱いについては、次の事項に留意すること。

(ア) 生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じ、興味・関心のある話題や身近な題材から、日常生活や社会生活及び職業生活に関連する題材まで、様々な種類や形式の文、文章を取り扱う機会を設けること。

(イ) 読み物教材としては、登場人物の行動や言葉から心情を読み取りやすいものや、情景が思い浮かびやすいものを選ぶこと。また、生徒の生活範囲が広がり、生活する力が高まるような内容の教材を選ぶこと。

〔社 会〕

1 目 標

社会的な見方・考え方を働かせ、社会的事象について関心をもち、具体的に考えたり関連付けたりする活動を通して、自立し生活を豊かにするとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや役割、地域や我が国の歴史や伝統と文化及び外国の様子について、具体的な活動や体験を通して理解するとともに、経験したことと関連付けて、調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象について、自分の生活と結び付けて具体的に考え、社会との関わりの中で、選択・判断したことを適切に表現する力を養う。
- (3) 社会に主体的に関わろうとする態度を養い、地域社会の一員として人々と共に生きていくことの大切さについての自覚を養う。

2 各段階の目標及び内容

○ 1 段階

(1) 目 標

日常生活に関わる社会的事象が分かり、地域社会の一員としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

ア 身近な地域や市区町村の地理的環境、地域の安全を守るための諸活動、地域の産業と消費生活の様子及び身近な地域の様子の移り変わり並びに社会生活に必要なきまり、公共施設の役割及び外国の様子について、具体的な活動や体験を通して、自分との関わりが分かるとともに、調べまとめる技能を身に付けるようにする。

イ 社会的事象について、自分の生活や地域社会と関連付けて具体的に考えたことを表現する基礎的な力を養う。

ウ 身近な社会に自ら関わろうとする意欲をもち、地域社会の中で生活することの大切さについての自覚を養う。

(2) 内 容

ア 社会参加ときまり

(ア) 社会参加するために必要な集団生活に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

⑦ 学級や学校の中で、自分の意見を述べたり相手の意見を聞いたりするなど、集団生活の中での役割を果たすための知識や技能を身に付け

ること。

④ 集団生活の中で何が必要かに気付き、自分の役割を考え、表現すること。

(イ) 社会生活に必要なきまりに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㊦ 家庭や学校でのきまりを知り、生活の中でそれを守ることの大切さが分かること。

④ 社会生活ときまりとの関連を考え、表現すること。

イ 公共施設と制度

(ア) 公共施設の役割に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㊦ 身近な公共施設や公共物の役割が分かること。

④ 公共施設や公共物について調べ、それらの役割を考え、表現すること。

(イ) 制度の仕組みに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㊦ 身近な生活に関する制度が分かること。

④ 身近な生活に関する制度について調べ、自分との関わりを考え、表現すること。

ウ 地域の安全

(ア) 地域の安全に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㊦ 地域の安全を守るため、関係機関が地域の人々と協力していることが分かること。

④ 地域における災害や事故に対する施設・設備などの配置、緊急時への備えや対応などに着目して、関係機関や地域の人々の諸活動を捉え、そこに関わる人々の働きを考え、表現すること。

エ 産業と生活

(ア) 仕事と生活に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㊦ 生産の仕事は、地域の人々の生活と密接な関わりをもって行われていることが分かること。

④ 仕事の種類や工程などに着目して、生産に携わっている人々の仕事の様子を捉え、地域の人々の生活との関連を考え、表現すること。

(イ) 身近な産業と生活に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付ける

ことができるよう指導する。

- ㊦ 販売の仕事は、消費者のことを考え、工夫して行われていることが分かること。
- ㊧ 消費者の願いや他地域との関わりなどに着目して、販売の仕事に携わっている人々の仕事の様子を捉え、それらの仕事に見られる工夫を考え、表現すること。

オ 我が国の地理や歴史

- (ア) 身近な地域や市区町村（以下第2章第2節第2款において「市」という。）の様子に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ㊦ 身近な地域や自分たちの市の様子が分かること。
 - ㊧ 都道府県（以下第2章第2節第2款第1〔社会〕(2)内容において「県」という。）内における市の位置や市の地形、土地利用などに着目して、身近な地域や市の様子を捉え、場所による違いを考え、表現すること。
- (イ) 身近な地域の移り変わりに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ㊦ 身近な地域や自分たちの市の様子、人々の生活は、時間とともに移り変わってきたことを知ること。
 - ㊧ 交通や人口、生活の道具などの時期による違いに着目して、市や人々の生活の様子を捉え、それらの変化を考え、表現すること。

カ 外国の様子

- (ア) 世界の中の日本と国際交流に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ㊦ 文化や風習の特徴や違いを知ること。
 - ㊧ そこに暮らす人々の生活などに着目して、日本との違いを考え、表現すること。

○2段階

(1) 目 標

日常生活に関わる社会的事象について理解し、地域社会の一員としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

- ア 自分たちの都道府県の地理的環境の特色、地域の人々の健康と生活環境を支える役割、自然災害から地域の安全を守るための諸活動及び地域の伝統と文化並びに社会参加するためのきまり、社会に関する基本的な制度及び外国の様子について、具体的な活動や体験を通して、人々の生活との関

連を踏まえて理解するとともに、調べまとめる技能を身に付けるようにする。

イ 社会的事象について、自分の生活や地域社会と関連付けて具体的に考えたことを表現する力を養う。

ウ 社会に自ら関わろうとする意欲をもち、地域社会の中で生活することの大切さについての自覚を養う。

(2) 内 容

ア 社会参加ときまり

(ア) 社会参加するために必要な集団生活に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㊦ 学級や学校の中で、意見を述べ合い、助け合い、協力しながら生活する必要性を理解し、そのための知識や技能を身に付けること。

㊧ 周囲の状況を判断し、集団生活の中での自分の役割と責任について考え、表現すること。

(イ) 社会生活に必要なきまりに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㊦ 家庭や学校、地域社会でのきまりは、社会生活を送るために必要であることを理解すること。

㊧ 社会生活に必要なきまりの意義について考え、表現すること。

イ 公共施設と制度

(ア) 公共施設の役割に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㊦ 自分の生活の中での公共施設や公共物の役割とその必要性を理解すること。

㊧ 公共施設や公共物の役割について調べ、生活の中での利用を考え、表現すること。

(イ) 制度の仕組みに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㊦ 社会に関する基本的な制度について理解すること。

㊧ 社会に関する基本的な制度について調べ、それらの意味を考え、表現すること。

ウ 地域の安全

(ア) 地域の安全に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㊦ 地域の関係機関や人々は、過去に発生した地域の自然災害や事故に

対し、様々な協力をして対処してきたことや、今後想定される災害に
対し、様々な備えをしていることを理解すること。

- ① 過去に発生した地域の自然災害や事故、関係機関の協力などに着目
して、危険から人々を守る活動と働きを考え、表現すること。

エ 産業と生活

- (ア) 県内の特色ある地域に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付け
ることができるよう指導する。

- ⑦ 地域では、人々が協力し、産業の発展に努めていることを理解する
こと。

- ① 人々の活動や産業の歴史的背景などに着目して、地域の様子を捉え、
それらの特色を考え、表現すること。

- (イ) 生活を支える事業に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付ける
ことができるよう指導する。

- ⑦ 水道、電気及びガスなどの生活を支える事業は、安全で安定的に供
給や処理できるよう実施されていることや、地域の人々の健康な生活
の維持と向上に役立っていることを理解すること。

- ① 供給や処理の仕組みや関係機関の協力などに着目して、水道、電気
及びガスなどの生活を支える事業の様子を捉え、それらの事業が果た
す役割を考え、表現すること。

オ 我が国の地理や歴史

- (ア) 身近な地域に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることが
できるよう指導する。

- ⑦ 自分たちの県の概要を理解すること。

- ① 我が国における自分たちの県の位置、県全体の地形などに着目して、
県の様子を捉え、地理的環境の特色を考え、表現すること。

- (イ) 県内の伝統や文化、先人の働きや出来事に関わる学習活動を通して、
次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ⑦ 県内の主な歴史を手掛かりに、先人の働きや出来事、文化遺産など
を知ること。

- ① 歴史的背景や現在に至る経緯などに着目し、県内の文化財や年中行
事の様子を捉え、それらの特色を考え、表現すること。

カ 外国の様子

- (ア) 世界の中の日本と国際交流に関わる学習活動を通して、次の事項を身
に付けることができるよう指導する。

- ⑦ 文化や風習の特徴や違いを理解すること。

- ④ 人々の生活や習慣などに着目して、多様な文化について考え、表現すること。
- (イ) 世界の様々な地域に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ㊦ 人々の生活の様子を大まかに理解すること。
- ④ 世界の出来事などに着目して、それらの国の人々の生活の様子を捉え、交流することの大切さを考え、表現すること。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、生活に即した具体的で分かりやすい内容を取り上げ、社会的事象の見方・考え方を働かせ、事象の特色や意味などを考え、説明したり表現したりするなど、自ら意欲的に取り組むことのできる活動の充実を図ること。
 - イ 各教科等との関連を図り、指導の効果を高めるようにするとともに、小学部の生活科の学習との関連を踏まえて、系統的・発展的に指導できるようにすること。
 - ウ コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用して、情報の収集やまとめなどを行うようにすること。
- (2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 各学校においては、地域の実態を生かして、生徒が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするとともに、観察や見学、聞き取りなどの調査活動を含む具体的な体験を伴う学習を通し、自分の生活と結び付けて考えたことをまとめることで知識が深まるようにすること。
 - イ 2の内容については、次の事項について配慮するものとする。
 - (ア) アについては、集団生活を送る上で必要とされる人との関わりやきまりを守ることに理解できるようにするとともに、主体的に社会参加するための基礎的な力を養うこと。
 - (イ) イについては、身近な公共施設を取り上げ、その役割や利用できる制度を知ること、よりよい社会生活を送ることができるようにすること。
 - (ウ) ウについては、地域の実態に応じて、地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害などの中から取り上げ、地域や自分自身の安全を守るために自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるようにすること。

にすること。

- (エ) エについては、身近な仕事を通して生産や販売について関心をもつこと。また、生活を支える事業について取り扱うことで、節水や節電の必要性を感じて取り組もうとすること。
- (オ) オについては、地図の扱いに慣れるようにすること。また、主な文化財や年中行事の中から具体的事例を取り上げ、その特色が大まかに分かるようにすること。
- (カ) カについては、我が国や諸外国には国旗があることを理解し、それを尊重する態度を養うようにすること。

〔数 学〕

1 目 標

数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などを理解し、事象を数理的に処理する技能を身に付けるようにする。
- (2) 日常の事象を数理的に捉え見通しをもち筋道を立てて考察する力、基礎的・基本的な数量や図形の性質などを見いだし統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を養う。
- (3) 数学的活動の楽しさや数学のよさに気付き、学習を振り返ってよりよく問題を解決しようとする態度、数学で学んだことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。

2 各段階の目標及び内容

○1段階

(1) 目 標

A 数と計算

ア 3位数程度の整数の概念について理解し、数に対する感覚を豊かにするとともに、加法、減法及び乗法の意味や性質について理解し、これらを計算することについての技能を身に付けるようにする。

イ 数とその表現や数の関係に着目し、具体物や図などを用いて、数の表し方や計算の仕方などを筋道立てて考えたり、関連付けて考えたりする力を養う。

ウ 数量に進んで関わり、数学的に表現・処理するとともに、数学で学んだことのよさに気付き、そのことを生活や学習に活用しようとする態度

を養う。

B 図形

ア 三角形や四角形，箱の形などの基本的な図形について理解し，図形についての感覚を豊かにするとともに，図形を作図したり，構成したりすることなどについての技能を身に付けるようにする。

イ 三角形や四角形，箱の形などの基本的な図形を構成する要素に着目して，平面図形の特徴を捉えたり，身の回りの事象を図形の性質から関連付けて考えたりする力を養う。

ウ 図形に進んで関わり，数学的に表現・処理するとともに，数学で学んだことのよさに気づき，そのことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。

C 測定

ア 身の回りにある長さ，体積，重さ及び時間の単位と測定の意味について理解し，量の大きさについての感覚を豊かにするとともに，それらを測定することについての技能を身に付けるようにする。

イ 身の回りの事象を量に着目して捉え，量の単位を用いて的確に表現する力を養う。

ウ 数量や図形に進んで関わり，数学的に表現・処理するとともに，数学で学んだことのよさに気づき，そのことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。

D データの活用

ア 身の回りにあるデータを分類整理して簡単な表やグラフに表したり，それらを問題解決において用いたりすることについての技能を身に付けるようにする。

イ 身の回りの事象を，データの特徴に着目して捉え，簡潔に表現したり，考察したりする力を養う。

ウ データの活用に進んで関わり，数学的に表現・処理するとともに，数学で学んだことのよさに気づき，そのことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。

(2) 内 容

A 数と計算

ア 整数の表し方に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

⑦ 1000 までの数をいくつかの同じまとまりに分割したうえで数え

たり，分類して数えたりすること。

- ① 3位数の表し方について理解すること。
- ② 数を十や百を単位としてみるなど，数の相対的な大きさについて理解すること。
- ③ 3位数の数系列，順序，大小について，数直線上の目盛りを読んで理解したり，数を表したりすること。
- ④ 一つの数をほかの数の積としてみるなど，ほかの数と関係付けてみること。

(イ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

- ① 数のまとまりに着目し，考察する範囲を広げながら数の大きさの比べ方や数え方を考え，日常生活で生かすこと。

イ 整数の加法及び減法に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

- ① 2位数の加法及び減法について理解し，その計算ができること。
また，それらの筆算の仕方について知ること。
- ② 簡単な場合について3位数の加法及び減法の計算の仕方を知ること。
- ③ 加法及び減法に関して成り立つ性質について理解すること。
- ④ 計算機を使って，具体的な生活場面における簡単な加法及び減法の計算ができること。

(イ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

- ① 数量の関係に着目し，数を適用する範囲を広げ，計算に関して成り立つ性質や計算の仕方を見いだすとともに，日常生活で生かすこと。

ウ 整数の乗法に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

- ① 乗法が用いられる場合や意味について知ること。
- ② 乗法が用いられる場面を式に表したり，式を読み取ったりすること。
- ③ 乗法に関して成り立つ簡単な性質について理解すること。
- ④ 乗法九九について知り，1位数と1位数との乗法の計算ができること。

(イ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

- ⑦ 数量の関係に着目し、計算に関して成り立つ性質や計算の仕方を見いだすとともに、日常生活で生かすこと。

B 図形

ア 図形に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

- ⑦ 直線について知ること。
- ⑧ 三角形や四角形について知ること。
- ⑨ 正方形、長方形及び直角三角形について知ること。
- ⑩ 正方形や長方形で捉えられる箱の形をしたものについて理解し、それらを構成したり、分解したりすること。
- ⑪ 直角、頂点、辺及び面という用語を用いて図形の性質を表現すること。
- ⑫ 基本的な図形が分かり、その図形をかいたり、簡単な図表を作ったりすること。
- ⑬ 正方形、長方形及び直角三角形をかいたり、作ったり、それらを使って平面に敷き詰めたりすること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

- ⑦ 図形を構成する要素に着目し、構成の仕方を見るとともに、図形の性質を見だし、身の回りのものの形を図形として捉えること。

C 測定

ア 量の単位と測定に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

- ⑦ 目盛の原点を対象の端に当てて測定すること。
- ⑧ 長さの単位〔ミリメートル (mm)、センチメートル (cm)、メートル (m)、キロメートル (km)〕や重さの単位〔グラム (g)、キログラム (kg)〕について知り、測定の意味を理解すること。
- ⑨ かさの単位〔ミリリットル (mL)、デシリットル (dL)、リットル (L)〕について知り、測定の意味を理解すること。
- ⑩ 長さ、重さ及びかさについて、およその見当を付け、単位を選択したり、計器を用いて測定したりすること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

- ⑦ 身の回りのものの特徴に着目し、目的に適した単位で量の大きさを表現したり、比べたりすること。

イ 時刻や時間に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

⑦ 時間の単位（秒）について知ること。

⑧ 日常生活に必要な時刻や時間を求めること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

⑦ 時間の単位に着目し、簡単な時刻や時間の求め方を日常生活に生かすこと。

D データの活用

ア 身の回りにあるデータを簡単な表やグラフで表したり、読み取ったりすることに関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

⑦ 身の回りにある数量を簡単な表やグラフに表したり、読み取ったりすること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

⑦ 身の回りの事象に関するデータを整理する観点に着目し、簡単な表やグラフを用いながら読み取ったり、考察したりすること。

〔数学的活動〕

ア 内容の「A数と計算」、「B図形」、「C測定」及び「Dデータの活用」に示す学習については、次のような数学的活動に取り組むものとする。

(ア) 日常生活の事象から見いだした数学の問題を、具体物や図、式などを用いて解決し、結果を確かめたり、日常生活に生かしたりする活動

(イ) 問題解決した過程や結果を、具体物や図、式などを用いて表現し伝え合う活動

○2段階

(1) 目標

A 数と計算

ア 整数の概念や性質について理解を深め、数に対する感覚を豊かにするとともに、加法、減法、乗法及び除法の意味や性質について理解し、それらの計算ができるようにする。また、小数及び分数の意味や表し方について知り、数量とその関係を表したり読み取ったりすることができるようにすることについての技能を身に付けるようにする。

イ 数を構成する単位に着目して、数の表し方やその数について考えたり、扱う数の範囲を広げ、計算の仕方を見いだし、筋道立てて考えたりする

とともに、日常生活の問題場面を数量に着目して捉え、処理した結果を場面をもとに振り返り、解釈及び判断する力を養う。

- ウ 数量に進んで関わり、数学的に表現・処理するとともに、数学で学んだことのよさを理解し、そのことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。

B 図形

- ア 二等辺三角形や正三角形などの基本的な図形や面積、角の大きさについて理解し、図形についての感覚を豊かにするとともに、図形を作図や構成したり、図形の面積や角の大きさを求めたりすることなどについての技能を身に付けるようにする。

- イ 二等辺三角形や正三角形などの基本的な図形を構成する要素に着目して、平面図形の特徴を捉えたり、身の回りの事象を図形の性質から考察したりする力、図形を構成する要素に着目し、図形の計量について考察する力を養う。

- ウ 図形や数量に進んで関わり、数学的に表現・処理するとともに、数学で学んだことのよさを理解し、そのことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。

C 変化と関係

- ア 二つの数量の関係や変化の様子を表や式、グラフで表すことについて理解するとともに、二つの数量の関係を割合によって比べることについての技能を身に付けるようにする。

- イ 伴って変わる二つの数量の関係に着目し、変化の特徴に気付き、二つの数量の関係を表や式、グラフを用いて考察したり、割合を用いて考察したりする力を養う。

- ウ 数量に進んで関わり、数学的に表現・処理するとともに、数学で学んだことのよさを理解し、そのことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。

D データの活用

- ア データを表や棒グラフ、折れ線グラフで表す表し方や読み取り方を理解し、それらを問題解決における用い方についての技能を身に付けるようにする。

- イ 身の回りの事象について整理されたデータの特徴に着目し、事象を簡潔に表現したり、適切に判断したりする力を養う。

- ウ データの活用に進んで関わり、数学的に表現・処理するとともに、数学で学んだことのよさを理解し、そのことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。

する態度を養う。

(2) 内 容

A 数と計算

ア 整数の表し方に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ 4位数までの十進位取り記数法による数の表し方及び数の大小や順序について、理解すること。

㊧ 10倍、100倍、 $\frac{1}{10}$ の大きさの数及びその表し方について知ること。

㊨ 数を千を単位としてみるなど、数の相対的な大きさについて理解を深めること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

㊦ 数のまとまりに着目し、考察する範囲を広げながら数の大きさの比べ方や数え方を考え、日常生活で生かすこと。

イ 整数の加法及び減法に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ 3位数や4位数の加法及び減法の計算の仕方について理解し、計算ができること。また、それらの筆算についての仕方を知ること。

㊧ 加法及び減法に関して成り立つ性質を理解すること。

㊨ 計算機を使って、具体的な生活場面における加法及び減法の計算ができること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

㊦ 数量の関係に着目し、数の適用範囲を広げ、計算に関して成り立つ性質や計算の仕方を見いだすとともに、日常生活で生かすこと。

ウ 整数の乗法に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ 1位数と1位数との乗法の計算ができ、それを適切に用いること。

㊧ 交換法則や分配法則といった乗法に関して成り立つ性質を理解すること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

㊦ 数量の関係に着目し、計算に関して成り立つ性質や計算の仕方を見いだすとともに、日常生活で生かすこと。

エ 整数の除法に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けること

ができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

- ㊦ 除法が用いられる場合や意味について理解すること。
- ㊧ 除法が用いられる場面を式に表したり、式を読み取ったりすること。
- ㊨ 除法と乗法との関係について理解すること。
- ㊩ 除数と商が共に1位数である除法の計算ができること。
- ㊪ 余りについて知り、余りの求め方が分かること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

- ㊦ 数量の関係に着目し、計算に関して成り立つ性質や計算の仕方を見いだすとともに、日常生活に生かすこと。

オ 小数の表し方に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

- ㊦ 端数部分の大きさを表すのに小数を用いることを知ること。
- ㊧ $\frac{1}{10}$ の位までの小数の仕組みや表し方について理解すること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

- ㊦ 数のまとまりに着目し、数の表し方の適用範囲を広げ、日常生活に生かすこと。

カ 分数の表し方に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

- ㊦ $\frac{1}{2}$, $\frac{1}{4}$ など簡単な分数について知ること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

- ㊦ 数のまとまりに着目し、数の表し方の適用範囲を広げ、日常生活に生かすこと。

キ 数量の関係を表す式に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

- ㊦ 数量の関係を式に表したり、式と図を関連付けたりすること。
- ㊧ □などを用いて数量の関係を式に表すことができることを知ること。
- ㊨ □などに数を当てはめて調べること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

- ㊦ 数量の関係に着目し、事柄や関係を式や図を用いて簡潔に表した

り、式と図を関連付けて式を読んだりすること。

B 図形

ア 図形に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ 二等辺三角形、正三角形などについて知り、作図などを通してそれらの関係に着目すること。

㊧ 二等辺三角形や正三角形を定規とコンパスなどを用いて作図すること。

㊨ 基本的な図形と関連して角について知ること。

㊩ 直線の平行や垂直の関係について理解すること。

㊪ 円について、中心、半径及び直径を知ること。また、円に関連して、球についても直径などを知ること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

㊦ 図形を構成する要素及びそれらの位置関係に着目し、構成の仕方を考察して、図形の性質を見いだすとともに、その性質を基に既習の図形を捉え直すこと。

イ 面積に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ 面積の単位〔平方センチメートル (cm^2)、平方メートル (m^2)、平方キロメートル (km^2)〕について知り、測定の意味について理解すること。

㊧ 正方形及び長方形の面積の求め方について知ること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

㊦ 面積の単位に着目し、図形の面積について、求め方を考えたり、計算して表したりすること。

ウ 角の大きさに関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ 角の大きさを回転の大きさとして捉えること。

㊧ 角の大きさの単位（度（ $^{\circ}$ ））について知り、測定の意味について理解すること。

㊨ 角の大きさを測定すること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

- ⑦ 角の大きさの単位に着目し、図形の角の大きさを的確に表現して比較したり、図形の考察に生かしたりすること。

C 変化と関係

ア 伴って変わる二つの数量に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

- ⑦ 変化の様子を表や式を用いて表したり、変化の特徴を読み取ったりすること。

- (イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

- ⑦ 伴って変わる二つの数量の関係に着目し、表や式を用いて変化の特徴を考察すること。

イ 二つの数量の関係に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

- ⑦ 簡単な場合について、ある二つの数量の関係と別の二つの数量の関係とを比べる場合に割合を用いる場合があることを知ること。

- (イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

- ⑦ 日常生活における数量の関係に着目し、図や式を用いて、二つの数量の関係を考察すること。

D データの活用

ア データを表やグラフで表したり、読み取ったりすることに関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

- ⑦ データを日時や場所などの観点から分類及び整理し、表や棒グラフで表したり、読んだりすること。

- ⑧ データを二つの観点から分類及び整理し、折れ線グラフで表したり、読み取ったりすること。

- ⑨ 表や棒グラフ、折れ線グラフの意味やその使い方を理解すること。

- (イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

- ⑦ 身の回りの事象に関するデータを整理する観点に着目し、表や棒グラフを用いながら、読み取ったり、考察したり、結論を表現したりすること。

- ⑧ 目的に応じてデータを集めて分類及び整理し、データの特徴や傾向を見付けて、適切なグラフを用いて表現したり、考察したりすること。

〔数学的活動〕

ア 内容の「A数と計算」,「B図形」,「C変化と関係」及び「Dデータの活用」に示す学習については、次のような数学的活動に取り組むものとする。

- (ア) 身の回りの事象を観察したり、具体物を操作したりして、数学の学習に関わる活動
- (イ) 日常の事象から見いだした数学の問題を、具体物や図、表及び式などを用いて解決し、結果を確かめたり、日常生活に生かしたりする活動
- (ウ) 問題解決した過程や結果を、具体物や図、表、式などを用いて表現し伝え合う活動

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育むべき資質・能力の育成に向けて、数学的活動を通して、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、数学的な見方・考え方を働かせながら、日常の事象を数学的に捉え、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決し、学習の過程を振り返り、概念を形成するなどの学習の充実を図ること。

イ 数量や図形についての基礎的な能力の維持や向上を図るため、適宜練習の機会を設けて計画的に指導すること。また、段階間の指導内容を円滑に接続させるため、適切な反復による学習指導を進めるようにすること。

ウ 2の内容の「A数と計算」,「B図形」,「C測定」,「C変化と関係」及び「Dデータの活用」の指導の間の関連を図ること。

(2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 思考力、判断力、表現力等を育成するため、各段階の内容の指導に当たっては、具体物、言葉、数、式、図、表、グラフなどを用いて考えたり、説明したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったりするなどの学習活動を積極的に取り入れるようにすること。

イ 「A数と計算」の指導に当たっては、具体物などの教具を適宜用いて、数と計算についての意味の理解を深めるよう留意すること。

ウ 1段階の内容に示す事項については、次の(ア)から(ウ)までに留意するものとする。

(ア) 内容の「A数と計算」のイについては、必要な場合には、()や□などを用いることができるものとする。

(イ) 内容の「C測定」のア及び「Dデータの活用」のアについては、必要

な場合には、温度計や体温計の目盛りの読み方やデータのまとめ方を取り扱うものとする。

- (ウ) 内容の「C測定」のアの(ア)の⑤については、任意の単位を用いた比較や基準容器で正確に計量する技能を指導することに配慮するものとする。

エ 2段階の内容に示す事項については、次の(ア)から(ウ)までに留意するものとする。

- (ア) 内容の「A数と計算」のイ及びウについては、簡単な計算は暗算でできるように配慮するものとする。また、計算の結果の見積もりについても触れるものとする。
- (イ) 内容の「B図形」のアの(ア)の基本的な図形については、定規、コンパスなどを用いて、図形をかいたり確かめたりする活動を通して、図形に関心をもたせるよう配慮するものとする。コンパスを取り扱う際には、生徒の障害の状態等に配慮するものとする。
- (ウ) 内容の「Dデータの活用」のアについては、いろいろな表やグラフに触れるとともに、式やグラフが、事象の変化や全体の傾向をつかむのに便利であることに気付くよう配慮するものとする。

- (3) 数学的活動の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 数学的活動は、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けたり、思考力、判断力、表現力等を高めたり、数学を学ぶことの楽しさを実感したりするために、重要な役割を果たすものであることから、2の内容の「A数と計算」、「B図形」、「C測定」、「C変化と関係」及び「Dデータの活用」に示す事項については、数学的活動を通して指導するようにすること。
- イ 数学的活動を楽しめるようにするとともに、数学を生活に活用することなどについて実感する機会を設けること。

(理 科)

1 目 標

自然に親しみ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって、観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 自然の事物・現象についての基本的な理解を図り、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 観察、実験などを行い、疑問をもつ力と予想や仮説を立てる力を養う。
- (3) 自然を愛する心情を養うとともに、学んだことを主体的に日常生活や社会

生活などに生かそうとする態度を養う。

2 各段階の目標及び内容

○1 段階

(1) 目 標

A 生命

ア 身の回りの生物の様子について気付き、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。

イ 身の回りの生物の様子から、主に差異点や共通点に気付き、疑問をもつ力を養う。

ウ 身の回りの生物の様子について進んで調べ、生物を愛護する態度や学んだことを日常生活などに生かそうとする態度を養う。

B 地球・自然

ア 太陽と地面の様子について気付き、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。

イ 太陽と地面の様子から、主に差異点や共通点に気付き、疑問をもつ力を養う。

ウ 太陽と地面の様子について進んで調べ、学んだことを日常生活などに生かそうとする態度を養う。

C 物質・エネルギー

ア 物の性質、風やゴムの力の働き、光や音の性質、磁石の性質及び電気の回路について気付き、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。

イ 物の性質、風やゴムの力の働き、光や音の性質、磁石の性質及び電気の回路から、主に差異点や共通点に気付き、疑問をもつ力を養う。

ウ 物の性質、風やゴムの力の働き、光や音の性質、磁石の性質及び電気の回路について進んで調べ、学んだことを日常生活などに生かそうとする態度を養う。

(2) 内 容

A 生命

ア 身の回りの生物

身の回りの生物について、探したり育てたりする中で、生物の姿に着目して、それらを比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技

能を身に付けること。

㊦ 生物は、色、形、大きさなど、姿に違いがあること。

㊧ 昆虫や植物の育ち方には一定の順序があること。

(イ) 身の回りの生物について調べる中で、差異点や共通点に気づき、生物の姿についての疑問をもち、表現すること。

B 地球・自然

ア 太陽と地面の様子

太陽と地面の様子との関係について、日なたと日陰の様子に着目して、それらを比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㊦ 日陰は太陽の光を遮るとできること。

㊧ 地面は太陽によって暖められ、日なたと日陰では地面の暖かさに違いがあること。

(イ) 日なたと日陰の様子について調べる中で、差異点や共通点に気づき、太陽と地面の様子との関係についての疑問をもち、表現すること。

C 物質・エネルギー

ア 物と重さ

物の性質について、形や体積に着目して、重さを比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㊦ 物は、形が変わっても重さは変わらないこと。

㊧ 物は、体積が同じでも重さは違うことがあること。

(イ) 物の形や体積と重さとの関係について調べる中で、差異点や共通点に気づき、物の性質についての疑問をもち、表現すること。

イ 風やゴムの力の働き

風やゴムの力の働きについて、力と物の動く様子に着目して、それらを比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㊦ 風の力は、物を動かすことができること。また、風の力の大きさを変えると、物が動く様子も変わることを。

① ゴムの力は、物を動かすことができること。また、ゴムの力の大きさを変えると、物が動く様子も変わること。

(イ) 風やゴムの力で物が動く様子について調べる中で、差異点や共通点に気づき、風やゴムの力の働きについての疑問をもち、表現すること。

ウ 光や音の性質

光や音の性質について、光を当てたときの明るさや暖かさ、音を出したときの震え方に着目して、光の強さや音の大きさを変えたときの違いを比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㊦ 日光は直進すること。

① 物に日光を当てると、物の明るさや暖かさが変わること。

㊧ 物から音が出たり伝わったりするとき、物は震えていること。

(イ) 光を当てたときの明るさや暖かさの様子、音を出したときの震え方の様子について調べる中で、差異点や共通点に気づき、光や音の性質についての疑問をもち、表現すること。

エ 磁石の性質

磁石の性質について、磁石を身の回りの物に近付けたときの様子に着目して、それらを比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㊦ 磁石に引き付けられる物と引き付けられない物があること。

① 磁石の異極は引き合い、同極は退け合うこと。

(イ) 磁石を身の回りの物に近付けたときの様子について調べる中で、差異点や共通点に気づき、磁石の性質についての疑問をもち、表現すること。

オ 電気の通り道

電気の回路について、乾電池と豆電球などのつなぎ方と、乾電池につないだ物の様子に着目して、電気を通すときと通さないときのつなぎ方を比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

⑦ 電気を通すつなぎ方と通さないつなぎ方があること。

⑧ 電気を通す物と通さない物があること。

(イ) 乾電池と豆電球などをつないだときの様子について調べる中で、差異点や共通点に気づき、電気の回路についての疑問をもち、表現すること。

(3) 内容の取扱い

ア (2)の「A生命」のアの「身の回りの生物」については、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) (ア)の①については、飼育、栽培を通して行うこと。

(イ) (ア)の①の「植物の育ち方」については、夏生一年生の双子葉植物を扱うこと。

イ (2)の「B地球・自然」のアの「太陽と地面の様子」については、太陽の位置は、東から南、西へと変化することを取り扱うものとする。

ウ (2)の「C物質・エネルギー」の指導に当たっては、ものづくりを通して行うよう配慮すること。

○2段階

(1) 目 標

A 生命

ア 人の体のつくりと運動、動物の活動や植物の成長と環境との関わりについての理解を図り、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。

イ 人の体のつくりと運動、動物の活動や植物の成長と環境との関わりについて、疑問をもったことについて既習の内容や生活経験を基に予想する力を養う。

ウ 人の体のつくりと運動、動物の活動や植物の成長と環境の関わりについて見いだした疑問を進んで調べ、生物を愛護する態度や学んだことを日常生活や社会生活などに生かそうとする態度を養う。

B 地球・自然

ア 雨水の行方と地面の様子、気象現象、月や星についての理解を図り、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。

イ 雨水の行方と地面の様子、気象現象、月や星について、疑問をもったことについて既習の内容や生活経験を基に予想する力を養う。

ウ 雨水の行方と地面の様子、気象現象、月や星について見いだした疑問を進んで調べ、学んだことを日常生活や社会生活などに生かそうとする態度を養う。

C 物質・エネルギー

- ア 水や空気の性質についての理解を図り、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。
- イ 水や空気の性質について、疑問をもったことについて既習の内容や生活経験を基に予想する力を養う。
- ウ 水や空気の性質について見いだした疑問を進んで調べ、学んだことを日常生活や社会生活などに生かそうとする態度を養う。

(2) 内 容

A 生命

ア 人の体のつくりと運動

人や他の動物について、骨や筋肉のつくりと働きに着目して、それらに関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。
- ⑦ 人の体には骨と筋肉があること。
- ⑧ 人が体を動かすことができるのは、骨、筋肉の働きによること。
- (イ) 人や他の動物の骨や筋肉のつくりと働きについて調べる中で、見いだした疑問について、既習の内容や生活経験を基に予想し、表現すること。

イ 季節と生物

身近な動物や植物について、探したり育てたりする中で、動物の活動や植物の成長と季節の変化に着目して、それらに関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。
- ⑦ 動物の活動は、暖かい季節、寒い季節などによって違いがあること。
- ⑧ 植物の成長は、暖かい季節、寒い季節などによって違いがあること。
- (イ) 身近な動物の活動や植物の成長の変化について調べる中で、見いだした疑問について、既習の内容や生活経験を基に予想し、表現すること。

B 地球・自然

ア 雨水の行方と地面の様子

雨水の行方と地面の様子について、流れ方やしみ込み方に着目して、それらと地面の傾きや土の粒の大きさを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㊦ 水は、高い場所から低い場所へと流れて集まること。

㊧ 水のしみ込み方は、土の粒の大きさによって違いがあること。

(イ) 雨水の流れ方やしみ込み方と地面の傾きや土の粒の大きさととの関係について調べる中で、見いだした疑問について、既習の内容や生活経験を基に予想し、表現すること。

イ 天気の様子

天気や自然界の水の様子について、気温や水の行方に着目して、それらと天気の様子や水の状態変化とを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㊦ 天気によって1日の気温の変化の仕方に違いがあること。

㊧ 水は、水面や地面などから蒸発し、水蒸気になって空気中に含まれていくこと。

(イ) 天気の様子や水の状態変化と気温や水の行方との関係について調べる中で、見いだした疑問について、既習の内容や生活経験を基に予想し、表現すること。

ウ 月と星

月や星の特徴について、位置の変化や時間の経過に着目して、それらと関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㊦ 月は日によって形が変わって見え、1日のうちでも時刻によって位置が変わること。

㊧ 空には、明るさや色の違う星があること。

(イ) 月の位置の変化と時間の経過との関係について調べる中で、見いだした疑問について、既習の内容や生活経験を基に予想し、表現すること。

C 物質・エネルギー

ア 水や空気と温度

水や空気の性質について、体積や状態の変化に着目して、それらと温度の変化とを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㊦ 水や空気は、温めたり冷やしたりすると、その体積が変わること。

㊧ 水は、温度によって水蒸気や氷に変わること。

(イ) 水や空気の体積や状態の変化について調べる中で、見いだした疑問について、既習の内容や生活経験を基に予想し、表現すること。

(3) 内容の取扱い

ア (2)の「A生命」のアの「人の体のつくりと運動」の(ア)の㊧については、関節の働きを扱うものとする。

イ (2)の「A生命」のイの「季節と生物」については、1年を通しての動物の活動や植物の成長を観察や映像資料などで指導するものとする。

ウ (2)の「B地球・自然」のイの「天気の様子」の(ア)の㊦については、2つのデータを同時に扱うようなグラフや表は扱わないこと。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、理科の学習過程の特質を踏まえ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うなどの、問題を科学的に解決しようとする学習活動の充実を図ること。

イ 各段階で育成を目指す思考力、判断力、表現力等については、当該段階において育成することを目指す力のうち、主なものを示したものであり、実際の指導に当たっては、他の段階で掲げている力の育成についても十分に配慮すること。

(2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 実験を行うに当たっては、身の回りのことや生活に関わる簡単なものを取り扱うこと。

イ 生物、天気などに関する指導に当たっては、自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れるとともに、生命を尊重し、身の回りの自然環境の保全に寄与する態度を養うようにすること。

ウ 天気などに関する指導に当たっては、災害に関する基礎的な理解が図られるようにすること。

エ 理科で学習することが様々な職業などに関係していることにも触れること。

オ 博物館や科学学習センターなどと連携，協力を図ること。

- (3) 観察，実験などの指導に当たっては，事故防止に十分留意すること。また，環境整備に十分配慮すること。

〔音 楽〕

1 目 標

表現及び鑑賞の活動を通して，音楽的な見方・考え方を働かせ，生活や社会の中の音や音楽，音楽文化と豊かに興味や関心をもって関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲名や曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに，表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を考えることや，曲や演奏のよさなどを見いだしながら，音や音楽を味わって聴くことができるようにする。
- (3) 進んで音や音楽に関わり，協働して音楽活動をする楽しさを感じるとともに，様々な音楽に親しんでいく態度を養い，豊かな情操を培う。

2 各段階の目標及び内容

○1段階

(1) 目 標

ア 曲名や曲の雰囲気と音楽の構造などとの関わりについて気付くとともに，音楽表現をするために必要な歌唱，器楽，音楽づくり，身体表現の技能を身に付けるようにする。

イ 音楽表現を考えて表したい思いや意図をもつことや，音や音楽を味わいながら聴くことができるようにする。

ウ 進んで音や音楽に関わり，協働して音楽活動をする楽しさを感じながら，様々な音楽に触れるとともに，音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養う。

(2) 内 容

A 表 現

ア 歌唱の活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲の雰囲気合いに合うような表現を工夫し、歌唱表現に対する思いや意図をもつこと。
- (イ) 次の㊦及び㊧について気付くこと。
- ㊦ 曲名や曲の雰囲気と音楽の構造との関わり
 - ㊧ 曲想と歌詞の表す情景やイメージとの関わり
- (ウ) 思いや意図にふさわしい歌い方で歌うために必要な次の㊦から㊨までの技能を身に付けること。
- ㊦ 範唱を聴いて歌ったり、歌詞を見て歌ったりする技能
 - ㊧ 発声の仕方に気を付けて歌う技能
 - ㊨ 友達の歌声や伴奏を聴いて声を合わせて歌う技能
- イ 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- (ア) 器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲の雰囲気合いに合うような表現を工夫し、器楽表現に対する思いや意図をもつこと。
- (イ) 次の㊦及び㊧について気付くこと。
- ㊦ 曲の雰囲気と音楽の構造との関わり
 - ㊧ 楽器の音色と全体の響きとの関わり
- (ウ) 思いや意図にふさわしい表現をするために必要な次の㊦から㊨までの技能を身に付けること。
- ㊦ 簡単な楽譜を見てリズムや速度を意識して演奏する技能
 - ㊧ 音色や響きに気を付けて、打楽器や旋律楽器を使って演奏する技能
 - ㊨ 友達の楽器の音や伴奏を聴いて、音を合わせて演奏する技能
- ウ 音楽づくりの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- (ア) 音楽づくりについての知識や技能を得たり生かしたりしながら、次の㊦及び㊧をできるようにすること。
- ㊦ 音遊びを通して、どのように音楽をつくるのかについて発想を得ること。
 - ㊧ 音を音楽へと構成することについて思いや意図をもつこと。
- (イ) 次の㊦及び㊧について、それらが生み出す面白さなどに関わらせて気付くこと。
- ㊦ いろいろな音の響きの特徴

- ① リズム・パターンや短い旋律のつなげ方の特徴
- (ウ) 発想を生かした表現, 思いや意図に合った表現をするために必要な次の⑦及び①の技能を身に付けること。
- ⑦ 設定した条件に基づいて, 音を選択したり組み合わせたりして表現する技能
- ① 音楽の仕組みを生かして, 簡単な音楽をつくる技能
- エ 身体表現の活動を通して, 次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- (ア) 身体表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら, リズムの特徴や曲の雰囲気を感じ取り, 体を動かすことについての思いや意図をもつこと。
- (イ) 次の⑦及び①の関わりについて気付くこと。
- ⑦ 曲の雰囲気と音楽の構造との関わり
- ① 曲名や歌詞と体の動きとの関わり
- (ウ) 思いや意図にふさわしい動きで表現するために必要な次の⑦から⑨までの技能を身に付けること。
- ⑦ 示範を見て体を動かしたり, 曲の速度やリズム, 曲の雰囲気に合わせて身体表現したりする技能
- ① 音や音楽を聴いて, 様々な動きを組み合わせる身体表現をする技能
- ⑨ 友達と動きを合わせて表現する技能

B 鑑 賞

- ア 鑑賞の活動を通して, 次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- (ア) 鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら, 曲や演奏のよさなどを見いだして聴くこと。
- (イ) 曲想とリズムや速度, 旋律の特徴との関わりについて分かること。

○2段階

(1) 目 標

- ア 曲名や曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに, 表したい音楽表現をするために必要な歌唱, 器楽, 音楽づくり, 身体表現の技能を身に付けるようにする。
- イ 音楽表現を考えて表したい思いや意図をもつことや, 曲や演奏のよさを見いだしながら, 音や音楽を味わって聴くことができるようにする。
- ウ 主体的に楽しく音や音楽に関わり, 協働して音楽活動をする楽しさを味

わいながら、様々な音楽に親しむとともに、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養う。

(2) 内 容

A 表 現

ア 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲の特徴にふさわしい表現を工夫し、歌唱表現に対する思いや意図をもつこと。

(イ) 次の㊦及び㊧について理解すること。

㊦ 曲名や曲想と音楽の構造との関わり

㊧ 曲想と歌詞の表す情景やイメージとの関わり

(ウ) 思いや意図にふさわしい歌い方で歌うために必要な次の㊦から㊨までの技能を身に付けること。

㊦ 歌詞やリズム、音の高さ等を意識して歌う技能

㊧ 呼吸及び発音の仕方に気を付けて歌う技能

㊨ 独唱と、斉唱及び簡単な輪唱などをする技能

イ 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲想にふさわしい表現を工夫し、器楽表現に対する思いや意図をもつこと。

(イ) 次の㊦及び㊧について理解すること。

㊦ 曲想と音楽の構造との関わり

㊧ 多様な楽器の音色と全体の響きとの関わり

(ウ) 思いや意図にふさわしい表現をするために必要な次の㊦から㊨までの技能を身に付けること。

㊦ 簡単な楽譜を見てリズムや速度、音色などを意識して、演奏する技能

㊧ 打楽器や旋律楽器の基本的な扱いを意識して、音色や響きに気を付けて演奏する技能

㊨ 友達の楽器の音や伴奏を聴いて、リズムや速度を合わせて演奏する技能

ウ 音楽づくりの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 音楽づくりについての知識や技能を得たり生かしたりしながら、次

の㉗及び㉘をできるようにすること。

㉗ 即興的に表現することを通して、音楽づくりの発想を得ること。

㉘ 音を音楽へと構成することについて思いや意図をもつこと。

(イ) 次の㉗及び㉘について、それらが生み出す面白さなどに関わらせて理解すること。

㉗ いろいろな音の響きやその組み合わせの特徴

㉘ リズム・パターンや短い旋律のつなぎ方や重ね方の特徴

(ウ) 発想を生かした表現、思いや意図に合った表現をするために必要な次の㉗及び㉘の技能を身に付けること。

㉗ 設定した条件に基づいて、即興的に音を選択したり組み合わせたりして表現する技能

㉘ 音楽の仕組みを生かして、音楽をつくる技能

エ 身体表現の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身体表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、リズムの特徴や曲想を感じ取り、体を動かすことについて思いや意図をもつこと。

(イ) 次の㉗及び㉘の関わりについて理解すること。

㉗ 曲想と音楽の構造との関わり

㉘ 曲名や歌詞と体の動きとの関わり

(ウ) 思いや意図にふさわしい動きで表現するために必要な次の㉗から㉘までの技能を身に付けること。

㉗ 示範を見て表現したり、曲の速度やリズム、曲想に合わせて表現したりする技能

㉘ 音や音楽を聴いて、様々な動きを組み合わせでまとまりのある表現をする技能

㉙ 友達と動きを相談して、合わせて表現する技能

B 鑑賞

ア 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏のよさなどを見だし、曲全体を味わって聴くこと。

(イ) 曲想と音楽の構造等との関わりについて理解すること。

〔共通事項〕

- (1) 1段階と2段階の「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考えること。

イ 音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる音符、休符、記号や用語について、音楽における働きと関わらせて理解すること。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育むべき資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切にした学習の充実を図ること。

イ 2の目標及び内容の「A表現」のアからエまでの指導については、(ア)、(イ)及び(ウ)の各事項を、「B鑑賞」のアの指導については、(ア)及び(イ)の各事項を、適切に関連させて指導すること。

ウ 2の目標及び内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の各事項の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。

エ 2の目標及び内容の「A表現」のアからエまで及び「B鑑賞」のアの指導については、適宜、〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図るようにすること。

オ 国歌「君が代」は、時期に応じて適切に指導すること。

カ 各段階においては、生徒の発達の段階と生活年齢を考慮すること。

- (2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 各段階の指導に当たっては、音や音楽との一体感を味わえるようにするため、指導のねらいに即して体を動かす活動を取り入れるようにすること。

イ 各段階の指導に当たっては、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図る指導を工夫すること。その際、生徒の言語理解や発声・発語の状況等を考慮し、必要に応じてコンピュータや教育機器も効果的に活用すること。

ウ 生徒が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながり

を意識できるような機会をつくるなど、生徒や学校、地域の実態に応じて、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。

エ 合奏や合唱などの活動を通して、和音のもつ表情を感じることができるようにすること。また、長調及び短調の曲においては、I、IV、V及びV₇などの和音を中心に指導すること。

オ 我が国や郷土の音楽の指導に当たっては、そのよさなどを感じ取って表現したり鑑賞したりできるよう、楽譜や音源等の示し方、伴奏の仕方、曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方など指導方法について工夫すること。

カ 各段階の「A表現」のアの歌唱の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

(ア) 生徒の実態や学習状況及び必要に応じて適宜、移動ド唱法を取り上げるようにすること。

(イ) 成長に伴う声の変化に気付くことができるよう、変声期の生徒に対して適切に配慮すること。

キ 各段階の「A表現」のイの楽器については、次のとおり取り扱うこと。

(ア) 各段階で取り上げる打楽器は、簡単に操作できる楽器、木琴、鉄琴、和楽器、諸外国に伝わる様々な楽器を含めて、生徒の実態や発達の段階を考慮して選択すること。

(イ) 1段階で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、鍵盤楽器などの中から生徒の実態や発達の段階を考慮して選択すること。

(ウ) 2段階で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、鍵盤楽器や和楽器、電子楽器などの中から生徒の実態や発達の段階を考慮して選択すること。

(エ) 合奏で扱う楽器については、リズム、旋律、和音などの各声部の演奏ができるよう、楽器の特性を生かして選択すること。

ク 各段階の「A表現」のウの音楽づくりの指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

(ア) 音遊びや即興的な表現では、リズムや旋律を模倣したり、身近なものから多様な音を探したりして、音楽づくりのための発想を得ることができるよう指導すること。

(イ) どのような音楽を、どのようにしてつくるかなどについて、生徒の実態に応じて具体的な例を示しながら指導すること。

(ウ) つくった音楽については、指導のねらいに即し、必要に応じて記録できるようにすること。記録の仕方については、図や絵によるものなど、

柔軟に指導すること。

- (エ) 拍のないリズム，我が国の音楽に使われている音階や調性にとらわれない音階などを生徒の実態に応じて取り上げるようにすること。
- ケ 各段階の「B鑑賞」の指導に当たっては，気付いたり感じたりしたことを体の動きで表現したり，絵にかいたり，言葉で表現したりできるよう指導を工夫すること。
- コ 2の目標及び内容の〔共通事項〕の(1)のアに示す「音楽を形づくっている要素」については，生徒の発達の段階や指導のねらいに応じて，次の(ア)及び(イ)を適切に選択したり関連付けたりして必要に応じて適切に指導すること。
- (ア) 音楽を特徴付けている要素
- ⑦ 音色，リズム，速度，旋律，強弱，音の重なり，和音の響き，音階，調，拍，フレーズなど
- (イ) 音楽の仕組み
- ⑦ 反復，呼びかけとこたえ，変化，音楽の縦と横との関係など
- サ 〔共通事項〕の(1)のイに示す「音符，休符，記号や用語」については，生徒の実態や学習状況を考慮して取り扱うこと。
- シ 歌唱教材は，次に示すものを取り扱うこと。
- (ア) 生徒の生活年齢及び発達の段階に応じた，日常の生活に関連した曲。
- (イ) 主となる歌唱教材については，各段階とも(ウ)の共通教材を含めて，独唱，斉唱で歌う曲。
- (ウ) 共通教材
- ⑦ 1段階の共通教材は，次に示すものとする。
- | | | | |
|----------|---------|---------------------|---------------------|
| 「うさぎ」 | (日本古謡) | | |
| 「茶つみ」 | (文部省唱歌) | | |
| 「春の小川」 | (文部省唱歌) | たかの たつゆき
高野辰之作詞 | おか の ていいち
岡野貞一作曲 |
| 「ふじ山」 | (文部省唱歌) | いわ や さざなみ
巖谷小波作詞 | |
| 「さくらさくら」 | (日本古謡) | | |
| 「とんび」 | | くずはら
葛原しげる作詞 | やな だ だ し
梁田貞作曲 |
| 「まきばの朝」 | (文部省唱歌) | ふなばし えいきち
船橋栄吉作曲 | |
| 「もみじ」 | (文部省唱歌) | たかの たつゆき
高野辰之作詞 | おか の ていいち
岡野貞一作曲 |
- ⑧ 2段階の共通教材は，次に示すものとする。
- 「こいのぼり」 (文部省唱歌)
- 「子もり歌」 (日本古謡)

「スキーの歌」	(文部省唱歌)	はやしりゅう は 林柳波作詞	はしもとくにひこ 橋本国彦作曲
「冬げしき」	(文部省唱歌)		
「越天楽今様 えてんらくいまよう (歌詞は第2節まで)」	(日本古謡)		じ ちん 慈鎮和尚作歌
「おぼろ月夜」	(文部省唱歌)	たか の たつゆき 高野辰之作詞	おか の ていいち 岡野貞一作曲
「ふるさと」	(文部省唱歌)	たか の たつゆき 高野辰之作詞	おか の ていいち 岡野貞一作曲
「われは海の子 (歌詞は第3節まで)」	(文部省唱歌)		

ス 器楽教材は、次に示すものを取り扱うこと。

- (ア) 生徒の生活年齢及び発達の段階に応じた、指導のねらいとの関係において適切であり、身近で親しみのもてるもの。
- (イ) 主となる器楽教材については、既習の歌唱教材を含め、主旋律に簡単なリズム伴奏や低音部を加えた曲。

セ 音楽づくり教材は、次に示すものを取り扱うこと。

- (ア) 生徒の生活年齢及び発達の段階に応じた指導のねらいとの関係において適切であり、身近で親しみのもてるもの。

ソ 音や音楽の特徴を身体表現するために適した教材は、次に示すものを取り扱うこと。

- (ア) 主となる教材については、既習の歌唱教材や器楽教材を含め、音や音楽を聴いて体を動かすことができるものを中心に、生徒の生活年齢及び発達の段階に応じた指導のねらいとの関係において適切であり、親しみのもてるもの。

タ 鑑賞教材は、次に示すものを取り扱うこと。

- (ア) 主となる鑑賞教材については、既習の歌唱教材や器楽教材を含め、生徒の生活年齢及び発達の段階に応じた、曲想を感じ取り、情景を思い浮かべやすい、いろいろな種類の曲。
- (イ) 音楽を形づくっている要素の働きを感じ取りやすく、曲の雰囲気や音楽の構造に気付きやすい曲。
- (ウ) 楽器の音色や人の声の表現の違いなどによる演奏の特徴が聴き取りやすい、いろいろな演奏形態による曲。

〔美 術〕

1 目 標

表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 造形的な視点について理解し、表したいことに合わせて材料や用具を使い、

表し方を工夫する技能を身に付けるようにする。

- (2) 造形的なよさや面白さ、美しさ、表したいことや表し方などについて考え、経験したことや材料などを基に、発想し構想するとともに、造形や作品などを鑑賞し、自分の見方や感じ方を深めることができるようにする。
- (3) 創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を営む態度を養い、豊かな情操を培う。

2 各段階の目標及び内容

○1段階

(1) 目 標

- ア 造形的な視点について気付き、材料や用具の扱い方に親しむとともに、表し方を工夫する技能を身に付けるようにする。
- イ 造形的なよさや面白さ、表したいことや表し方などについて考え、経験したことや思ったこと、材料などを基に、発想し構想するとともに、身近にある造形や作品などから、自分の見方や感じ方を広げることができるようにする。
- ウ 楽しく美術の活動に取り組み、創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を培い、心豊かな生活を営む態度を養う。

(2) 内 容

A 表 現

- ア 日常生活の中で経験したことや思ったこと、材料などを基に、表したいことや表し方を考えて、描いたり、つくったり、それらを飾ったりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (ア) 経験したことや思ったこと、材料などを基に、表したいことや表し方を考えて、発想や構想をすること。
 - (イ) 材料や用具の扱いに親しみ、表したいことに合わせて、表し方を工夫し、材料や用具を選んで使い表すこと。

B 鑑 賞

- ア 自分たちの作品や身近な造形品の鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (ア) 自分たちの作品や身近な造形品の制作の過程などの鑑賞を通して、よさや面白さに気付き、自分の見方や感じ方を広げること。
 - (イ) 表し方や材料による印象の違いなどに気付き、自分の見方や感じ方を広げること。

〔共通事項〕

ア 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 形や色彩，材料や光などの特徴について知ること。
- (イ) 造形的な特徴などからイメージをもつこと。

○2段階

(1) 目 標

ア 造形的な視点について理解し，材料や用具の扱い方などを身に付けるとともに，多様な表し方を工夫する技能を身に付けるようにする。

イ 造形的なよさや面白さ，美しさ，表したいことや表し方などについて考え，経験したことや想像したこと，材料などを基に，発想し構想するとともに，自分たちの作品や美術作品などに親しみ自分の見方や感じ方を深めることができるようにする。

ウ 主体的に美術の活動に取り組み，創造活動の喜びを味わい，美術を愛好する心情を高め，心豊かな生活を営む態度を養う。

(2) 内 容

A 表 現

ア 経験したことや想像したこと，材料などを基に，表したいことや表し方を考えて，描いたり，つくったり，それらを飾ったりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 経験したことや想像したこと，材料などを基に，表したいことや表し方を考えて，発想や構想をすること。
- (イ) 材料や用具の扱い方を身に付け，表したいことに合わせて，材料や用具の特徴を生かしたり，それらを組み合わせたりして計画的に表すこと。

B 鑑 賞

ア 自分たちの作品や美術作品などの鑑賞の活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 自分たちの作品や美術作品などを鑑賞して，よさや面白さ，美しさを感じ取り，自分の見方や感じ方を深めること。
- (イ) 表し方や材料による特徴の違いなどを捉え，自分の見方や感じ方を深めること。

〔共通事項〕

ア 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 形や色彩，材料や光などの特徴について理解すること。

(イ) 造形的な特徴などからイメージを捉えること。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、表現したり鑑賞したりする資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。

イ 2の各段階の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、相互の関連を図るようにすること。

ウ 2の各段階の内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の各事項の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。

エ 2の各段階の内容の「A表現」の指導に当たっては、適宜共同してつくりだす活動を取り上げるようにすること。

オ 2の各段階の内容の「B鑑賞」の指導に当たっては、感じたことや思ったことを伝え合うなど、周りの人と共有できる機会を設けるようにすること。

カ 2の各段階の「B鑑賞」の指導に当たっては、生徒や学校の実態に応じて、地域の美術館を利用するなど、連携を図るようにすること。また、学校図書館等における鑑賞用図書、映像資料等の活用を図ること。

(2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 「A表現」の指導に当たっては、材料や用具の安全な使い方について指導するとともに、活動場所を事前に点検するなどして、事故防止について徹底すること。

イ 生徒が個性を生かして活動することができるようにするため、学習活動や表現方法などに幅をもたせるようにすること。

ウ 「A表現」の指導に当たっては、活動の全過程を通して生徒が実現したい思いを大切にしながら活動できるようにし、自分のよさや可能性を見いだし、楽しく豊かな生活を創造する態度を養うようにすること。

エ 各活動において、互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにすること。

オ 「A表現」及び「B鑑賞」の学習を通して学んだことが、生活や社会の中で生かせるようにすることや、作品や用具等を大切に扱うことを理解して使えるよう指導すること。

カ 美術の表現の可能性を広げるために、写真・ビデオ・コンピュータ等の映像メディアの積極的な活用を図るようにすること。

キ 材料については、地域の身近にある材料なども取り上げ、指導すること。

ク 作品を校内の適切な場所に展示するなどし、日常の学校生活においてそれらを鑑賞することができるよう配慮すること。また、学校や地域の実態に応じて、校外に生徒の作品を展示する機会を設けるなどすること。

〔保健体育〕

1 目 標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び自分の生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 各種の運動や健康・安全についての自分の課題を見付け、その解決に向けて自ら思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 生涯にわたって運動に親しむことや健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

2 各段階の目標及び内容

○1 段階

(1) 目 標

ア 各種の運動の楽しさや喜びに触れ、その特性に応じた行い方及び体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方が分かり、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。

イ 各種の運動や健康な生活における自分の課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝える力を養う。

ウ 各種の運動に進んで取り組み、きまりや簡単なスポーツのルールなどを守り、友達と協力したり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで楽しく運動をする態度を養う。また、健康・安全の大切さに気付き、自己の健康の保持増進に進んで取り組む態度を養う。

(2) 内 容

A 体づくり運動

体づくり運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導す

る。

ア 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動を通して、体を動かす楽しさや心地よさに触れるとともに、その行い方が分かり、友達と関わったり、動きを持続する能力などを高めたりすること。

イ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動についての自分の課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。

ウ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動に進んで取り組み、きまりを守り、友達と協力したり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで楽しく運動をすること。

B 器械運動

器械運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 器械・器具を使った運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方が分かり、基本的な動きや技を身に付けること。

イ 器械・器具を使った運動についての自分の課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。

ウ 器械・器具を使った運動に進んで取り組み、きまりを守り、友達と協力したり、場や器械・器具の安全に留意したりし、最後まで楽しく運動をすること。

C 陸上運動

陸上運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 陸上運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方が分かり、基本的な動きや技能を身に付けること。

イ 陸上運動についての自分の課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。

ウ 陸上運動に進んで取り組み、きまりを守り、友達と協力したり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで楽しく運動をすること。

D 水泳運動

水泳運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 初歩的な泳ぎの楽しさや喜びに触れ、その行い方が分かり、基本的な動きや技能を身に付けること。

イ 初歩的な泳ぎについての自分の課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。

ウ 初歩的な泳ぎに進んで取り組み、きまりなどを守り、友達と協力したり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで楽しく運動をすること。

E 球技

球技について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 球技の楽しさや喜びに触れ、その行い方が分かり、基本的な動きや技能を身に付け、簡易化されたゲームを行うこと。
- イ 球技についての自分の課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。
- ウ 球技に進んで取り組み、きまりや簡単なルールを守り、友達と協力したり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで楽しく運動をすること。

F 武道

武道について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 武道の楽しさを感じ、その行い方や伝統的な考え方が分かり、基本動作や基本となる技を用いて、簡易な攻防を展開すること。
- イ 武道についての自分の課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。
- ウ 武道に進んで取り組み、きまりや伝統的な行動の仕方を守り、友達と協力したり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで楽しく運動をすること。

G ダンス

ダンスについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア ダンスの楽しさや喜びに触れ、その行い方が分かり、基本的な動きや技能を身に付け、表現したり踊ったりすること。
- イ ダンスについての自分の課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。
- ウ ダンスに進んで取り組み、友達の動きを認め協力したり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで楽しく運動をすること。

H 保健

健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方が分かり、基本的な知識及び技能を身に付けること。
- イ 自分の健康・安全についての課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。

○2段階

(1) 目標

- ア 各種の運動の楽しさや喜びを味わい、その特性に応じた行い方及び体の

発育・発達やけがの防止，病気の予防などの仕方について理解し，基本的な技能を身に付けるようにする。

イ 各種の運動や健康な生活における自分やグループの課題を見付け，その解決のために友達と考えたり，工夫したりしたことを他者に伝える力を養う。

ウ 各種の運動に積極的に取り組み，きまりや簡単なスポーツのルールなどを守り，友達と助け合ったり，場や用具の安全に留意したりし，自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。また，健康・安全の大切さに気付き，自己の健康の保持増進と回復に進んで取り組む態度を養う。

(2) 内 容

A 体づくり運動

体づくり運動について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動を通して，体を動かす楽しさや心地よさを味わうとともに，その行い方を理解し，友達と関わったり，動きを持続する能力などを高めたりすること。

イ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動についての自分やグループの課題を見付け，その解決のために友達と考えたり，工夫したりしたことを他者に伝えること。

ウ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動に積極的に取り組み，きまりを守り，友達と助け合ったり，場や用具の安全に留意したりし，自己の力を発揮して運動をすること。

B 器械運動

器械運動について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 器械運動の楽しさや喜びを味わい，その行い方を理解し，基本的な技能を身に付けること。

イ 器械運動についての自分やグループの課題を見付け，その解決のために友達と考えたり，工夫したりしたことを他者に伝えること。

ウ 器械運動に積極的に取り組み，きまりを守り，友達と助け合ったり，場や器械・器具の安全に留意したりし，自己の力を発揮して運動をすること。

C 陸上運動

陸上運動について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 陸上運動の楽しさや喜びを味わい，その行い方を理解し，基本的な技能を身に付けること。

- イ 陸上運動についての自分やグループの課題を見付け、その解決のために友達と考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。
- ウ 陸上運動に積極的に取り組み、きまりを守り、友達と助け合ったり、場や用具の安全に留意したりし、自己の力を発揮して運動をすること。
- D 水泳運動
 - 水泳運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 水泳運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解し、基本的な技能を身に付けること。
 - イ 水泳運動についての自分やグループの課題を見付け、その解決のために友達と考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。
 - ウ 水泳運動に積極的に取り組み、きまりなどを守り、友達と助け合ったり、場や用具の安全に留意したりし、自己の力を発揮して運動をすること。
- E 球技
 - 球技について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 球技の楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解し、基本的な技能を身に付け、簡易化されたゲームを行うこと。
 - イ 球技についての自分やチームの課題を見付け、その解決のために友達と考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。
 - ウ 球技に積極的に取り組み、きまりや簡単なルールを守り、友達と助け合ったり、場や用具の安全に留意したりし、自己の力を発揮して運動をすること。
- F 武道
 - 武道について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 武道の楽しさや喜びに触れ、その行い方や伝統的な考え方を理解し、基本動作や基本となる技を用いて、簡易な攻防を展開すること。
 - イ 武道についての自分やグループの課題を見付け、その解決のために友達と考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。
 - ウ 武道に積極的に取り組み、きまりや伝統的な行動の仕方を守り、友達と助け合ったり、場や用具の安全に留意したりし、自己の力を発揮して運動をすること。
- G ダンス
 - ダンスについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア ダンスの楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解し、基本的な技能を身に付け、表現したり踊ったりすること。

イ ダンスについての自分やグループの課題を見付け、その解決のために友達と考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。

ウ ダンスに積極的に取り組み、友達のよさを認め助け合ったり、場や用具の安全に留意したりし、自己の力を発揮して運動をすること。

H 保健

健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方について理解し、基本的な技能を身に付けること。

イ 自分やグループの健康・安全についての課題を見付け、その解決のために友達と考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 各段階の内容のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、体育や保健の見方・考え方を働かせ、運動や健康についての自他の課題を見付け、個々の生徒の障害の状態等に応じて、その解決のための活動の充実を図ること。また、運動の楽しさや喜びを味わったり、健康の大切さを実感したりすることができるよう、留意すること。

イ 「A体づくり運動」及び「H保健」については、3学年間にわたって取り扱うこと。

(2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 学校や地域の実態を考慮するとともに、個々の生徒の障害の状態等、運動の経験及び技能の程度などに応じた指導や生徒自らが運動の課題の解決を目指す活動を行えるよう工夫すること。

イ 運動を苦手と感じている生徒や、運動に意欲的に取り組まない生徒への指導を工夫すること。

ウ 「A体づくり運動」から「Gダンス」までと「H保健」との関連を図る指導を工夫すること。

エ 「E球技」については、個の能力だけでなく、より集団を意識したゲームを取り扱うものとする。

オ 「F武道」については、武道場や用具の確保が難しい場合は指導方法を工夫して行うとともに、安全面に十分留意すること。

カ 自然との関わりの深い雪遊び、氷上遊び、スキー、スケート、水辺活動

などの指導については、生徒の障害の状態等、学校や地域の実態等に応じて積極的に行うようにすること。

キ オリンピック・パラリンピックなどとも関連させ、フェアなプレイを大切にするなど、生徒の発達の段階に応じて、運動やスポーツの大切さや必要性等に触れるようにするとともに、運動やスポーツを「すること」、「知ること」、「見ること」、「応援すること」などの多様な関わり方について取り扱うようにすること。

〔職業・家庭〕

1 目 標

生活の営みに係る見方・考え方や職業の見方・考え方を働かせ、生活や職業に関する実践的・体験的な学習活動を通して、よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 生活や職業に対する関心を高め、将来の家庭生活や職業生活に係る基礎的な知識や技能を身に付けるようにする。
- (2) 将来の家庭生活や職業生活に必要な事柄を見いだして課題を設定し、解決策を考え、実践を評価・改善し、自分の考えを表現するなどして、課題を解決する力を養う。
- (3) よりよい家庭生活や将来の職業生活の実現に向けて、生活を工夫し考えようとする実践的な態度を養う。

2 各段階の目標及び内容

○1 段階

(1) 目 標

職業分野

職業に係る見方・考え方を働かせ、作業や実習に関する実践的・体験的な学習活動を通して、よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

ア 職業について関心をもち、将来の職業生活に係る基礎的な知識や技能を身に付けるようにする。

イ 将来の職業生活に必要な事柄について触れ、課題や解決策に気付き、実践し、学習したことを伝えるなど、課題を解決する力の基礎を養う。

ウ 将来の職業生活の実現に向けて、生活を工夫しようとする態度を養う。

家庭分野

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して、よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

ア 家庭の中の自分の役割に気付き、生活の自立に必要な家族・家庭、衣食住、消費や環境等についての基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。

イ 家庭生活に必要な事柄について触れ、課題や解決策に気付き、実践し、学習したことを伝えるなど、日常生活において課題を解決する力の基礎を養う。

ウ 家族や地域の人々とのやりとりを通して、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫しようとする態度を養う。

(2) 内 容

職業分野

A 職業生活

ア 働くことの意義

働くことに関心をもち、作業や実習等に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 働くことの目的などを知ること。

(イ) 意欲や見通しをもって取り組み、自分の役割について気付くこと。

(ウ) 作業や実習等で達成感を得ること。

イ 職業

職業に関わる事柄について、考えたり、体験したりする学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 職業に関わる知識や技能について、次のとおりとする。

㊦ 職業生活に必要な知識や技能について知ること。

㊧ 職業生活を支える社会の仕組み等があることを知ること。

㊨ 材料や育成する生物等の扱い方及び生産や生育活動等に関わる基礎的な技術について知ること。

㊩ 作業課題が分かり、使用する道具等の扱い方に慣れること。

㊪ 作業の持続性や巧緻性などを身に付けること。

(イ) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。

㊫ 職業に関わる事柄と作業や実習で取り組む内容との関連について気付くこと。

㊬ 作業に当たり安全や衛生について気付き、工夫すること。

⑦ 職業生活に必要な健康管理について気付くこと。

B 情報機器の活用

職業生活で使われるコンピュータ等の情報機器に触れることなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア コンピュータ等の情報機器の初歩的な操作の仕方を知ること。

イ コンピュータ等の情報機器に触れ、体験したことなどを他者に伝えること。

C 産業現場等における実習

実地的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 職業や進路に関わることについて関心をもったり、調べたりすること。

イ 職業や職業生活、進路に関わることについて、気付き、他者に伝えること。

第2章 各教科

家庭分野

A 家族・家庭生活

ア 自分の成長と家族

自分の成長に気付くことや家族のことなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 自分の成長を振り返りながら、家庭生活の大切さを知ること。

(イ) 家族とのやりとりを通して、家族を大切にす気持ちを育み、よりよい関わり方について気付き、それらを他者に伝えること。

イ 家庭生活と役割

家庭の中での役割などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 家庭における役割や地域との関わりについて関心を持ち、知ること。

(イ) 家庭生活に必要なことや自分の果たす役割に気付き、それらを他者に伝えること。

ウ 家庭生活における余暇

家庭における余暇の過ごし方などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 健康や様々な余暇の過ごし方について知り、実践しようとするこ

と。

- (イ) 望ましい生活環境や健康及び様々な余暇の過ごし方について気づき、工夫すること。

エ 幼児の生活と家族

幼児と接することなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 幼児の特徴や過ごし方について知ること。
- (イ) 幼児への適切な関わり方について気づき、それらを他者に伝えること。

B 衣食住の生活

ア 食事の役割

食事の仕方や食事の大切さに気付くことなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 健康な生活と食事の役割について知ること。
- (イ) 適切な量の食事を楽しくとることの大切さに気づき、それらを他者に伝えること。

イ 調理の基礎

必要な材料を使って食事の準備をすることなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 簡単な調理の仕方や手順について知り、できるようにすること。
- (イ) 簡単な調理計画について考えること。

ウ 衣服の着用と手入れ

衣服の着方や手入れの仕方などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 場面に応じた日常着の着方や手入れの仕方などについて知り、実践しようとする事。
- (イ) 日常着の着方や手入れの仕方に気づき、工夫すること。

エ 快適な住まい方

持ち物の整理や住まいの清掃などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 住まいの主な働きや、整理・整頓や清掃の仕方について知り、実践しようとする事。
- (イ) 季節の変化に合わせた住まい方、整理・整頓や清掃の仕方に気づき、工夫すること。

C 消費生活・環境

ア 身近な消費生活

買物の仕組みや必要な物の選び方などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 生活に必要な物の選び方，買い方，計画的な使い方などについて知り，実践しようとする事。

(イ) 生活に必要な物を選んだり，物を大切にしようとしたりすること。

イ 環境に配慮した生活

身近な生活の中で環境に配慮することに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身近な生活の中で，環境に配慮した物の使い方などについて知り，実践しようとする事。

(イ) 身近な生活の中で，環境に配慮した物の使い方などについて考え，工夫すること。

○2段階

(1) 目 標

職業分野

職業に係る見方・考え方を働かせ，作業や実習に関する実践的・体験的な学習活動を通して，よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

ア 働くことに対する関心を高め，将来の職業生活に係る基礎的な知識や技能を身に付けるようにする。

イ 将来の職業生活に必要な事柄を見いだして課題を設定し，解決策を考え，実践し，学習したことを振り返り，考えたことを表現するなど，課題を解決する力を養う。

ウ 将来の職業生活の実現に向けて，生活を工夫し考えようとする実践的な態度を養う。

家庭分野

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ，衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して，よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

ア 家族や自分の役割について理解し，生活の自立に必要な家族・家庭，衣食住，消費や環境等についての基礎的な理解を図るとともに，それらに係る技能を身に付けるようにする。

イ 家庭生活に必要な事柄について考え，課題を設定し，解決策を考え，実

践し、学習したことを振り返り、考えたことを表現するなど、日常生活において課題を解決する力を養う。

ウ 家族や地域の人々とのやりとりを通して、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し考えようとする実践的な態度を養う。

(2) 内 容

職業分野

A 職業生活

ア 働くことの意義

働くことに対する意欲や関心を高め、他者と協力して取り組む作業や実習等に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 働くことの目的などを理解すること。

(イ) 意欲や見通しをもって取り組み、自分と他者との関係や役割について考えること。

(ウ) 作業や実習等に達成感を得て、進んで取り組むこと。

イ 職業

職業に関わる事柄について、考えを深めたり、体験したりする学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 職業に関わる知識や技能について、次のとおりとする。

㊦ 職業生活に必要な知識や技能を理解すること。

㊧ 職業生活を支える社会の仕組み等があることを理解すること。

㊨ 材料や育成する生物等の特性や扱い方及び生産や生育活動等に関わる基礎的な技術について理解すること。

㊩ 作業課題が分かり、使用する道具や機械等の扱い方を理解すること。

㊪ 作業の確実性や持続性、巧緻性等を身に付けること。

(イ) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。

㊫ 職業に関わる事柄と作業や実習で取り組む内容との関連について、考えて、発表すること。

㊬ 作業上の安全や衛生及び作業の効率について考えて、工夫すること。

㊭ 職業生活に必要な健康管理について考えること。

B 情報機器の活用

職業生活や社会生活で使われるコンピュータ等の情報機器を扱うこと

に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア コンピュータ等の情報機器の基礎的な操作の仕方を知り、扱いに慣れること。

イ コンピュータ等の情報機器を扱い、体験したことや自分の考えを表現すること。

C 産業現場等における実習

実地的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 職業や進路に関わることについて調べて、理解すること。

イ 職業や職業生活、進路に関わることと自己の成長などについて考えて、発表すること。

家庭分野

A 家族・家庭生活

ア 自分の成長と家族

自分の成長と家族や家庭生活などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 自分の成長を振り返り、家庭生活の大切さを理解すること。

(イ) 家族とのやりとりを通して、家族を大切にす気持ちを育み、よりよい関わり方について考え、表現すること。

イ 家庭生活と役割

家庭生活での役割などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 家庭における役割や地域との関わりについて調べて、理解すること。

(イ) 家庭生活に必要なことに関して、家族の一員として、自分の果たす役割を考え、表現すること。

ウ 家庭生活における余暇

家庭生活における健康や余暇に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 健康管理や余暇の過ごし方について理解し、実践すること。

(イ) 望ましい生活環境や健康管理及び自分に合った余暇の過ごし方について考え、表現すること。

エ 家族や地域の人々との関わり

家族との触れ合いや地域の人々と接することなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 地域生活や地域の活動について調べて、理解すること。
- (イ) 家族との触れ合いや地域生活に関心をもち、家族や地域の人々と地域活動への関わりについて気づき、表現すること。

B 衣食住の生活

ア 食事の役割

楽しく食事をするための工夫などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 健康な生活と食事の役割や日常の食事の大切さを理解すること。
- (イ) 日常の食事の大切さや規則正しい食事の必要性を考え、表現すること。

イ 栄養を考えた食事

バランスのとれた食事について考えることに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 身体に必要な栄養について関心をもち、理解し、実践すること。
- (イ) バランスのとれた食事について気づき、献立などを工夫すること。

ウ 調理の基礎

食事の準備や調理の仕方などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 調理に必要な材料の分量や手順などについて理解し、適切にできること。
- (イ) 調理計画に沿って、調理の手順や仕方を工夫すること。

エ 衣服の着用と手入れ

衣服の手入れや洗濯の仕方などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 日常着の使い分けや手入れの仕方などについて理解し、実践すること。
- (イ) 日常着の快適な着方や手入れの仕方を考え、工夫すること。

オ 快適で安全な住まい方

住まいの整理・整頓や清掃などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 快適な住まい方や、安全について理解し、実践すること。
- (イ) 季節の変化に合わせた快適な住まい方に気づき、工夫すること。

C 消費生活・環境

ア 身近な消費生活

身近な消費生活について考えることなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 生活に必要な物の選択や扱い方について理解し、実践すること。
- (イ) 生活に必要な物について考えて選ぶことや、物を大切に使う工夫をすること。

イ 環境に配慮した生活

自分の生活と環境との関連などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 身近な生活の中での環境との関わりや環境に配慮した物の使い方などについて理解し、実践すること。
- (イ) 身近な生活の中で、環境との関わりや環境に配慮した生活について考えて、物の使い方などを工夫すること。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、作業や実習など体験的な活動と知識とを相互に関連付けてより深く理解できるようにすること。

イ 職業分野及び家庭分野に示された各段階の目標・内容については、分野相互の関連を図り、総合的に展開されるよう適切に計画すること。その際、小学部の生活科をはじめとする各教科等とのつながりや、中学部における他教科等との関連を重視することや高等部における職業科、家庭科、情報科等の学習を見据え、系統的に指導できるよう計画すること。

ウ 生徒一人一人のキャリア発達を促していくことを踏まえ、発達の段階に応じて望ましい勤労観や職業観を身に付け、自らの生き方を考えて進路を主体的に選択することができるよう、将来の生き方等についても扱うなど、組織的かつ計画的に指導を行うこと。

エ 地域や産業界との連携を図り、実際の学習活動や就業体験、実習等を計画的に取り入れること。産業現場等における実習については、校内での作業や就業体験等と関連させ、段階的・系統的に指導するよう配慮すること。

- (2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 実習の指導に当たっては、施設・設備の安全・衛生管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、火気、用具、材料などの取扱いと事故防止の指導を徹底するものとする。その際、適切な服装や防護眼鏡・防塵マスクの着用等による安全の確保に努めること。

イ 職業分野

職業分野の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (ア) 基礎的な知識及び技能を習得し、その理解を深めることで概念が育められるとともに、仕事の楽しさや完成の喜びを体得できるよう、実践的・体験的な学習活動を充実すること。
- (イ) 生徒が習得した知識や技能を生活に活用できるよう、問題解決的な学習を充実するとともに、家庭や地域との連携を図ること。
- (ウ) 職業生活や家庭生活に必要な生きて働く知識や技能及び態度の形成に重点を置いた指導が行われるように配慮すること。
- (エ) 職業生活における余暇については、家庭生活における余暇と関連させて指導すること。
- (オ) 「B情報機器の活用」については、家庭生活における情報機器の取扱いについても留意して指導すること。

ウ 家庭分野

家庭分野の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (ア) 食に関する指導では、職業・家庭科の特質に応じて、食育の充実に資すること。
- (イ) 幼児と関わるなどの校外での学習について、事故の防止策及び事故発生時の対応策等を綿密に計画するとともに、相手に対する配慮にも十分留意するものとする。
- (ウ) 調理に用いる食品については、安全・衛生に留意すること。また、食物アレルギーについても配慮すること。

〔外国語〕

1 目 標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語の音声や基本的な表現に触れる活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 外国語を用いた体験的な活動を通して、身近な生活で見聞きする外国語に興味や関心をもち、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようにする。
- (2) 身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや

気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。

- (3) 外国語を通して、外国語やその背景にある文化の多様性を知り、相手に配慮しながらコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

2 内 容

〔英 語〕

〔知識及び技能〕

- (1) 英語の特徴等に関する事項

実際に英語を用いた場面や状況等における言語活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 英語の音声や基本的な表現に慣れ親しむこと

- (ア) 英語の音声を聞き、真似て声を出したり、話したりしようとする事。
- (イ) 英語の音声や文字も、事物の内容を表したり、要件を伝えたりなどの働きがあることを感じ取ること。
- (ウ) 基本的な表現や語句が表す内容を知り、それらを使うことで相手に伝わることを感じ取ること。

イ 日本と外国の言語や文化に慣れ親しむこと。

- (ア) 体験的な活動を通して、日本と外国との生活、習慣、行事などの違いを知る事。
- (イ) 対話的な活動を通して、相手の発言をよく聞こうとしたり、相づちや表情、ジェスチャーなどで応じようとしたりすること。

〔思考力、判断力、表現力等〕

- (2) 情報を整理し、表現したり、伝え合ったりすることに関する事項

具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて情報や考えなどを表現することを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 日常生活に関する簡単な事柄について、伝えたいことを考え、簡単な語などや基本的な表現を使って伝え合うこと。

イ 日常生活に関する簡単な事柄について、自分の考えや気持ちなどが伝わるよう、工夫して質問をしたり、質問に答えたりすること。

- (3) 言語活動及び言語の働きに関する事項

① 言語活動に関する事項

- (2) に示す事項については、(1) に示す事項を活用して、例えば、次のような言語活動を通して指導する。

ア 聞くこと

- (ア) 文字の発音を聞いて文字と結び付ける活動。
- (イ) 身近で具体的な事物に関する簡単な英語を聞き、それが表す内容をイラストや写真と結び付ける活動。
- (ウ) 挨拶や簡単な指示に応じる活動。

イ 話すこと〔発表〕

- (ア) 自分の名前、年齢、好みなどを簡単な語などや基本的な表現を用いて表現する活動。
- (イ) 身近で具体的な事物の様子や状態を簡単な語などや基本的な表現、ジェスチャーを用いて表現する活動。

ウ 話すこと〔やり取り〕

- (ア) 簡単な挨拶をし合う活動。
- (イ) 自分のことについて、具体物などを相手に見せながら、好みや要求などの自分の考えや気持ちを伝え合う活動。
- (ウ) ゆっくり話される簡単な質問に、英語の語など又は身振りや動作などで応じる活動。

エ 書くこと

- (ア) 身近な事物を表す文字を書く活動。
- (イ) 例示を見ながら自分の名前を書き写す活動。

オ 読むこと

- (ア) 身の回りで使われている文字や単語を見付ける活動。
- (イ) 日本の人の名前や地名の英語表記に使われている文字を読む活動。

② 言語の働きに関する事項

言語活動を行うに当たり、主として次に示すような言語の使用場面や言語の働きを取り上げるようにする。

ア 言語の使用場面の例

- (ア) 特有の表現がよく使われる場面
 - ㊦ 挨拶をする
 - ㊧ 自己紹介をする
 - ㊨ 買物をする
 - ㊩ 食事をする など
- (イ) 生徒の身近な暮らしに関わる場面
 - ㊦ ゲーム
 - ㊧ 歌やダンス
 - ㊨ 学校での学習や活動
 - ㊩ 家庭での生活 など

イ 言語の働きの例

(ア) コミュニケーションを円滑にする

㊦ 挨拶をする

㊦ 相づちを打つ

(イ) 気持ちを伝える

㊦ 礼を言う

㊦ 褒める

(ウ) 相手の行動を促す

㊦ 質問する

〔その他の外国語〕

その他の外国語については、外国語の2の内容の〔英語〕に準じて指導を行うものとする。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) 外国語科においては、英語を履修させることを原則とすること。
- (2) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、具体的課題等を設定し、生徒が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら、コミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動を行い、英語の音声や語彙、表現などの知識を、五つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ること。

イ これまでに学習した外国語活動との関連に留意して、指導計画を適切に作成すること。

ウ 外国語科を設ける場合は、生徒の障害の状態や実態に応じて、指導目標を適切に定め、3年間を通して外国語科の目標の実現を図るようにすること。また、高等部における指導との接続に配慮すること。

エ 指導内容や活動については、生徒の興味や関心、経験などに合ったものとし、国語科や音楽科、美術科などの他教科等で生徒が学習したことを活用するなどの工夫により、指導の効果を高めるようにすること。

オ 学級担任の教師又は外国語を担当する教師が指導計画を作成し、授業を実施するに当たっては、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制等の充実を図るとともに、指導方法を工夫

すること。

カ 外国語を通して他者とコミュニケーションを図ることの必要性や楽しさを味わうことができるよう工夫すること。

(3) 2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 言語材料については、生徒に身近でなじみのある簡単なものから扱うようにするとともに、語、連語及び慣用表現については活用頻度の高いものを用い、必要に応じて繰り返し活用しながら体験的な理解を図るようにすること。

イ 2の内容のうち、主として言語や文化に関する内容の指導については、言語活動との関連を図るようにすること。その際、日本語と外国語との違いに生徒が気付くなど体験的な理解を図ることとし、指導内容が必要以上に細部にわたったり、形式的になったりしないようにすること。

ウ 生徒の実態や教材の内容などに応じて、情報機器等を有効に活用し適切な言語材料を十分に提供できるようにすること。

● 第2 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱いについては、第2章第1節第2款第2において特に示している事項に準ずるものとする。

小学部又は中学部の道徳科の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第3章又は中学校学習指導要領第3章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 児童又は生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要があること。
- 2 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立つて道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。

第1款 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

小学部における外国語活動の目標，内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては，小学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか，次の事項に配慮するものとする。

- 1 児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて，指導内容を適切に精選するとともに，その重点の置き方等を工夫すること。
- 2 指導に当たっては，自立活動における指導との密接な関連を保ち，学習効果を一層高めるようにすること。

第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

1 目 標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ，外国語や外国の文化に触れることを通して，コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 外国語を用いた体験的な活動を通して，日本語と外国語の音声の違いなどに気付き，外国語の音声に慣れ親しむようにする。
- (2) 身近で簡単な事柄について，外国語に触れ，自分の気持ちを伝え合う力の素地を養う。
- (3) 外国語を通して，外国の文化などに触れながら，言語への関心を高め，進んでコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

2 内 容

〔英 語〕

〔知識及び技能〕

- (1) 英語の特徴等に関する事項

具体的な言語の使用場面や具体的な状況における言語活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 言語を用いてコミュニケーションを図ることの楽しさを知ること。

イ 日本と外国の言語や文化について，以下の体験を通して慣れ親しむこと。

(ア) 英語の歌や日常生活になじみのある語などを聞き，音声やリズムに親

しむこと。

(イ) 外国の生活や行事などに触れ、日本と外国の生活や違いを知ること。

〔思考力、判断力、表現力等〕

- (2) 自分の考えや気持ちなどを表現したり、伝えたりする力の素地に関する事項

具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面などに応じて表現することを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 身近で簡単な事柄について、注目して見聞きしようとする事。

イ 身近で簡単な事柄について、相手の働きかけに応じようとする事。

- (3) 言語活動及び言語の働きに関する事項

① 言語活動に関する事項

(2)に示す事項については、(1)に示す事項を活用して、例えば、次のような言語活動を取り上げるようにする。

ア 聞くこと

(ア) 既に経験している活動や場面で、英語の挨拶や語などを聞き取る活動。

(イ) 既に知っている物や事柄に関する語などを聞き、それが表す内容を実物や写真などと結び付ける活動。

イ 話すこと

(ア) 既に経験している活動や場面で、実物や写真などを示しながら自分の名前や好きなものなどを簡単な語などを用いて伝える活動。

(イ) 既に知っている歌やダンス、ゲームで、簡単な語や身振りなどを使って表現する活動。

② 言語の働きに関する事項

言語活動を行うに当たり、主として次に示すような言語の使用場面や言語の働きを取り上げるようにする。

ア 言語の使用場面の例

(ア) 児童の遊びや身近な暮らしに関わる場面

㊦ 歌やダンスを含む遊び

㊧ 家庭での生活

㊨ 学校での学習や活動 など

(イ) 特有の表現がよく使われる場面

㊦ 挨拶

㊧ 自己紹介 など

イ 言語の働きの例

(ア) コミュニケーションを円滑にする

(イ) 挨拶をする

(イ) 気持ちを伝える

(ア) 礼を言う など

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 外国語活動においては、言語やその背景にある文化に対する関心をもつよう指導するとともに、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を行う際には、英語を取り扱うことを原則とすること。

(2) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 単元や題材など、内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにつづること。その際、具体的な課題等を設定し、児童が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、コミュニケーションのよさを感じながら活動を行い、英語の音声や語などの知識を、二つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ること。

イ 外国語活動の指導を行う場合は、第3学年以降の児童を対象とし、国語科の3段階の目標及び内容との関連を図ること。

ウ 2の内容のうち、主として言語や文化に関する内容の指導については、コミュニケーションに関する内容との関連を図るようにつづること。その際、言語や文化については体験的な理解を図ることとし、指導内容が必要以上に細部にわたったり、形式的になったりしないようにつづること。

エ 指導内容や活動については、児童の興味や関心に合ったものとし、国語科や音楽科、図画工作科などの他教科等で児童が学習したことを活用するなどの工夫により、指導の効果を高めるようにつづること。

オ 授業を実施するに当たっては、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図るとともに、指導方法を工夫すること。

カ 音声を取り扱う場合には、視聴覚教材を積極的に活用すること。その際、使用する視聴覚教材は、児童、学校及び地域の実態を考慮して適切なものとする。

キ 第1章総則の第2節の2の(2)に示す道德教育の目標に基づき、道德科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道德に示す内容について、外国語活動の特質に応じて適切な指導をすること。

(3) 2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 外国語でのコミュニケーションにおいては、児童の発達の段階を考慮した表現を用い、児童にとって身近なコミュニケーションの場を設定すること。

イ 外国語でのコミュニケーションにおいては、聞くこと、話すことに関する言語活動を中心とし、文字については、児童の学習負担に配慮しつつ、音声によるコミュニケーションを補助するものとして取り扱うこと。

ウ 言葉によらないコミュニケーションの手段もコミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、ジェスチャーなどを取り上げ、その役割を理解することができるようにすること。

エ 外国語活動を通して、外国語や外国の文化のみならず、国語や我が国の文化についても併せて理解を深めることができるようにすること。

小学部又は中学部における総合的な学習の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第5章又は中学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
- 2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。
- 3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部において、探究的な学習を行う場合には、知的障害のある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるように配慮すること。

小学部又は中学部の特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第6章又は中学校学習指導要領第5章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合同で行うなどして、少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする必要があること。
- 2 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

● 第1 目 標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

● 第2 内 容

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。
- (5) 健康状態の維持・改善に関すること。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関すること。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。
- (4) 集団への参加の基礎に関すること。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関すること。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。

- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
- (4) 身体の移動能力に関すること。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
- (2) 言語の受容と表出に関すること。
- (3) 言語の形成と活用に関すること。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

● 第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成するものとする。その際、第2に示す内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとする。
- 2 個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 個々の児童又は生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。
 - (2) 児童又は生徒の実態把握に基づいて得られた指導すべき課題相互の関連を検討すること。その際、これまでの学習状況や将来の可能性を見通しながら、長期的及び短期的な観点から指導目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。
 - (3) 具体的な指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。
 - ア 児童又は生徒が、興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容を取り上げること。
 - イ 児童又は生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること。
 - ウ 個々の児童又は生徒が、発達の遅れている側面を補うために、発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を取り上げること。
 - エ 個々の児童又は生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容を計

画的に取り上げること。

オ 個々の児童又は生徒に対し、自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げること。

カ 個々の児童又は生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げること。

- (4) 児童又は生徒の学習状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。
- (5) 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導と密接な関連を保つようにし、計画的、組織的に指導が行われるようにするものとする。
- 3 個々の児童又は生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫し、意欲的な活動を促すようにするものとする。
- 4 重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を、個々の児童又は生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導が展開できるようにするものとする。その際、個々の児童又は生徒の人間として調和のとれた育成を目指すように努めるものとする。
- 5 自立活動の指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようにするものとする。
- 6 児童又は生徒の障害の状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。
- 7 自立活動の指導の成果が進学先等でも生かされるように、個別の教育支援計画等を活用して関係機関等との連携を図るものとする。

特別支援学校 移行措置関係規定

目次

- 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成二十九年文部科学省告示第七十三号）の特例を定める件
（平成29年12月27日文部科学省告示第181号） …… 205

○文部科学省告示第百八十一号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百二十九条の規定に基づき、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成二十九年文部科学省告示第七十三号）の特例を次のように定め、平成三十年四月一日から施行する。なお、平成二十七年文部科学省告示第六十五号（平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件）は、平成三十年三月三十一日限り廃止する。

平成二十九年十二月二十七日

文部科学大臣 林 芳正

第1 総則

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで（以下「平成30年度」という。）及び平成31年4月1日から平成32年3月31日まで（以下「平成31年度」という。）小学部並びに平成30年度、平成31年度及び平成32年4月1日から平成33年3月31日まで（以下「平成32年度」という。）中学部の教育課程の編成に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第36号）（以下「現行小学部・中学部学習指導要領」という。）第1章の規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の特例

- (1) 平成30年度及び平成31年度の教育課程の編成に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）（以下「新小学部・中学部学習指導要領」という。）第1章の規定（第4節の1(3)イを除く。）によるものとする。
- (2) 各学年における授業時数及び総授業時数は、学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第29号）による改正後の学校教育法施行規則附則の一部を改正する省令（以下「新令」という。）附則第2項及び附則別表第1の規定に準ずるものとする。

2 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の特例

- (1) 平成30年度及び平成31年度の教育課程の編成に当たっては、新小学部・中学部学習指導要領第1章の規定（第4節の1(3)イを除く。）によるものとする。
- (2) 各学年における総授業時数及び授業時数は、新令附則別表第1の規定に準ずるものとする。ただし、第4の(2)、平成30年度及び平成31年度に知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において外国語活動を加えて教育課程を編成する場合には、外国語活動の授業時数については、児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、同表に定める授業時数より減じることができる。
- (3) (2)前段の規定にかかわらず、次のア又はイに規定する場合にあっては、それぞれの当該減じる授業時数を合わせた授業時数の範囲内であって、十五を超えない範囲内の総授業時数を減じることができることとする。

ア 外国語活動の授業の実施のために特に必要がある場合として外国語活動以外の各教科等の授業時数を減じる場合

特別支援学校
移行措置
関係規定

イ (2)後段の規定により新令別表第1に定める外国語活動の授業時数を減じる場合

3 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の特例

平成30年度教育課程の編成に当たっては、次のア及びイのとおりとする。

ア 新小学部・中学部学習指導要領第1章の規定（第2節の2(2)、第3節の3(1)コ及び第7節の規定を除く。）によるものとする。

イ 新小学部・中学部学習指導要領第1章第2節の2(2)、第3節の3(1)コ及び第7節の規定によることができる。

平成31年度及び平成32年度教育課程の編成に当たっては、現行小学部・中学部学習指導要領第1章の規定にかかわらず、新小学部・中学部学習指導要領第1章の規定によるものとする。

第2 各教科

(1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の特例

平成30年度及び平成31年度の視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たっては、現行小学部・中学部学習指導要領第2章第1節第1款の規定にかかわらず、新小学部・中学部学習指導要領第2章第1節第1款の規定によるものとし、各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いについては、平成29年文部科学省告示第93号（平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間における小学校学習指導要領の特例を定める件）（第4の(1)において「小学校学習指導要領特例措置告示」という。）第2項から第10項までに示すものに準ずるものとする。

(2) 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の特例

平成30年度及び平成31年度の知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の各教科の指導に当たっては、現行小学部・中学部学習指導要領第2章第1節第2款の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学部・中学部学習指導要領第2章第1節第2款の規定によることができる。

(3) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の特例

平成30年度から平成32年度までの視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の指導計画の作成と各学年、各分野又は各言語にわたる内容の取扱いに当たっては、現行小学部・中学部学習指導要領第2章第2節第1款の規定にかかわらず、新小学部・中学部学習指導要領第2章第2節第1款の規定によるものとし、各教科の目標、各学年、各分野又は各言語の目標及び内容並びに指導計画の作成と各学年、各分野又は各言語にわたる内容の取扱いについては、平成29年文部科学省告示第94号（平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件）第2項から第10項までに示すものに準ずるものとする。

(4) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の特例

平成30年度から平成32年度までの知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の各教科の指導に当たっては、現行小学部・中学部学習指導要領第2章第2節第2款の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学部・中学部学習指導要領第2章第2節第2款の規定によることができる。

第3 道徳及び特別の教科道徳

- (1) 平成30年度及び平成31年度の小学部の第1学年から第6学年までの特別の教科である道徳の指導に当たっては、現行小学部・中学部学習指導要領第3章の規定にかかわらず、新小学部・中学部学習指導要領第3章の規定によるものとする。
- (2) 平成30年度の中学部の第1学年から第3学年までの道徳の指導に当たっては、現行小学部・中学部学習指導要領第3章の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学部・中学部学習指導要領第3章の規定によることができる。
- (3) 平成31年度及び平成32年度の中学部の第1学年から第3学年までの特別の教科である道徳の指導に当たっては、現行小学部・中学部学習指導要領第3章の規定にかかわらず、新小学部・中学部学習指導要領第3章の規定によるものとする。

第4 外国語活動

- (1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の特例
平成30年度及び平成31年度の視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部における外国語活動の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、現行小学部・中学部学習指導要領第4章の規定にかかわらず、新小学部・中学部学習指導要領第4章第1款の規定によるものとし、小学校学習指導要領特例措置告示第12項に示すものに準ずるものとする。
- (2) 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の特例
学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第27号）による改正後の学校教育法施行規則第126条第2項の規定により、平成30年度及び平成31年度に外国語活動を加えて教育課程を編成する場合には、新小学部・中学部学習指導要領第4章第2款によるものとする。

第5 総合的な学習の時間

平成30年度及び平成31年度の小学部の第3学年から第6学年まで並びに平成30年度から平成32年度までの中学部の第1学年から第3学年までの総合的な学習の時間の指導に当たっては、現行小学部・中学部学習指導要領第5章の規定にかかわらず、新小学部・中学部学習指導要領第5章の規定によるものとする。

第6 特別活動

平成30年度及び平成31年度の小学部の第1学年から第6学年まで並びに平成30年度から平成32年度までの中学部の第1学年から第3学年までの特別活動の指導に当たっては、現行小学部・中学部学習指導要領第6章の規定にかかわらず、新小学部・中学部学習指導要領第6章の規定によるものとする。

第7 自立活動

平成30年度及び平成31年度の小学部の第1学年から第6学年まで並びに平成30年度から平成32年度までの中学部の第1学年から第3学年までの自立活動の指導に当たっては、現行小学部・中学部学習指導要領第7章の規定にかかわらず、新小学部・中学部学習指導要領第7章の規定によるものとする。

特別支援学校
移行措置
関係規定

小学校、中学校 移行措置関係規定

目次

- 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間における
小学校学習指導要領の特例を定める件
(平成29年7月7日文部科学省告示第93号)…………… 211
- 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における
中学校学習指導要領の特例を定める件
(平成29年7月7日文部科学省告示第94号)…………… 215

○文部科学省告示第九十三号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十二条の規定に基づき、平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における小学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十七号）の特例を次のように定め、平成三十年四月一日から施行する。

平成二十九年七月七日

文部科学大臣 松野 博一

1 総則

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで（以下「平成30年度」という。）及び平成31年4月1日から平成32年3月31日まで（以下「平成31年度」という。）の教育課程の編成に当たっては、小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号）（以下「現行小学校学習指導要領」という。）第1章の規定にかかわらず、小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）（以下「新小学校学習指導要領」という。）第1章の規定（第3の1（3）イを除く。）によるものとする。

2 国語

平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの国語の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第1節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第1節の規定によることができる。ただし、現行小学校学習指導要領による場合には、平成30年度及び平成31年度の第4学年並びに平成31年度の第5学年の国語の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第1節の別表の学年別漢字配当表にかかわらず、新小学校学習指導要領第2章第1節の別表の学年別漢字配当表によることとする。

3 社会

平成30年度及び平成31年度の第3学年から第6学年までの社会の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第2節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第2節の規定によることができる。ただし、現行小学校学習指導要領による場合には、次のとおりとする。

- (1) 平成30年度及び平成31年度の第5学年の社会の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第5学年〕の2（1）アのうち「我が国の位置と領土」の部分の規定に係る事項を省略し、新小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第5学年〕の2（1）ア（7）のうち「世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲」の部分の規定に係る事項を加え、新小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第5学年〕の3（1）アの規定を適用するものとする。
- (2) 平成31年度の第3学年の社会の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第3学年及び第4学年〕のうち、2（1）ア、2（2）ア及びイ、2（4）ア及びイ並びに2（5）アに規定する事項を指導するものとする。ただし、現行小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第3学年及び第4学年〕の2（4）の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第3学年及び第4学年〕の3（4）のうち、「火災」に関する部分の規定を適用するものとする。

4 算数

- (1) 次の表の第1欄に掲げる年度の同表の第2欄に掲げる学年の算数の指導に当たっては、それぞ

れ、現行小学校学習指導要領第2章第3節第2に規定する事項のうち同表の第2欄に掲げる学年に係る同表の第3欄に掲げる事項に、新小学校学習指導要領第2章第3節第2に規定する事項のうち同表の第4欄に掲げる学年に係る同表の第5欄に掲げる事項を加え、新小学校学習指導要領第2章第3節第2の規定のうち同学年に係る同表の第6欄に掲げる規定を適用するものとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
平成30年度	第3学年	2 B (1)	第3学年		3 (7) のうち「接頭語 (キロ (k) やミリ (m)) についても触れる」
	第4学年	2 B (1) ア	第3学年		3 (7) のうち「接頭語 (キロ (k) やミリ (m)) についても触れる」
		2 B (1)	第4学年	2 B (4) イ (7) のうち「面積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察する」	
平成31年度	第3学年	2 B (1)	第3学年		3 (7) のうち「接頭語 (キロ (k) やミリ (m)) についても触れる」
	第4学年	2 A (5)	第4学年	2 A (4) ア (7)	
		2 B (1)	第4学年	2 B (4) イ (7) のうち「体積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察する」	
		2 D	第4学年	2 C (2) ア (7)	
	第5学年	2 B (2)	第5学年	2 B (4) イ (7) のうち「体積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察する」	
		2 B (4)	第5学年	2 C (2) ア (7)	

- (2) 平成31年度の第5学年の算数の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第3節第2〔第5学年〕の2 A (4) カに規定する事項を省略するものとする。

5 理科

- (1) 平成30年度及び平成31年度の第4学年の理科の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第4節第2〔第4学年〕の2 A (3) イに規定する事項を省略するものとする。
- (2) 平成31年度の第5学年の理科の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第4節第2〔第5学年〕の2 B (2) イに規定する事項を省略するものとする。
- (3) 平成31年度の第6学年の理科の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第4節第2〔第6学年〕の2 A (4) ウに規定する事項を省略するものとする。

6 生活

平成30年度及び平成31年度の第1学年及び第2学年の生活の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第5節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第5節の規定によることができる。

7 音楽

平成 30 年度及び平成 31 年度の第 1 学年から第 6 学年までの音楽の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第 2 章第 6 節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第 2 章第 6 節の規定によることができる。

8 図画工作

平成 30 年度及び平成 31 年度の第 1 学年から第 6 学年までの図画工作の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第 2 章第 7 節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第 2 章第 7 節の規定によることができる。

9 家庭

平成 30 年度及び平成 31 年度の第 5 学年及び第 6 学年の家庭の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第 2 章第 8 節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第 2 章第 8 節の規定によることができる。

10 体育

平成 30 年度及び平成 31 年度の第 1 学年から第 6 学年までの体育の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第 2 章第 9 節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第 2 章第 9 節の規定によることができる。

11 特別の教科 道徳

平成 30 年度及び平成 31 年度の第 1 学年から第 6 学年までの特別の教科である道徳の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第 3 章の規定にかかわらず、新小学校学習指導要領第 3 章の規定によるものとする。

12 外国語活動

- (1) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 20 号）（12（2）において「改正省令」という。）附則第 2 項及び第 3 項の規定による平成 30 年度及び平成 31 年度の第 3 学年及び第 4 学年の外国語活動の指導に当たっては、新小学校学習指導要領第 4 章の規定の全部又は一部によるものとし、新小学校学習指導要領第 4 章第 2 の 2〔第 3 学年及び第 4 学年〕〔知識及び技能〕（1）イ（ア）及び 2〔第 3 学年及び第 4 学年〕（3）①に規定する事項は必ず指導するものとする。
- (2) 改正省令附則第 2 項及び第 3 項の規定による平成 30 年度及び平成 31 年度の第 5 学年及び第 6 学年の外国語活動の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第 4 章に規定する事項に、新小学校学習指導要領第 2 章第 10 節第 2 の全部又は一部を加えて指導するものとし、新小学校学習指導要領第 2 章第 10 節第 2 の英語 2〔第 5 学年及び第 6 学年〕のうち、〔知識及び技能〕（1）ア、イ（ア）、エ（ア）e 及び f、エ（イ）並びに（3）①イ及びオに規定する事項は必ず指導するものとする。

13 総合的な学習の時間

平成 30 年度及び平成 31 年度の第 3 学年から第 6 学年までの総合的な学習の時間の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第 5 章の規定にかかわらず、新小学校学習指導要領第 5 章の規定（第 3 の 2（9）の後段の部分を除く。）によるものとする。

14 特別活動

平成 30 年度及び平成 31 年度の第 1 学年から第 6 学年までの特別活動の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第 6 章の規定にかかわらず、新小学校学習指導要領第 6 章の規定によるものとする。

○文部科学省告示第九十四号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十四条の規定に基づき、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における中学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十八号）の特例を次のように定め、平成三十年四月一日から施行する。なお、平成二十七年文部科学省告示第六十四号（平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件）は、平成三十年三月三十一日限り廃止する。

平成二十九年七月七日

文部科学大臣 松野 博一

1 総則

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで（以下「平成30年度」という。）、平成31年4月1日から平成32年3月31日まで（以下「平成31年度」という。）及び平成32年4月1日から平成33年3月31日まで（以下「平成32年度」という。）の教育課程の編成に当たっては、中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）（平成31年度及び平成32年度にあっては、中学校学習指導要領の一部を改正する告示（平成27年文部科学省告示第61号）による改正後の中学校学習指導要領をいう。）（以下「現行中学校学習指導要領」という。）第1章の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 平成30年度の教育課程の編成に当たっては、次のア及びイのとおりとする。

ア 中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）（以下「新中学校学習指導要領」という。）第1章第1から第5までの規定（第1の2（2）及び第2の3（1）カの規定を除く。）によるものとする。

イ 新中学校学習指導要領第1章第1の2（2）、第2の3（1）カ及び第6の規定によることができる。

(2) 平成31年度及び平成32年度の教育課程の編成に当たっては、現行中学校学習指導要領第1章の規定にかかわらず、新中学校学習指導要領第1章の規定によるものとする。

2 国語

(1) 平成31年度及び平成32年度の第1学年並びに平成32年度の第2学年の国語の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第1学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕（1）ウ（ア）のうち「漢字を読む」及び現行中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第1学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕（1）ウ（イ）のうち「漢字を書き、文や文章の中で使う」並びに現行中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第2学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕（1）ウ（イ）のうち「漢字を書き、文や文章の中で使う」の部分の規定に係る事項においては、「茨、媛、岡、潟、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜」を取り扱うものとする。

(2) 平成32年度の第1学年の国語の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第1学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕（1）イに規定する事項に、新中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第1学年〕の2〔知識及び技能〕（3）ウに規定する事項を加えるものとする。

3 社会

平成 30 年度から平成 32 年度までの第 1 学年から第 3 学年までの社会の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第 2 章第 2 節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第 2 章第 2 節の規定によることができる。ただし、現行中学校学習指導要領による場合には、次のとおりとする。

- (1) 平成 30 年度から平成 32 年度までの第 1 学年から第 3 学年までの社会の指導に当たっては、次のアからウまでのとおりとする。

ア 現行中学校学習指導要領第 2 章第 2 節第 2〔地理的分野〕の 2 (1) に規定する事項に、新中学校学習指導要領第 2 章第 2 節第 2〔地理的分野〕の 2 A (1) ア (イ) に規定する事項を加え、新中学校学習指導要領第 2 章第 2 節第 2〔地理的分野〕の 3 (3) ア (イ) の規定を適用するものとし、現行中学校学習指導要領第 2 章第 2 節第 2〔地理的分野〕の 2 (2) アに規定する事項を省略するものとする。

イ 現行中学校学習指導要領第 2 章第 2 節第 2〔歴史的分野〕の 2 (5) イのうち「富国強兵・殖産興業政策」の部分の規定に係る事項については、現行中学校学習指導要領第 2 章第 2 節第 2〔歴史的分野〕の 3 (6) イのうち「富国強兵・殖産興業政策」に関する規定は適用せず、新中学校学習指導要領第 2 章第 2 節第 2〔歴史的分野〕の 3 (4) アのうち「富国強兵・殖産興業政策」に関する規定を適用するものとする。

ウ 現行中学校学習指導要領第 2 章第 2 節第 2〔公民的分野〕の 2 (4) アに規定する事項に、新中学校学習指導要領第 2 章第 2 節第 2〔公民的分野〕の 2 D (1) ア (ア) のうち「領土（領海、領空を含む。）、国家主権、国際連合の働きなど基本的な事項について理解する」の部分の規定に係る事項を加え、現行中学校学習指導要領第 2 章第 2 節第 2〔公民的分野〕の 3 (5) ア (イ) の規定は適用せず、新中学校学習指導要領第 2 章第 2 節第 2〔公民的分野〕の 3 (5) ア (ア) のうち「領土（領海、領空を含む。）、国家主権」に関する規定を適用するものとする。

- (2) 平成 31 年度の第 1 学年及び平成 32 年度の第 1 学年並びに第 2 学年における社会の指導に当たっては、次のアからカまでのとおりとする。

ア 現行中学校学習指導要領第 2 章第 2 節第 2〔地理的分野〕及び現行中学校学習指導要領第 2 章第 2 節第 2〔歴史的分野〕の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第 2 章第 2 節第 3 の 1 (2) の規定にかかわらず、新中学校学習指導要領第 2 章第 2 節第 3 の 1 (3) の規定により、授業時数を両分野に適切に配当するものとする。

イ 現行中学校学習指導要領第 2 章第 2 節第 2〔地理的分野〕の 2 (1) ウに規定する事項に現行中学校学習指導要領第 2 章第 2 節第 2〔地理的分野〕の 2 (1) エのうち「様々な地域又は国の地域的特色をとらえる適切な主題を設けて追究し、世界の地理的認識を深めさせる」の部分の規定に係る事項を加え、現行中学校学習指導要領第 2 章第 2 節第 2〔地理的分野〕の 3 (3) エの規定を適用するものとし、現行中学校学習指導要領第 2 章第 2 節第 2〔地理的分野〕の 2 (1) エに規定する事項を省略するものとする。

ウ 現行中学校学習指導要領第 2 章第 2 節第 2〔歴史的分野〕の 2 (2) アのうち「世界の古代文明」の部分の規定に係る事項については、現行中学校学習指導要領第 2 章第 2 節第 2〔歴史的分野〕の 3 (3) アのうち「世界の古代文明」に関する規定は適用せず、新中学校学習指導要領第 2 章第 2 節第 2〔歴史的分野〕の 3 (3) アのうち「世界の古代文明」に関する規定を適用するものとする。

エ 現行中学校学習指導要領第 2 章第 2 節第 2〔歴史的分野〕の 2 (3) アに規定する事項に、新中学校学習指導要領第 2 章第 2 節第 2〔歴史的分野〕の 2 B (2) ア (ア) のうち「^{げんこう}元寇がユーラシアの変化の中で起こったことを理解する」の部分の規定に係る事項を加え、新中学校学習指導要領第 2 章第 2 節第 2〔歴史的分野〕の 3 (3) イのうち「ユーラシアの変化」に関する

る規定を適用するものとする。

オ 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の2(4)アのうち「ヨーロッパ人來航の背景」の部分の規定に係る事項については、現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(5)アのうち「ヨーロッパ人來航の背景」に関する規定は適用せず、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(3)ウのうち「ヨーロッパ人來航の背景」に関する規定を適用するものとする。

カ 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の2(5)アのうち「市民革命」の部分の規定に係る事項については、現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(6)アのうち「市民革命」に関する規定は適用せず、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(4)アのうち「市民革命」に関する規定を適用するものとする。

4 数学

- (1) 次の表の第1欄に掲げる年度の同表の第2欄に掲げる学年の数学の指導に当たっては、それぞれ、現行中学校学習指導要領第2章第3節第2に規定する事項のうち同表の第2欄に掲げる学年に係る同表の第3欄に掲げる事項に、新中学校学習指導要領第2章第3節第2に規定する事項のうち同表の第2欄に掲げる学年に係る同表の第4欄に掲げる事項を加え、新中学校学習指導要領第2章第3節第2の規定のうち同学年に係る同表の第5欄に掲げる規定を適用するものとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
平成31年度	第1学年	2 A (1)		3 (1) のうち「素数の積」に関する部分
		2 D (1)	2 D〔用語・記号〕のうち「累積度数」	
平成32年度	第1学年	2 A (1)		3 (1) のうち「素数の積」に関する部分
		2 D	2 D (2) ア (7) , 2 D (2) イ (7)	
		2 D (1)	2 D〔用語・記号〕のうち「累積度数」	
	第2学年	2 D	2 D (1) ア (7) , 2 D (1) ア (1)	

- (2) 平成31年度及び平成32年度の第1学年の数学の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第3節第2〔第1学年〕の3(6)の規定は適用しないものとする。

5 理科

- (1) 平成31年度及び平成32年度の理科の指導に当たっては、次のア及びイのとおりとする。

ア 現行中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第1分野〕の2(1)イ(7)に規定する事項に、新中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第1分野〕の2(1)ア(イ)㉔のうち「物体に働く2力についての実験を行い、力が釣り合うときの条件を見いだして理解する」の部分の規定に係る事項を加えるものとする。

イ 現行中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第2分野〕の2(2)アに規定する事項に、新中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第2分野〕の2(2)ア(エ)㉔に規定する事項を加え、新中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第2分野〕の3(4)オの規定を適用するものとする。

- (2) 平成31年度の第1学年の理科の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第1分野〕の2(1)イ(イ)に規定する事項のうち「水圧」の部分の規定に係る事項を省略し、現行中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第1分野〕の3(2)オの規定は適用しないものとする。

- (3) 平成 32 年度の第 1 学年の理科の指導に当たっては、次のア及びイのとおりとする。
- ア 現行中学校学習指導要領第 2 章第 4 節第 2〔第 1 分野〕の 2 (1) イ (イ) に規定する事項を省略し、現行中学校学習指導要領第 2 章第 4 節第 2〔第 1 分野〕の 3 (2) オの規定は適用しないものとする。
- イ 現行中学校学習指導要領第 2 章第 4 節第 2〔第 2 分野〕の 2 (1) イ (イ) に規定する事項を省略し、現行中学校学習指導要領第 2 章第 4 節第 2〔第 2 分野〕の 3 (2) ウの規定は適用せず、現行中学校学習指導要領第 2 章第 4 節第 2〔第 2 分野〕の 2 (3) ウに規定する事項を加え、現行中学校学習指導要領第 2 章第 4 節第 2〔第 2 分野〕の 3 (4) ウ及びエの規定を適用するものとする。
- (4) 平成 32 年度の第 2 学年の理科の指導に当たっては、次のアからウまでのとおりとする。
- ア 現行中学校学習指導要領第 2 章第 4 節第 2〔第 1 分野〕の 2 (3) ア (エ) に規定する事項については、新中学校学習指導要領第 2 章第 4 節第 2〔第 1 分野〕の 3 (5) エのうち「放射線の性質と利用」に関する規定を適用するものとする。
- イ 現行中学校学習指導要領第 2 章第 4 節第 2〔第 2 分野〕の 2 (3) エ (フ) に規定する事項を省略し、現行中学校学習指導要領第 2 章第 4 節第 2〔第 2 分野〕の 3 (4) オの規定は適用しないものとする。
- ウ 現行中学校学習指導要領第 2 章第 4 節第 2〔第 2 分野〕の 2 (4) ウに規定する事項に新中学校学習指導要領第 2 章第 4 節第 2〔第 2 分野〕2 (4) ア (エ) ㉗に規定する事項を加え、新中学校学習指導要領第 2 章第 4 節第 2〔第 2 分野〕の 3 (6) オの規定を適用するものとする。

6 音楽

平成 30 年度から平成 32 年度までの第 1 学年から第 3 学年までの音楽の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第 2 章第 5 節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第 2 章第 5 節の規定によることができる。

7 美術

平成 30 年度から平成 32 年度までの第 1 学年から第 3 学年までの美術の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第 2 章第 6 節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第 2 章第 6 節の規定によることができる。

8 保健体育

- (1) 平成 31 年度及び平成 32 年度の第 1 学年の保健体育の指導に当たっては、次のア及びイのとおりとする。
- ア 現行中学校学習指導要領第 2 章第 7 節第 2〔体育分野第 1 学年及び第 2 学年〕の 2 H (1) に規定する事項に、新中学校学習指導要領第 2 章第 7 節第 2〔体育分野第 1 学年及び第 2 学年〕の 2 H (1) ア (ウ) に規定する事項を加えるものとする。
- イ 現行中学校学習指導要領第 2 章第 7 節第 2〔保健分野〕の 3 (1) の規定にかかわらず、現行中学校学習指導要領第 2 章第 7 節第 2〔保健分野〕の 2 (1) アからエまで、2 (4) ア及びイのうち「健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける必要がある」の部分の規定に係る事項を指導するものとする。
- (2) 平成 32 年度の第 1 学年の保健体育の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第 2 章第 7 節第 2〔体育分野第 1 学年及び第 2 学年〕の〔内容の取扱い〕(2) クの規定にかかわらず、現行中学校指導要領第 2 章第 7 節第 2〔体育分野第 1 学年及び第 2 学年〕の 2 H (1) ウに規定する事項は省略するものとする。

- (3) 平成 32 年度の第 2 学年の保健体育の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第 2 章第 7 節第 2〔保健分野〕の 3 (1) の規定にかかわらず、現行中学校学習指導要領第 2 章第 7 節第 2〔保健分野〕の 2 (3) アからエまで、2 (4) イのうち「食事の量や質の偏り、運動不足、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れは、生活習慣病などの要因となる」の部分の規定に係る事項及び 2 (4) ウに規定する事項を指導するものとする。

9 技術・家庭

平成 30 年度から平成 32 年度までの第 1 学年から第 3 学年までの技術・家庭の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第 2 章第 8 節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第 2 章第 8 節の規定によることができる。

10 外国語

平成 30 年度から平成 32 年度までの第 1 学年から第 3 学年までの外国語の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第 2 章第 9 節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第 2 章第 9 節の規定によることができる。

11 道徳及び特別の教科道徳

- (1) 平成 30 年度の第 1 学年から第 3 学年までの道徳の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第 3 章の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第 3 章の規定によることができる。
- (2) 平成 31 年度及び平成 32 年度の第 1 学年から第 3 学年までの特別の教科である道徳の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第 3 章の規定にかかわらず、新中学校学習指導要領第 3 章の規定によるものとする。

12 総合的な学習の時間

平成 30 年度から平成 32 年度までの第 1 学年から第 3 学年までの総合的な学習の時間の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第 4 章の規定にかかわらず、新中学校学習指導要領第 4 章の規定によるものとする。

13 特別活動

平成 30 年度から平成 32 年度までの第 1 学年から第 3 学年までの特別活動の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第 5 章の規定にかかわらず、新中学校学習指導要領第 5 章の規定によるものとする。

